共有するは、モーゼ及パウロの愛をしてキリストの愛と同種のものならしむるものなりとす、

主イエスは真正完全なる人と為され、又人として他の一切の人と自己との同一なることを感じ玉へり、されば彼は自ら罪なかりしと雖も能く人間の罪の恥辱と悲哀とを感得し玉ひしなり、もし吾人が確かに知る如く主イエスにして其生命、性質吾人々間と同一に、以て自己と吾人、人間とを同一視することを得、しかして其大なる愛や、かのモーゼ及聖パウロの愛に超越すると限り無く、吾人に關する事をも自己の事の如くに感じ得玉へるものとせば、彼は決して形容的、儀標的に吾人の罪を負ひ得たるのみならずして、真實に、事實上吾人の罪を負ふことを得玉ひたるものなりとす、彼は吾人の罪を自己の罪の如く感ずることを得玉ひしなり、罪の恥辱、罪の咎實は彼の心胸を刺し且つ裂くことを得たりしなり、彼は自ら聖にして穢なかりき、然れども人の罪は其靈魂をして太く悲しみ、死ぬばかりならしめたりしなり、さればこそ主イエスが罪の為めに献ぐべき犠牲の事を先言せる預言を観るに、彼が人の罪を自己の罪の如くに、真に感じ、之を懺悔することを言ふもの少からず、彼は實に此くまで全く自己と吾人とを同一視することを得、玉ひたるにてあるなり、

例へば希伯來書(十章五―七節)は詩第四十篇を引證し、該詩を以て少くとも幾分か主の犠牲、贖罪的の行に言及せるものとなすが如し、該詩に於て語るところの人は全篇同一の人なり、しかして其第六及七節に於て「なんぢ犠牲と祭物とをよろこびたまはず、なんぢわが耳をひらき玉へり、なんぢ燔祭と神祭とをもとめたまはず、そのとき我いへらく視よわれきたらんわがことを書の巻にしるしたり、わが神よわれは聖意にしたがふことを樂む」といひし者、第十二節に於て「そはかぞへ難き禍害われをかこみ、わが不義われに追及てあふぎみることも能はぬまでになりぬ、その多きことわが首の髮にもまさり、わが心きえうするばかりなればなり」といへり、之と全く詩第六十九篇も亦主の苦難を預言せるものありとす、該詩は一個の人につきて語る、しかして其いかなる人なるかは請ふ該詩の語を借りていはん、曰く「我はなんぢの為に謗をおひ恥はわが面をおほひたればなり、われわが兄弟には旅人の如く、わが母の子には外人の如くなれり、そは汝の家をおもふ熱心われをくらひ」(七―九節)と、是れ其人にてあるなり、使徒等は(約翰傳二〇十七、此く神の家に對して熱心な

る人につきての預言主イエスによりて成就せることを信ぜりき、且つ該詩は此人に關する未來の歷史を重ねて預言し、其第二十一節に於てキリストの十字架に死し玉ひしとき正に生起せる出來事を先言したり、曰く「かれらは苦草をわが食物にあたへわが渴けるとき醋を飮ませたり」と、然らば果して何人に對してかく預言されたるものなりやと尋ぬるに、全く第五節に於て「わがもろ〳〵の罪は汝にかくれさるなり」と記されたる其人を指すを知る、もし然りとせんか、吾人は右の最後に擧げたる語を以て主イエスに對する預言なりと解釋するに毫も躊躇するを要せんとぞ思ふ、將た其前に擧げたる詩中の語(四十篇十二節)即ち「我が不義われに追及」なる語も亦た之を主イエスに適用するに何の不可か之れあらん、固より主の毫末の罪を有し玉はざる、其聖德の完くして欠くるところなき、右の預言が主自らの罪につきて語りしものにあらざること言ふ迄もなし、然れども吾人之を以て人となれる神の子が吾人と同じく人性を採り、其兄弟たる吾人と自己との同一を感じ玉ひしことを指すものとなすに不可なるところなし、吾人は皆あやまり、羊の如く迷ひたり、然るに「エホバはわれらすべての不義を彼の上に置き玉へり」是れ他の預言者

イザヤの言なり(イザヤ書五十三〇六)、彼の上に置かれたる重荷は彼よく之を荷ふことを得玉ひたりき、そは彼其人性に於て人と自己とを同一視し、其無限の慈愛を以て吾人を其胸に擁き、眞實に人の罪を實悟することを得玉ひたればなり、神の定め玉へる萬人の首として、又代表的の人として彼は人の罪を悲み、悼むことを得玉ひたればなり、此かる資格の人として彼は神に對して價値あり又聖意に合ふ罪の懺悔を爲すことを得玉ひたればなり、それたゞ彼はかく吾人と自己との同一を眞實に感じ、吾人の罪の重荷を感ずるを得玉へり、故に彼はよく吾人の重荷を除き、吾人のために呪咀を掃ひ、吾人に與ふるに彼と均しき聖德に達するの望を以てすることを得玉へり、

第十三　キリストは其死に於て實際上罪人と自己とを同一にし、罪の元精的苦辛を眞實に嘗め玉へりとの聖書上の證據

吾人が以上見たる如く、もしキリスト吾人の如き人性を享有し、涯りなきの慈愛を以て吾人の憂を自己の憂となし、吾人と自己とを同一視するの深き、吾人の罪の恥辱、悲哀をも自己の罪の恥辱、悲哀の如く感ずるまでに至り玉へりとせば、吾人は次に問はざるべからざることあり、曰く、彼がかく吾人の運命と自己の運命とを同一にし玉へることとは、果して如何程まで及ぶことを得、又いかほどの度まで實際及びしや、即ち是れなり、

さて主イエス罪ある世界の人類と自己とを同一にし玉へることとなれば、彼が吾人の爲め、かの人間の罪に加へらるゝ死に遭ひ玉へることとは、吾人の信ぜざるを得ざるところなりとす、蓋し肉體上の死なるものは、吾人に罪あるの故を以て吾人に加へられたる罰なれば、主イエスが肉體上の死に遭ひて親しく其身に此罰を受け玉ふことを得玉へりといふことは、吾人毫も之を了解するに苦まざるのみならず、主が此く死し玉ひしことは、彼が吾人の爲に遂げ玉ひし贖罪の重大なる部分を形くることと疑を容れず、されば使徒ペテロは言へり曰く、「かれ木の上に懸て我儕の罪を自ら己が身に任給へり」(彼前二〇廿四)と、然れども罪に對する神罰なるものは肉體の死に盡くるものにあらずして、神罰の怖るべき點の元精何れにありやと尋ぬれば、實に罪人が神の面前より驅逐せらるゝことに在りて存す、果して然らば吾人は畏みて問はんとす、キリストは其死に於て吾人と自己とを同一にし玉へるとき、果して幾分にても此かる恐怖を嘗め玉ひしや、如何と然り、吾人は彼が又此かる恐怖の苦を負ひ玉ひしとを信ず、固より聖潔なる主が、かの罪を犯して未だ赦されざるとき吾人が感ずる眞心の咎、痛悔の念及びかゝる種類の苦を受け玉へりとは、吾人之を信ずることを得ず、然れども彼が不義にして汚れたる吾人と自己とを同一にし玉へるが爲め、彼は能く神の憐愛より驅除せられたりとの感を有するを得玉へり、既にかく彼の靈生の支柱たり、力たり、喜悅たる神との交通を失ひたるが故、彼は靈性上の寂寞を感じ、神に棄てられ、神より逐はれたりとの念を實驗することを得、

隨て人の罪科に對する神の義罰の結果たる苦痛を眞實、實際に嘗むることを得玉ひたり、蓋し此の苦痛たる、吾人の如く罪の悪性を悟ること不完全に、神の聖と愛とを感ずるに至らざるところあるものゝ中々に想像すると能はざるものにてあるなり、彼が吾人と己とを同一に感ずることを得玉へる丈けの度に於て、彼は吾人が負ひ且受くべき罰の苦を自ら負ひ且受くることを得玉ひしなり、聖書に錄して言ふあり、曰く「心の清きものは福なり其人は神を視るべければなり」(馬太五〇八)と、又曰く「人もし潔からずば主に見ゆることを得じ」(希伯來十二〇十四)と、彼が罪に汚れ、不義に染みたる人間と自己との同一なるを感じ得玉ひし丈けの度に於て(蓋し神は彼を全人類の首とし、代表者と爲し玉へり)、彼は能く自ら神を視るを拒まれ、神に近くを禁ぜられたりとの感を懐くことを得玉ひけり、

然り而して主イエスが啻に罪人と自己との同一を感ずることを得玉ひたるのみならず、吾人の智識に超へたる深き愛を以て、己を神に獻げ、人間の代表者として、人の爲めに罪を懺悔し、神が罪に加へ玉ふ罰を自ら負ふことを得玉ひたる迄の度に於て、吾人は神が罪に汚れ、不義に染める人の代表者として彼を見、又主が神の愛憐

を信じて自ら負はんと言出で玉ひしかの神の義罰を彼に加へ、彼を汚れたるものゝ如くに扱ひ得玉ふべきことを信ずるに、毫も困難を感ぜざるなり、主が吾人と自己との同一を感じ得玉ふの程度に隨ひて、彼は罪の價値たる靈性上の恐怖を感じ其苦を負ふことを得玉ひたりしなり、しかり而して彼は實際上吾人と自己とを同一にし玉ひ、又神の愛より視て吾人の救罪に必要なりと認めらるゝ丈けの罰を自ら負はんと主が自己を獻じ玉ひしは、眞實にして空虛ならざるものたること、是れ吾人の信ずるところなり、かく吾人は又神が吾人の罪を負ふものとして彼を吾人と同一視し玉ふことも亦眞實にして空虛ならざることを信じ、神が其深遠なる神の智慧と愛とを以て、罪人の代表者たる者より其聖顏を背け、以て其罪を憎むを知らしめ玉へることを信じ得べし、固より此く罪ある世人と自己とを同一にし玉へる者の、自ら聖にして罪なく、實に神の愛し玉ふ獨生子にてありしことは言迄もなし、抑も罪に對する神意如何は必ず啓示せられざるべからず、しかしてもし無罪者吾人の爲めに哀訴し、吾人の罰を負ひ玉ふとせば、彼は必ず神怒の鞭に觸れ又第二の死の要素と思はるゝかの靈性上の寂寞といふ影暗き谷を少時經過するとき、神

との離別といふ冷霧の裡に彷徨せざるを得ざるなり、

吾人の主が罪によりて神の罰を受くべき吾人の運命を自己の運命となし玉へることは眞實にして虚事にあらず、しかして神が此く吾人と自己とを同一にせるものとして彼を罰し玉へりとのことも亦眞實なり、此主意に隨ひて聖書は絶へず主の死のことを語り、之を以て神が吾人を赦し玉ふ根據と爲す、吾人の紙面に限あれば、今は纔に此種の聖書の語中顯著なるものを擧げて足れりとすべし、

加拉太書三章十三節に聖徒パウロは言へり、曰く「キリスト既に我儕の爲に詛はるゝ者となりて我儕を贖ひ律法の詛より脱しめ給へり蓋すべて木に懸る者は詛はれし者なりと錄したればなり」と、該使徒が玆に引用せる聖語は申命記廿一章廿二及廿三の兩節に發見せらる、曰く「人もし死にあたる罪を犯して死刑に遇ことありて汝これを木に懸て曝す時は翌朝までその體を木の上に留をくべからず必ずこれをその日の中に埋むべし其は木に懸らるゝ者はヱホバに詛はるゝ者なればなり斯するは汝の神ヱホバの汝に賜ふて產業となさしめ玉ふ地の汚れざらんためなり」と、吾人は玆に注意すべきことあり、舊約書中に擧げられたる諸刑罰中、刑に處せられて神の詛を受けたりと稱するものとては、唯一此木に懸られて死することあるのみなることと是れなり、しかり而して此に云々せるところ自ら尋常一樣ならざる陰鬱、淒涼の思想を含むを以て觀れば、此かる死を或る意味に於てかの主と死と苦に關する福音書の記事中に記せるカルバリー山上の木及之を蔽ひたる超自然的暗黑の豫表たらしめんとの神意たりしと結論するは、尤も當を得たるものなりと思はる、さればこそ使徒パウロは主の死が律法の一制定によりて豫言せられたるところを成遂せりとは考へたるなり、吾人が此に言ふ如く、木に懸りて死することと神の怒とは相關係せるものにして、上古より神は之によりて吾人の心を準備し、以て他日吾人をして主の苦痛の尤も激烈なる部分たるもの即ち罪に對する神の震怒と十字架とを連結せしめんとの主意なりとの吾人の意見の眞否は兎も角も右に揭げたる聖徒パウロの主もなる語に至ては、何人も之を疑ふこと能はざるべし、彼は云へりキリストは律法の詛より我儕を贖ひたり」と、抑此「詛」なる語は、自然必至、人力の如何ともすべからざる因緣よりして、律法を犯すものに加ふる罰を謂ふものにあらずして、道義上の憤怒よりして加へられたる苦痛を指すものなれば、此

く犯され破られたる律法の威嚴を保存する者は勢ひ有心的(パーソナル)の者ならざるべからず、吾人が律法の詛を受くべきものなりといふは、啻に吾人の罪の自然の結果即ち一定不變の性を守りて始終働く勢力が非有心的に作用する其作用の自然の結果を受くと謂ふのみならずして、吾人が吾人と同じく道義上の憤怒を有し、吾人に苦痛を加へて以て其義憤を表示せんと欲する他者の道義的憤怒に觸るとの意を含むものなりとす、キリストは律法の詛より吾人を贖ひ玉へり、換言せば、彼は吾人の受くべき憤怒と其憤怒に伴ふ苦痛より吾人を脱せしめ、隨て吾人をして復た之を受くることとなからしめ、自ら「我儕の爲めに詛はるゝものとなり」て、詛を受くるてふ悲境より吾人を濟ひ出し玉へりとなり、もし吾人に加へらるべき詛にして道義上の憤怒及其結果たる苦痛の吾人に加へらるゝことを謂ふものなりとせばキリストが吾人の爲めに詛はるゝ者となり玉へりとは、彼が吾人と同一の境遇に陷り玉ひ、吾人を贖はんが爲めに、彼は自ら幾分か神の震怒の何たるかを曉り、又かく曉るよりして勢ひ其精神に發起し來る悲苦凄涼の情を幾分か嘗め玉はざるを得ざりしとの意ならざるを得ず、

哥林多後書五章廿一節に使徒パウロ又曰く「神罪を識ざるものを我儕の代に罪人となせり是我儕をして彼に在て神の義となることを得しめん爲なり」と、聖徒パウロは此節に於てキリストにつき二事を言ふ、一は、彼が自ら罪なきこととなり、曰く、彼は罪を識らず、と是れ該使徒の斷言するところなり、二は、神が彼を我儕の代に罪人となせることと、即ち是れなり、此處に據れば、神は自ら罪科なき者と倶にもしくは罪科なきものに對して處し玉ふものなるを見る、蓋し該使徒が此く簡單に描寫する此妙絶秘絶なる演劇に於て三個の役者ありとす、神、キリスト及び吾人人間是れなり、しかして神は其中の主なる役者たる地位を占む、さて神は聖なり、キリストも亦聖なり、されど吾人は罪と腐敗とにて充てり、しかして神は吾人の爲にキリストを一種の者となし、其此く爲すや實にキリストを吾人の特性たるものとはなし玉ふ、吾人が聖義なる審判者即ち神の聖前に立つや、吾人をして此く神の審判を受けんが爲め其聖前に立たしむるものたる吾人の主要の性質は其罪なり、然るに神は吾人を措て問はず、キリストを問ひ彼を吾人の爲に罪とはなし玉ふ、アヽ神もし直接に吾人に對して事を處し玉へりとせば果して如何、彼必ず吾人の罪の性質に基き

て事を處し玉ひしならん、其天の聖座より吾人を下瞰し玉ふや、滔天罪悪の吾人の罪皆悉く聖眼に映ずべく、隨て之に對して義の厭怒を表示し玉ひしに相違なし、そは聖義の審判者たる神にして此念なかるべしとはいかにしても考へられざればなり、神は實に吾人を罪あるものとして問ひ、其聖前より逐ひ却け玉ひしなるべし、然るに神は此く吾人の罪實に據りて吾人を問ふことなく、却て其キリストを以て吾人の代りに罪とはなし玉へり、吾人右のパウロの語を讀むに、之れを、キリストなるものなき場合に神が吾人に對して處し玉ふと同一の方法を以てキリストに對して處し玉へりとの意に解するの外道なしと思ふ、換言せば、神は罪としてキリストに對して處し玉ふなり、それ罪の正當の價は神に擯忌せらるゝことなり、しかして神が此嫌忌を現示し玉ふや、必ず其聖徳を定立し、其愛憐の目的を成遂するに足るの度までに爲し玉はざるべからず、キリスト吾人の罪を懺悔し、其罰を負はんと吾人の爲め自己を獻げ玉ひしが爲め、キリストに於て吾人の罪は神の前に審判せらるゝなり、それキリストは吾人と同一の人性を有し、しかして其愛や至大至深なり、是を以て吾人と自己とを同一にし、其人と同一なりとの念よりして、其全聖全潔の

人として自ら有する自己の幸福なる境遇をも打忘れたるものゝ如く、愛情よりして人の悲哀を其身の悲哀とし、爲めに悲哀の底よりして神を號び、眞實に其赤心より萬人の爲めに萬人の罪を懺悔することを得、萬人と自己とを同一にせるが爲め(熱愛の情より自己の罪なきことを看過せるかの如く)、萬人の汚辱を親く感ずることを能くし玉へり、此くキリストは吾人の地位に其身を置きて吾人の汚穢を感ずることを得玉へりとせば、之と等しく吾人、神は其愛する無罪の子たる一個人としてキリストを審判せず、寧ろ罪科ある世界人類の代表者として之を審判し、其萬人に代りて來るキリストを見るに方り、キリストの中に人間の罪と汚穢とを見玉ふべしと信ずるも不可なるところなしとぞ思ふ、

しかしてもし聖者なる神、世界の罪を審判し、しかしてもしキリスト世界の罪を懺悔すると同時に神の罰を受けんが爲め神の前に其の罪を携へ來りたりとせば、神豈に積重せる人間の叛逆、背恩、邪悪を見て嫌悪、憤怒の情を發し玉はざるを得んや、しかしてもしキリスト神が人類の罪に加へ玉ふ罰を自ら其身に受けんと自己を獻じ玉ふとせば、神怒の鋒之に對して現示せられざらんと欲するも得んや、將た此

く現示せらるは尤も其當を得、義に合するものにあらずや、吾人は實に此くあらざるべしと信ずるに苦む、もし神人の罪に對して審判を下し玉ふとせば、憤怒こそ罪に對する神情を眞正に表示するものならざるべからず、神の審判を行ひ玉ふや、其震怒は眞正、眞實のものならざるべからず、故に神怒は眞正に現示せられ、しかしてキリストは其人性に於て、眞實に神の怒の恐怖、凄涼を感じ玉ひしものならざるべからず、成程恩惠は問罪に打勝ち、神怒充分に現示せられて世界の罪は赦されたるに相違なし、然れども神の十字架上に自己を獻じ玉ひし、キリストに對するや、キリストが代表し、自ら負はんと言出で玉へるものとして事を處し玉へり、換言せば、神は罪に於て人と自己とを同一視せるものとして即ち罪としてキリストを扱ひ玉へり使徒パウロ故に云へり、かくて神は自ら罪を識らざるものを吾人の爲めに罪となし玉へりと、聖者なる神吾人の罪を審判し玉へり、されど彼は其愛より出る至重の賜として吾人に與へ玉へる其キリストに於て吾人の罪を贖し玉ひたりき、しかり而して使徒パウロの語が右に論ずる題目、即ち吾人の主が其死に於て有罪の人間と自己とを同一にし玉へりといふことの眞正眞實なることにつきて自ら

語り玉ひしところと全く相一致するは明白なることとなりとす、吾人は今唯其一節を引證すべし、主曰く、「モーゼ野にて蛇を擧げし如く人の子も擧らるべし」（約翰傳三〇十四）と、さて主が玆に引き玉へる事件は民數記二十一章四節より九節迄に左の如く錄す、曰く、「民はホル山より進み行き紅海の途よりしてエドムを繞り通らんとせしがその途のために民心を苦めたりすなはち民神とモーゼにむかひ呟きけるは汝等なんぞ我らをエジプトより導きのぼりて曠野に死しめんとするや此には食物もなくまた水もなし我等はこの粗き食物を心に厭ふなりと是を以てエホベ火の蛇を民の中に遣して民を咬しめたまひたればイスラエルの民の中死る者多かりき是によりて民モーゼにいたりて言けるは我儕エホベと汝にむかひて呟きて罪を獲たり請ふ汝エホベに祈りて蛇を我らより取はなさしめよとモーゼ即ち民の爲に祈りければエホベ、モーゼに言たまひけるは汝蛇を作りてこれを杆の上に載をくべし凡て咬れたる者は之を仰ぎ觀なば生べし、モーゼ即ち銅を以て一條の蛇をつくり之を杆の上に載おけり凡て蛇に咬れたる者その銅の蛇を觀ば生たり」と、

吾人は右に掲げたる事件を以て、吾人の多福なる主によりて成了され又吾人の主の身に落ちかゝるべき事業、即ち主が之によりて以て信ずるものに永生を與へ玉ふ其事業の標號、豫表と見做すものなり、盖し是れ吾人の權威を有する見解にてあるなり、該記事を按ずるに、當時人民は毒蛇に嚙まれ、毒液其體裡に入りて大に苦みしが、其生命健康を回復するや、全く其毒を與へし者の形を有するものによりて然りしことを知る、

吾人は吾人の主の教によりて、かくイスラエル人が其肉體上の生命、健康を回復せられたることは、全く吾人が其初め創造せられたるとき召れ、しかも吾人の墮落によりて其所有權を失ひたるかの永生を再び有することを得せしめらるゝ其方法手段をば、豫表的に示すものなりと曉る、吾人は知る、吾人の性を腐毒し、永生の望を破壊せるものは吾人の罪なることを、吾人が劇烈なる一種の疾病に苦むは全く罪あるよりして然り、然り而して吾人が永生の望を回復するに至らしめらるゝは、吾人に苦を與ふるものゝ形象を採り、此象を具へて吾人を拯さんが爲め高く擧げられたる者あるによる、換言せば、主イエスは吾人が永生を得ん爲め十字架上に擧ら

れ玉へり、惟りしかるのみならず、彼は吾人の罪の形象を採りて十字架上に懸り玉ひき、吾人は使徒の語即ち「神罪を識らざる者を我儕の代りに罪となせり」といふ語を引證し、之に吾人の解釋を附せり、しかして吾人は使徒の語と吾人の解釋とが主の語と適に相一致することを見る、聖と愛とに於て完き神に取りて、人の罪と汚とはいかばかり厭ふべきものにてあらん、しかるに彼は其子を吾人の爲めに罪となし玉へり、盖しかの地を匍匐し、毒を具へたる蛇ほど世に醜きものはあらじ、回顧すれば、大蛇即ち惡魔は吾人の始祖を罪に誘ひ落したり、爾來吾人は邪情、奸惡と蛇とを連想す、一念玆に至れば自ら陰鬱憎嫌の感なくんばあらず、然れども此く憎むべき蛇も救贖的事業の一方面に於て聖潔なる主を現示する一個の豫表にてあるなり、蛇は心盤の慘憺、凄涼を描き、かの罪の應報なる「神に棄てられたり」との念を寫すものとす、然り而して主は吾人の爲めの故に、又其死に於て吾人の罪と自己とを同一にし玉ひしが故に親しく此悲慘の實驗を歷玉ひたりき此くて彼は吾人の爲に罪とせられ玉へり、神は吾人の垢汚を自己のものと爲せるものとして十字架の上にて彼に對して處し玉へり、しかして此く人と自己とを同一にせるものとして、彼

は啻に肉體に於て苦を受けしのみならず、其靈に於ても苦み玉ひけり、

吾人は罪なき主イエスが其死に於て不潔、汚穢なるものとして神によりて取扱はれ玉ひたることを證する聖書の證據を今一つ擧げんとす所謂證據とは何ぞや、曰く、利未記第十六章に錄するところの贖罪の日に對して制定せられたる儀式中に含有せられたるもの是れなり、蓋し此儀式たる其細目に至るまで主の贖罪事業を證するものなれども、吾人今は唯吾人が現に論じつゝある點に對する證據に就て說くことゝすべし、

罪祭として殺されたる獸類即ち牡牛及び山羊の血は至聖所に携へられ、恩惠の坐前に灑がれたり、しかして是れ「集會の幕屋のためと壇のために贖罪をなしまた祭司等のためと民の會衆のために贖罪」をなさんが爲めなりとす、さて此く至聖所中の恩惠の坐前に灑がれたる血は、キリストの血の豫表にして、又之によりて彼が遂げ玉ふ贖罪を豫表するものにてあるなり、これ希伯來書第九章に說明せられたるが如し、吾人は此贖罪の日かく至聖所に携へ入らるゝ血の所有者なる罪祭即ち牡牛と山羊の屍の整理に注目するの要ありとす此屍は會衆の營の外に携へ出され、

火にて焚盡されたり、此の如く屍を處理せること、是れぞ誠に意味あることにてあるなり、蓋し律法に制定せられたる他の祭事に用ひたる屍も火を以て焚かれしに相違なし、然れども其焚かるゝや、大初に天より降り來り(歷代史下七〇一ー三と出埃及紀四十〇三十四、卅五對照)しかして滅すべからざる(利未紀六〇十二、十三)聖火にて焚かれしなり、且つや屍は聖域内に於て焚かれたり、もし其屍にして火を以て焚かれざるときは、神の制定し玉へる宗教上の行爲として、又神に對する信仰、尊信を表することとして、之を主の前にて食することゝなり居れり、即ち此かる屍は禮拜者之を食ふも、聖壇の火にて之を焚くも、何れにしても神に獻げたる神聖なる物として食はれ若くは焚盡されしなり、然るに吾人が今說くところの贖罪日の罪祭に至りては之と異なり此祭日に限りて牡牛、山羊の屍は通常の火を以て焚かれ、聖域内の聖壇上に燃ゆる聖火を以て焚かるゝことなし、加之此屍や人民の營外に投棄せられたるを以て觀れば、其聖徒の會衆より驅除せられたることを表示するの意たる明かなりとす、且つや屍を携へ出づるものは必しも神に奉へ聖事を處理するが爲め聖別せられたる祭司若くはレビの人にあらずして、單に制定して(二十七

節)「人、營の外に之を携へ出すべし」と謂ふに過ぎず、即ち何人にても、何かなる普通の勞働人にても、いかなる馬丁輿卒と雖も、かく穢れ、汚れたる物を處理して不可なしといふものにして、かく處理せられたる屍の不潔なるものと思惟せらるべきこととは、其次節に制定するところを看ても知るべし、(廿八節)曰く、「之を焼たる者は衣服を濯ひ水に身を滌きて然る後營にいるべし」と、是れ豈に其人厭ふべく、又棄絶せられたる罪祭の屍に觸れて穢れたるが故、復び營内に入り、若くは聖物に接するを得るに先ち、相當の規定せられたる潔淨の禮を受けざるべからずとの意にあらずして何ぞや、然り而して希伯來書記者は、かく罪祭の屍を穢れたるものとして營外に焚くことは、主が十字架上にて受け玉ひし苦を豫表せるものなりと論ぜり、其言に曰く、(十三章十一、十二節)「祭司の長罪を贖はんが爲に獸の血を携へて聖所に入その獸の體を營外にて焚けり、是故にイエスも己の血を以て民を潔んが爲めに門の外に苦を受しなり」と、是れ主がエルサレム郭外に携へ出されて十字架に磔られ玉へりといふ歴史上の事實を指すものなることと掩ふべくもあらず、即ち知る、吾人が已上考察したる種々の聖語に照らして考ふるときは、主が聖市エルサレム城外に苦を

受け玉ふや啻に其自ら之を救はんが爲め來り玉ひし其人々に卑められ、棄らるゝの悲哀を受け玉ひしのみならず、之に加へて一種の憂苦を嘗め玉ひたりと思惟せざるべからざることを、其同胞人類に棄られ、其國人に斥けられ、其兄弟に擯けられ玉ひしは、主の悲哀の一たりしに相違なく、希伯來書記者が(十三節)「然ば我儕も彼の斲辱を負て營外に出でかれに往くべし」といひて、事情止を得ざる場合には、吾人も起ちてキリストと共に憂苦を分たざるべからずと勸むるは、畢竟主の苦の中右の元素を指すに外ならず、蓋し右の語の意たる、もし吾人己の愛する者に棄てられ、これによりてキリストと神とに對し證左を爲すことを得ば、止を得ずんば主と共に人に棄らるべしといふに在り、然りと雖も吾人が主の受苦の奥儀を思ふに方り、其人に棄られ玉ひしとき感じ玉へる悲哀の外、神に棄られ玉ひし愁苦、即ち彼が世界人類の罪を負ひ、神の審判を受け、公義上神に棄てられたるの憂愁を嘗め玉ひしことを看過すべからず、そは使徒パウロ、彼が吾人の爲めに詛はれたることを謂ひ、神が彼を罪あるものとしたることを謂ふのみならず、主自ら禍患の原因即ち罪の形象をとりて十字架の上に擧らるべきことを告げ玉ひ、しかして神の制定し玉へる律

法の中に存ずる豫表は、神の臨在し玉ふ聖殿に對し、彼が會衆の外に驅除せらるゝことを豫示し、且つ彼が罪に對する神の震怒の火に觸れ、吾人の不潔汚穢を自己のものと爲し、以て神の審判を受け玉ふとき、其身に及ぶべき羞恥、凌辱を描寫したればなり、此の神に棄てられ、神前より驅逐せられたりとの念、これぞ主が受け玉ひし憂苦の主もなる元素にてありしなり、それ人の罪の中には肉體の死と、吾人が今論ずる靈性上の愁苦とを含有す、されば主が郊外に苦み玉へるとき、實に兩から之を受け玉ひたるなり、其國人に斥けられたるは其受苦の一元素なり、然れども神に棄らるゝは是れ實に彼が平和と清潔の心を吾人に回復せんが爲め、吾人の罪と垢汚とを負ひ玉へりといふことの最深の意味にてあるなり、蓋し平和は先に來る、そは神が吾人を赦し玉ふといふを識るよりして來ればなり、次に神の大能の作用によりて清潔來る、しかして此清潔や、進んで終に神の道義的聖象に符合する迄に至るものなり、左ればこそ希伯來書記者はキリストが(かの不潔にして棄却せられ、火にて燒かるべきものなりとて罪祭の屍を處理する、其處理中に表示せられたる豫表の成就者として)門外に苦痛を受け玉ひしことを言ふと共に、又(希伯來書十三〇十一、十二)彼が此く苦み玉ひしは「己の血を以て民を潔めんが爲」なることを述べたり、」

吾人は以上教義上の陳述を解釋したり、しかして此陳述に遵ふときは主は其死し玉ふや、全く吾人と自己とを同一にして死し玉ひたり、神は主に於て吾人の罪を審判し玉へり、しかしてキリストは(罪なきに)眞實に、實際上に人の罪に、對する神の罰を負ひ、終に其自己が罪ある世界人類と同一なりとの念よりして一時幾分か心靈的荒凉の愁苦を感じ、隨て神と分離せりとの悲苦を受くるにさへ至り玉へるなり、然り而して此く教義上陳述せらるゝところは、又歷史上主の受苦の事を記する記事を以て證定することを得べし、

何となれば吾人の主がゲッセマネの園に於て受け玉ひしかの心靈上の愁苦を以て、其翌日將に受けんとする肉體上の苦痛を恐るゝが爲めとなすも、又は其弟子が己を棄てゝ離散せるによると爲すも、はた又其敵人より蒙れる憎惡によると爲すも、共に是れ正當に吾人の主の心事を解するものと見做すべからざればなり、古往今來キリストならざる人否な纖弱の婦女小兒すら、キリストと神の爲め何物を失ふも悔ひず之が爲めよく忍びて恥を受け、誹謗に耐へ、迫害に臆せず、肉裂け、骨破れ

て死して顧みることなかし、然り而して彼等は實に悠々綽々、斷乎神を信じて此かる憂苦に耐へたるのみならず、實に欣然之を歡迎したり、左れば殉敎者が死を以てまで神の爲めに證する其精神の喜悦は、殆んど其身を燒きつゝある火焰の身邊に在るを知らざるものゝ如くにてありき、勿論吾人の主は完全なる人性を有し玉ひたれば、其人民、其友人、其弟子に對して一種深重の愛情を有し、隨て其己を棄て、若くは己を敵に附し、又は己を知らずと言ふに方りては、其精神に一種特別の苦感を抱き玉ひしに相違なし、且つかの學者とパリサイの人及び祭司長が善に敵するを觀、即ち其神に敵するを觀ては、悲感其胸を刺せしに相違なし、そは錄して「汝をそしるものゝ謗われに及べり」(詩六十九〇九)とあればなり、然りと雖もかの馬太傳二十六章三十六節より四十節迄、馬可傳十四章卅二節より四十二節迄、及び路加傳廿二章卅九節より四十六節に至る迄の三ヶ所に錄せられたる心中の闘爭が右に述べたる憂悶に基けりとは考へられざるなり、何となれば主が受けざるべからざる苦痛の中彼をして之を受くるに尤も難んぜしめたる元素ありたればなり、彼の心靈之を視て悚然として懼れ、後に瞠若し、心中一たび之を迎ふるや、かの非常なる心靈の

愁苦を表する汗は點々流れて血の如く地に滴るに至りたる、或恐るべき一物ありしは明かにして疑ふべからざればなり、否々、吾人にして主を人として考ふるとするも、もし正當に之を考へんには、主がかの非常なる心中の憂懼を感じ、其飲まんとする悲杯の尤も苦き成分として、仰で父に哀訴し、もし聖意に合せば己をして之を飲まずして止ましめんことを乞ひ玉ひし其物は、決して翌日其身に及ばんとする肉體上の苦痛と死とに在りしを思ふこと能はざるなり彼の心靈が熱き惶れて瞠若たりしは全く肉體上の苦痛と死に比して一層恐るべき物に接して然りしなり、其第二の死の蔭を通過せざるべからざるが爲にてありしなり、其吾人の罪に於て己を吾人と同一にせるより、神怒に觸れ、神顏の光を見ることを得ず、神より遠けられて、孤獨、淸涼、暗澹の悲境に陷り、人間の罪に對する正當の應報として神が加へ玉ふべきものを其身に負はんとして、測知すべからざる恐惶の中に沈み玉へるによらずんばあらず、アゝ是れ實に主が飲むを躊躇し之を飲むに對して神祐を要し、神祐を求め、神祐を得玉ひし其杯にてありけり、

赫々たる白日天に中するとき、忽然異常の暗黑來りて地を庇ひ、死氣凄然主の十字

架之が爲めに包まる、是れ眞に主の靈を壓せし苦楚の好徽標なりしなり、然り而して主の心靈荒涼の淵に沈淪し、其底より仰て「我神、我神、なんぞ我を棄玉ふや」と叫び玉ふや、是れ實に吾人の之に奉へんが爲めに造られ、又吾人存在の正當の目的たる神の臨在、眷愛を失ふとき、必ず其心靈に來るべき愁苦を幾分か啓示せるものなりとす、されば吾人は信ずべし、主が其肉體にせよ、其心靈にせよ、苦痛を受け玉ひしは人間罪惡の正當の應報たる悲哀を實際、眞實に嘗め玉ひたるものなるを、何となれば彼はかく吾人の罪を負ひて吾人の咀を除去りたればなり、彼は吾人の贖主となれり、しかして吾人は彼を信じて吾等の罪を悉く救され、永生を得るにてあるなり、

第十四　キリストは其死により、神が苟くも罪あるものをして其面前に恒存せしめじと顯然決意し玉ひしは義なりといふことを公けに承認し玉へり、

吾人は第十編に於て、吾人の見得る限り、神が其義を顯はし、又之と同時に人の罪を赦すことを爲し玉ふに三ヶ條の條件あるべきことを論じたり、所謂三ヶ條とは、第一、人罪の惡性を覺るを要す、第二、人其罪の此の如く邪惡なることを充分白狀し、之を捨てんとの衷心より願ふを要す第三、人は神が表白し玉へる決意、即ち苟くも永く罪の性を有する者其聖潔なる面前に恒存するを許さずとの決意を成し玉へるの義なることを充分腹臟なく承認せざるべからずと、是れなり、同編に又言へり、かく人に對して要求せらるゝ條件を、人は自ら果すこと能はざりしかど一個の「人」萬人に代り、萬人の爲めに之を成遂せしことを、ゲッセマネ園に於けるキリストの心中の恐怖、凄慘、其十字架上の心靈的荒凉の苦、其他主の死に屬する一種特別の苦痛

より主が悄れて退縮し玉ひしことを錄する紀事を見れば、罪の元精の邪惡にして、恐るべき性質を具ふるを啓示するもの、他に之に及ぶべきものあるを知らず、罪なき主イエスは其聖潔なる靈を以て、罪に對する恐るべき應報なる荒凉の情を親しく實驗し玉ひたり、然り而して此の聖者が甘じて罪に對する神の、憤怒に觸れて苦み玉ふを見るときは、吾人の心意罪の爲めに汚され、暗くせられ、弱められたりと雖も、尙之によりて始めて幾分か吾人が有し居る道義的惡の性質如何を悟り得るにてあるなり、

然りと雖も主の死は單に罪の惡性を啓示せるのみならず、又人の罪の懺悔にして、神が罪に對して震怒を發し玉へるは義なりとの公認なりとす、

蓋し人が罪の赦免を得んことを望みて其當を失はざらんには、先づ其罪を懺悔せざるべからずとは、是れ尤も正當にして理に合すること、なりと謂はざるべからず、人の心情なるものは、縱ひ天よりの啓導を特に被らずとも、吾人の創造主にして、吾人を生存せしめ、吾人の享くる一切の恩惠の賜與者なる神の道を守らずして之に逆ひたる以上は、神の威光に對して何物か償ふところなかるべからずと自然に認め、しかして吾人が神に與へたる汚辱を償はんが爲め爲し得べき最小事は、其罪科を認め、之に對する痛悔の情を表白するに在ることを自ら悟らずんばあらず、もし罪人にして此承認を爲すの念なからんか、是れ其靈の神に復歸する期なきものなり、神と人とは未だ紛爭の中に在るものなり、人靈は未だ神に反するものなり、神の道義的秩序を蔑如し、神と其律法とを離れて自ら獨立せんと欲するものにてあるなり、然れども一旦人翻然悔悟、其神に對する正當の干係にして素より之を破るべからざりしかの信賴孝順の情を以て神に對するに至らんか、謙りて己の罪を懺悔するは當に其心中自然の願となるのみならず、其至深至厚の願の一とならずんばあらざるなり、人心もし神に對する其正當の干係を回復せんか、其罪を相當に懺悔せんことを望み、しかして神も亦之を切望し玉ふ、然り而して人其心に神の偉大と聖と愛とを悟り、又神が人に對し恒忍、久耐以て其慈愛を現はし玉ふを感ずるの深き丈け、罪を懺悔せんとの切望も深を加ふべく、而して神は其憐憫の情の大なる丈け、此かる人心の懺悔を受けんと切望し玉ふなり、神既に吾人の父にして、吾人其子女たらんが爲め吾人を造り玉へり、されば神は父の至情を以て、よし一旦不幸にし

て道を誤りたるにもせよ、吾人に與へらるゝ限りの恩惠を授けんことを欲し玉ふ、然れどももし人にして其罪を正當、充分に懺悔せざらんか、此く切に人に授けんと願ひ玉ふ其恩惠も之を與ふるに由なし、然り而してキリストの死は實に正當なる人罪の懺悔にして、此懺悔こそ眞に神人兩者の切願を滿足するものにてあるなり」、蓋しキリストの死は單に語を以て人の罪を懺悔せるのみのものにあらずして、一層莊大有効の懺悔なりとす、夫れ神を知るは人靈其永生を得るの道なり、然るにもし肉體の死に加ふるに此神の聖前より驅逐せられて人の心靈荒涼慘怛の悲運に遭ふことにして罪に對する罰なりとせば、吾人の主が柔順にして自ら死に就き、其肉體の死を受け王ひしのみならず、第二の死に一種特別なる心靈上の憂愁を眞實に受け玉ひしは、是れ豈に充分遺憾なき罪の懺悔にして、又神罰の公義を完全に白狀するものにあらずして何ぞや、彼の柔順に吾人の罰を忍受し玉へるは吾人の罪を懺悔して尤も遺憾なきものにして、又神が罪に對して有し玉ふ心情の公義を尤も正當に承認せしものと謂はざるべからず、彼は自ら甘んじて(約十〇十八)敵に付せられ、捨てられ、詈られ、撃たれ、唾せられ、嘲けられ、鞭たれ、城門の外にて二賊の間に

介して磔殺せられ玉へり、十字架の側らを過ぐるものは嘲弄し其首を搖かして曰へり「殿を毀ちて三日に之を建る者よ自己を救へ爾もし神の子ならば十字架より下よ」と、祭司長及學者も亦嘲けりて曰へり「人を救て己を救あたはず若イスラエルの王たらば今十字架より下るべし然ば我等彼を信せん」と、而して彼は默然一言を發せず之を忍び玉へり、彼は此く其國人に棄絕せられ、其心靈に於て淒凉寂寞を感ずるの際唯一の慰籍となるべき其父の臨在をも失ひて悔ひ玉はざりき、是れ豈に彼が人罪の大を白狀し、又神が罪人を其聖前より驅除し玉ふの公義なるを承認するものにあらずして何ぞや、彼が十字架上に懸かり、柔順以て以上一切の肉靈の苦痛を忍び、默然一言を發し玉はざるを以て、其意左の如くなりと謂ふも何の不可かある、曰く、「輕侮耻辱を受けて人に棄絕せられ、神の爲めに落魂失神の運に遭はしめらる、是れ實に罪に相當せる罰なり、人既に罪を犯したれば當に死すべきものなり、神が罪を犯すの靈の當に死すべきことを宣言し玉ふは公義に合ず、我は甘然死に就き、謙りて以て人罪神義兩がら之を承認せん」と、斯くて主が自ら甘んじて吾人の罰を其身に受け以て死に就き玉ひしは、吾人の罪を神と人との前に十分懺悔し玉

ひしにあるなり、

人もし悔改めて神に復歸するときは、右の如き神の公義の告白承認は人心を滿足するものなりとす、何となれば吾人が神を捨てたる其罪の大なることを悟るは極めて不完全不充分なるべし、と雖も、否實に尤も不完全不充分なりと雖も、主イエス既に吾人に代り、吾人の爲めに罪の重荷の下に死し以て吾人の罪を懺悔し玉ひたる已上は、吾人は主イエスの懺悔を吾人の懺悔と見做し玉はんことを神に請ふことを得べきなり、即ち吾人が當に神に對して爲すべきにてありながら、其心情の頑鈍なる爲め、其心中には切願しながらも能く之を爲し得ざる其懺悔として之を見做し玉はんことを願ふを得べし、吾人は主イエスが吾人に代りて神に謝り玉へりとの信仰を以て神前に出で、而して彼が吾人の罪に就て言ひ玉ひしことを自ら認定せる旨を告白するにてあるなり、吾人は主の懺悔を取りて吾人の懺悔となし、之を吾人の懺悔として神前に呈し、神の此く之を容れ玉はんことを願ふにてあるなり、吾人は主が罪に對して有し玉へる心情の如く吾人の心理に形くらるべきこととを信ず、然れども吾人が其科の大を悟るも、又之を懺悔するの念も共に不完全なることを感ずるに方り、吾人の罪を充分遺憾なく悟了せる者既に之を懺悔して完全欠くるところなしといふことを知るは、是れ豈に吾人に取りて大なる慰籍にあらずや、我、如何に我罪を知るに於て足らざるところありとも、主イエスは正しく我罪を知り玉ひ、而して一切之を神に懺悔し玉ひけり、

之と同時に、主イエスが死して以て爲し玉へる懺悔、承認は神の心をも滿足するものなりとす、何となれば吾人神は恩惠を施さんとて待ち玉ひたりと謂ふも不可なければなり、神は罪を赦し、又恩惠に富み玉ふ、もし人間の側面に於て、人間罪科の充分相當なる懺悔ありとせば、而して人をして罪に對する神意を覺らしめ、之をして粛然畏れて復た神を離るゝことなからしむるまでの度に於て神の公義の現示行はれたりとせば、一旦封鎖せられたる神の恩惠の泉水も安ぞ其門扉を開き、滾々流れ來りて生命を與へざることあらんや、主イエスが爲し玉へる懺悔、彼が吾人の罪を負ふて死に就き、以て神の公義を現示し玉へる其現示は神に恩惠を施すの機會を與へたり、而して神が切願し玉へることも亦た恩惠を施すとにて在りしなり、主既に死し玉へり、而して神恩は阻隔せらるとなくして流れ出るを得、神の公義既に

現示せられたり、而して神の他價なくして罪を赦す其赦罪は宣言せらるゝことを得るなり、

第十五　如何なる意味に於て、キリストは其死により、神が罪に加へ玉ふ罰の赦免を萬人の爲めに得玉ひしや

使徒聖パウロいふ(羅馬書五章十二節)罪によりて死は世に來り、凡ての人罪を犯したるが故に凡ての人に及びたりと、而して所謂神が罪に加へ玉ふ審判なる死とは、啻に靈魂の肉體より離るゝことを謂ふのみにあらずして、人即ち其全體、全心、全靈が神より離れ、神より驅逐せらるゝことをいふものなり、然り而してキリストは十字架の上に死し、肉體融解の痛を受け玉ふと共に、心靈上の荒凉、神の臨在を失ふの悲情を感じ、眞實に第二の死の慘を嘗め玉ひたり、かくて彼は十分的實に吾人の罪を負ひ玉へるが爲め、價なくして赦す神惠は今や公けに宣言せらるゝことを得るに至れり、吾人が主の命を受けて宣傳せざるべからざる使命は、世の罪を負ふ神の羔を視よ(約一〇廿九)といふこと是れなり吾人は使徒聖約翰と共に(約壹二〇二)彼が吾人の爲めに挽回の祭物なることを宣言し、聖徒パウロと共に吾人は神がキリ

ストに於て世をして己に和がしめ、其科を之に歸せさることを信ずるにてあるなり(哥後五〇十九)

吾人は十分の意味に於て以上の聖語を信じ、且つ其他キリストが萬人の爲に其生命を捐て玉ふことを說き、又神が萬人悉く救はれ、眞理を知るに至らんことを望み玉ふ救主なることを說く幾多の聖語を深く信じて疑はざるものなり、

然りと雖も神が敬虔なき者を罰して末日に第二の死に遭はしむることは同じく又聖書に啓示せらるゝところなり、さてもし聖書にして末日に信ぜざるものを罰する最終の罰あることを啓示するとせば、吾人が前に掲げたるが如き聖語即ち「世の罪を負ふ神の羔を視よ」といふが如き語を、吾人は如何に解釋すべきか、吾人は此かる聖語を解するに方り、キリストが其死によりて遂げ玉ひし贖罪に制限を附し、彼は人類の或一部例へば早晩救はるべきものゝ爲めに死せりとは言はず、否、吾人は言ふ、彼は齊しく凡の爲めに萬人の爲めに、死玉へりと、是れ聖書の言ふところなり、然るにもし萬人皆最終に又十分に其罪及腐敗より救はるゝにあらず、隨て末日に罰せらるべきものなりとせば、吾人はかの聖語即ち彼は世の罪を負ふとか、又は

彼は全世界の罪の爲めに挽回の祭物なりとかいふ語を如何に了解すべきか、吾人は此疑問に答ふるに方り左の如く言はんとす、

(甲)キリストの死は萬人の神に對する干係を變化せるものにして、しかも此く干係を變化せるは齊しく一切の人の爲にして、此點に於ては何人と雖も彼此甲乙あることなし、

試に思へ、キリストの死なきとき人の神に於ける干係は如何なりしや、萬人其罪の爲め神を離れ、しかも萬人齊しく神を離れたるにあらずや、成程各個人の罪過に多少、大小、深淺の差あるは古今皆然り、然れども罪なるものは其大小如何に係らず一種普通の性質を有す、即ち是れ神に離れ背くの原理にして、かゝる原理たるが爲め萬人をして齊しく其神に對する正當の干係を破らしむ(各個人の罪過に差あるにも關らず)罪は普く萬人に肉體の死を來せし如く、又普く心靈の死を來せる恐るべき原理にてあるなり、されば人は其罪の故によりて肉體の死を受けざるべからざる如く、罪は萬人をして齊しく神より遠からしめ、永へに神の面前より驅逐せらるゝの不幸に遭はしめたり、故にもしキリスト死して何人かの爲に供物となるの要

ありとせば、萬人齊しく皆之を要せしなりキリストの死なくんば、萬人神の前に出でゝ全然互に相等しき一點を有す、即ち萬人等しく神なきものにして又永生の望なきものたることと是れなり、

右と同一の理よりしてキリストの死は萬人の神に對する干係を變化し、しかして其之を變化するや、罪が萬人と神との干係を變化せると同じく一般普通に之を變化したり、人の靈魂を破壞するは單に個々別々の罪にあらずして、神に背き、神を失ふことと是れ即ち罪にして、此罪こそ人の靈魂を破壞するものなるが如くキリストも其死するや、啻に個々別々の罪の爲にのみならず、罪の爲に、凡ての罪の爲に全世界の罪と背信の爲めに死玉ひたり、キリスト既に世界の罪の爲めに、凡ての人の凡ての罪の爲に死玉へり、されば人の個々の罪の大小は如何なるにもせよ、神はキリストの死をば全世界の人、即ち已に世に生れたる人及將來世に來るべき、一切の人の爲めに受容し玉へり、しかして神が彼の死を等しく萬人の爲めに受容し玉ふや、其意左に述ぶるところの如くならん歟、

(一)神は第二の死の罰、換言せば、罪人を永く神の聖前より驅逐することを止め、しか

して萬人の爲めに等しく之を止め玉へり、キリスト等しく萬人の爲に神の臨在を失ふの痛慘を嘗め玉ひし如く、此く神の聖前より驅逐せらるゝの罰を贖かるゝことも亦等しく萬人の爲めに贖かるゝなり、吾人が贖かるゝといふは、其意罪が世界よりして挈去せられ、除去せられ、しかして眞實純粹に除去せらるゝの謂なり、但し其挈去せられ除去せらるゝや、條件的(コンデシロナル)なりとす、是は神萬人が悔改めて己に歸り以て救はるゝを欲するや否やを試み玉はんが爲なり、

(二)神はキリストの死の前迄萬人皆(エノク及エリヤの二人は死せずして直ちに樂園(パラダイス)に擧げられたれども、此は玆に論ぜずして可なり)肉體の死を受けて以て罪に對する神罰を負ふを許し玉へり、神が萬人に宣下し玉ひし第二の死の罰を等しく萬人より除去り以て彼此偏頗なからしめ玉ひし如く、彼は人をして人の罪によりて可死、可朽のものとなりし肉體の軛を負はしむるに於て萬人其運命を等ふせしめ玉ひき、然れども今やキリスト既に死玉ひしが爲め、原と人の罪に對して加へ玉ひし肉體の死も、神は之を單に吾人の懲戒の爲に用ひ、吾人をして此死と腐朽の體を更へて生命と榮光の體を衣るの日を望む其希望を強めしめ、以て吾人を訓練して

義に進ましむるの手段とはなし玉へり、

(三)且つ神は罪に對する神の罰のため死して墓に在る凡ての人を等しく甦へらせんとの聖旨を啓示し玉へり、苟くもキリスト敎の天啓を信ずるものにしあらば、義人も不義の人も共に身體の甦を爲すべきことを疑ふこと能はざるべし、主の語は此點に於て明白にして寸毫の疑を容るべき餘地なし、曰く「それ墓に在る者みな其聲を聞て出るとき來らんとすればなり善事を行ひしものは生を得に甦り惡事を行し者は審判を得るに甦るべし(約翰傳五〇廿八、廿九)と、

且つや右の如くキリストの召を受け其墓より出で來るものは、皆かく出で來りて己の爲めに與へられたる贖に與るべし、善人も惡人も萬人等しくキリストに召され、萬人等しく召を聞き、萬人等しく之に順ふ、此點に於ては善人も惡人も互に異るところなし、加之尙一點の彼此相同じきものあり、卽ち善人惡人共にキリストの贖ありしが爲め復び其身體を受くること是れなり、キリストもし人の爲めに死し以て身體に對する神罰を除き玉ひしにあらずんば、死して墓に在る善人も、罪に對する神罰の故を以て、復び身體を具へて甦ること能はざるなるべし、此の如く惡人が

復び其身體を具へて神の前に立つも亦たゞキリストの死あるによれり、何となれば神の審判は未だ惡人に對して宣告せられざればなり、何人が善人にして何人が惡人なるやは萬事を知り玉ふ神に知れざるなし、然れども萬目の前にて之を甄別するは神の審判なりとす、此審判ある迄善人惡人共に等しく墓に在りて眠り、召さるゝときは共に等しく甦り、共に等しく其身體を受く、しかして此く等しく其身體を受くるはキリストが善人惡人共に等しく之が爲めに罰を蠲き玉ひしによるものとす、蓋し惡人か末日に於て復び其身體を受くるといふ事實は、取も直さず惡人に對し又全宇宙に對してキリストが惡人の爲めに死し玉ひしことを證するものたらずんばあらず、惡人も善人も萬人凡て贖はれたる人として、代價の拂はれたる靈魂として、卽ち彼等の爲めに流されたるキリストの血なる代價の拂はれたる靈魂として神の前に列すべし、それ惡人が其身體上の甦をなし以て生命を受くるはキリストの死によりて永生を惡人にも與へんとの趣意なること明なり、それはキリストは單に肉體に對する罰をのみ受け玉はざればなり、キリストの拂ひ玉ひし償は一個の償なりき、しかして彼は人の心と體との爲めに之を拂ひしのみならず、其

靈の爲めにも之を拂ひ玉へり、故に知るべし、もし惡人末日に於て罰せらるゝことありとするも、そは惡人の爲めに贖の行はれざりし故と爲すことを得ざるを、贖は惡人の爲めに爲されたるなり、贖はれたる人として彼等は避へされ、贖はれたる人として彼等は審判せらる、然りしかして彼等の禍の禍たる本領は、贖はれたる人にてありながら神の顏より却けらるゝこと、實に此點にてあるなり、彼等の科の特に深き所以のものは、キリスト彼等の爲めに其罰を除き玉ひたるに、彼等終に其罰を自ら招きたるに、是れ由るものとす何となれば、

(乙)キリストは成程其死により世界の罪を懺悔し棄絶し玉ひ、しかして神は萬人の爲にせる彼の死を受容し玉ひしに相違なしと雖も、神は救はれんことを欲する人の必ず神がキリストに在りて爲し玉ひしことを受容するを要め玉へばなり、

(一)苟くもキリストの語を聞くものはキリストの爲し玉ひし罪の懺悔棄絶は、己が自ら爲さんことを願ふ懺悔、棄絶なりと認めざるべからず、此く認めて其懺悔、棄絶を神の前に獻ずるときは、神はキリストが人の爲め、人に代りて爲し玉ひしことを人のものとして受け王ふべし、(第十四編參看)

(二)蓋し、キリストは神の賚にして、人は之によりて聖とせられ、光に在る聖徒の嗣業を受くるに適するものとなるなり、しかして人は此の如く認めてキリストを受けざるべからず、何となれば神がキリストの遂げ玉ひし罪の懺悔、棄絶を罪人自身の懺悔、棄絶として容れ玉ふや、是れキリストの精神即ち彼が如き義、彼か如き聖德、人の靈に浸潤し、之によりて其人全然神の道義的像に合し、神の聖なるが如く聖に、神の完全なるが如く完全なるに至らしめんが爲なればなり、神が世界の罪を赦し玉ふは世界の義たらんが爲めにして、又何時しかしかなるに至るべし、何となれば聖書に錄して、世界は神の榮光を以て充ち、水の地を覆ふが如く神の知識に充つるに至るべく、來るべき時代に於て地上の住民は悉く皆義となるべしと謂へばなり、神が人の靈魂に對して其罰を止め玉ひしは、單に人の赦されんが爲めにあらずして、其聖とならんが爲めにてあるなり、然り而して神が要め玉ふ義と聖とは、是れ實にキリストのみ授け玉ふところなりとす、キリストはキリストの人に與へられんが爲めに死し玉へり、人はキリストの死あるが爲め赦さる、しかして其赦さるゝや、畢竟キリスト吾人のものとなり、且キリストに加へて神に於ける義と聖と永生とが

吾人のものとならんが爲めにてあるなり、

(丙)萬人等しく罪を犯し、萬人の爲めに等しくキリストは死し玉ひ、しかして神は罪を赦し玉へり、再言せば、人に對する罰を等しく萬人の爲めに止め玉へり、されば救はるゝ人と亡ぶる人との別は、一は死玉へるキリストを受け、他は死玉へるキリストを受くるを拒み若くは怠るに在りて存す、然れども此一差違は至大至要事にてあるなり、一は神を受容れ、他は神を拒み、之を最後に拒むに外ならず、一たび贖はれたる人が罰せらるゝは全く此自由の外に出でず、人既に神を拒む、其罰せらるゝも亦宜ならずや、何となれば人最終に神を拒まば、是神を失ふものなり、しかして此く神を失ふといふとは其自身が第二の死にてあればなり、

第十六　キリストの死が、神の人に對し玉ふ心情に及ぼす結果、神は人と和けりとて其心意を宣言し玉ふ、

世或は説くものあり、曰く、キリストの死は神が人に對し玉ふ心意を根本より變化することと能はざるべし、又は神が人に賜ふことと能はざる若くは賜ふことゝなかるべきもの、即ち罪の赦免と永生の賜をば、キリストの死あるが爲めに授け玉ふことゝあるべからずと、しかして論者は神の愛を以て此かる説の根據となせり、其意にいふ、神は其人に對する無量絶大の仁愛によりて、人の爲めには如何なることをも爲し玉ふべく、其自然の憫愛よりして容易に人を赦し玉ふべきが故に、人に對し、其罪の赦されんが爲め、何人か死することを要求し玉ふが如きことあるべからずと、

然れどもキリストの死の赦罪と永生の賜とを得るに必要なることは決して此かる必要あることを説けば神の愛憫の徳を攻撃すると謂ふが如きことにて否定せらるべきにあらず、

吾人のものとならんが爲めにてあるなり、

(丙)萬人等しく罪を犯し、萬人の爲めに等しくキリストは死し玉ひ、しかして神は罪を赦し玉へり、再言せば、人に對する罰を等しく萬人の爲めに止め玉へり、されば救はるゝ人と亡ぶる人との別は、一は死玉へるキリストを受け、他は死玉へるキリストを受くるを拒み若くは怠るに在りて存す、然れども此一差違は至大至要事にてあるなり、一は神を受容れ、他は神を拒み、之を最後に拒むに外ならず、一たび贖はれたる人が罰せらるゝは全く此自由の外に出でず、人既に神を拒む、其罰せらるゝも亦宜ならずや、何となれば人最終に神を拒まば、是神を失ふものなり、しかして此く神を失ふといふとは其自身が第二の死にてあればなり、

第十六　キリストの死が、神の人に對し玉ふ心情に及ぼす結果、神は人と和けりとて其心意を宣言し玉ふ、

世或は說くものあり、曰く、キリストの死は神が人に對し玉ふ心意を根本より變化することを能はざるべし、又は神が人に賜ふことを能はざる若くは賜ふことなかるべきもの、卽ち罪の赦免と永生の賜をば、キリストの死あるが爲めに授け玉ふことあるべからずと、しかして論者は神の愛を以て此かる說の根據となせり、其意にいふ、神は其人に對する無量絕大の仁愛によりて、人の爲めには如何なることをも爲し玉ふべく、其自然の憫愛よりして容易に人を赦し玉ふべきが故に、人に對し、其罪の赦されんが爲め、何人か死することを要求し玉ふが如きことあるべからずと、然れどもキリストの死の赦罪と永生の賜とを得るに必要なることは決して此かる必要あることを說けば神の愛憫の德を攻擊すると謂ふが如きことにて否定せらるべきにあらず、

何となれば人の罪の罰を負ひ、幾分か第二の死の苦味の元精を嘗め、以て人の爲めに永生の賜を得玉ひしは、神自身にて在せばなり、成程罪の罰を受け玉ひし者は、萬人に代り、其代表者として事を處せる「人」なりしに相違なし、然れども此「人」や人性の範圍、制限の内に在りて事を處せる神卽ち神の子にてありしなり、「人」として處し玉ひし者は其ペルソナに於ては眞實に神にてありしなり、されば「人」人類の爲めに苦み又死せしに相違なきも、之と同時に世界の罪に對して贖を爲せしは實に神たりしに相違なく、キリストが己を犧牲として獻げ玉ひしが爲め現はれたる愛は神の愛なれば、此かる犧牲が神の愛を攻擊せざるのみならず、却て神愛の榮光を添ふるものなるに相違なしとす、

神の愛は其永遠の聖謨を立て、神自身を人に賚はんが爲め、神子を人に賜ひ、之をして人性を取らしめ、人は神子に在り、神子は人に在り、かくて人神に在り、神人に在らしめんと欲し玉ひたり、しかして人が一旦神に背き、此言悉し難き賜を享くるの權を失ふに及びて、太初に愛し玉ひし神は其子により自ら人の罪の罰を負ひ、其獻け玉ひし供物によりて神の永遠の聖謨及び愛の目的の中に含有せられたる一切のものを人の爲めに得玉ひけり、

キリストの死の必要を說けば、神の愛の絶大にして價なくして與へらるゝことを攻擊するものなりとの理由を以て、キリストの死の必要を拒むこと能はざるが故に、其此くキリストの死の必要を拒むの理由は實際他の點に在りとす、卽ち人の罪と背信とは、神が其子を與へ、之と共に聖靈及び永生を授け、以て自己を人に賜はんとの其永遠の目的を毫も變ずることなしといふこと、是れぞ論者の自定にてあるなり。全體此論文を草するや、主に已にキリスト教信徒たる者に對して說く心得なり、已に信徒たる者にてあらんには、神の子の肉體を取りて降生し玉へりといふことを承認し、其靈を受けて以てキリストと合するを悅び、此靈の宿在と、此靈が心裡に大なる活動を爲すとによりて、以て罪を免れ天に入ることを期望すべしと預め斷定するも不都合なかるべし、

然れども此く承認し、此く悅び、此く期望する人の中に於ても、或は恐る此かる無量の恩惠を神の際涯なき愛に負ふといふことを尤も正當に承認しつゝも、此恩惠をば、かの神の獨生子が十字架にかゝり、第二の死の測りがたき恐怖を嘗ひ玉ひしと、

き現はれたる、この神愛の無上の啓示に負ふといふことを知らざるものあらんことを、抑も神の子の死は苟くもキリスト教徒と自稱する者の輕しく扱ふべき事件にあらず、また之を語り、之を考ふるに崇敬、畏粛の念を欠きてしかせんと欲すべき事柄にもあらず、然れども神と人とがキリストの十字架につきて如何に思考するやといふ問題に至りては、自ら神の信者と稱する人と神との間に或は意見の衝突あらんも知れずといふことは極めて明かなることなりと思はる、

もし罪人が永生を享け又永生に伴ふ平和、福祉を享くる唯一の權利は啻に自然に溢れ出づる神の恩惠に基くのみにあらずして、たゞ獨りキリストの死に基ひするものなりといふこと、是れ神の思想なりとせばかゝる永生と福祉とを得んと希ふ人が、此く重大なる問題に關して神と同一の思想を有せんことは尤も重要のことゝ謂はざるべからず、人單に生命否永生を希へばとて、それにて充分なりと爲すべきにあらず古來人の發明に關はる宗教と雖も何れか之と同一の希望を約せざるものあらん、將た又人聖潔、平和を渇望せばとて其れにても充分にはあらず、何となれば異教人が無効の懺罪、断食、巡禮、苦行を爲すもの、一として之と同一の切望より

出でざるはなく、しかるに神の與へんと約し玉ふ福祉は神定の方法を以て受けざるべからざればなり、しかしてもし罪人が神意に合ひ平和に神に近き得るは惟りキリストの血の續によるといふこと、是れ神定の方法なりとせば。此外の方法を以て神に近かんとするは人に取りて危險至極の業にはあらずや、もし神キリストの血に於ける信仰を以て、神の赦罪を信ずべき根據と定め玉ひしことにして誠に眞實なりとせば、吾人の希望の根據として其他の事を信ずるは、取も直さず神の確定し玉へることを搖かさんとするものにして、神の至要と認め玉ふことを不必要と考ふるものに外ならず、しかも此く神人間に意見を異にするものは何者なりやといふに、そは神に取りて尤も貴重の物卽ち其子の血に外ならずとす、もし神吾人の希望を之にのみ寓すべしと命じ玉ふに、吾人にして其他の者に之を寄せんか、吾人ははたた之に對して何と神に對へんや、吾人もし傲然吾人の立ち得べき唯一の立場を拒絶せりとせば、何の立場ありて神の前に立つを得んとはする、もし神キリストの血を吾人の赦罪の唯一根據と定め玉ひ、しかして吾人慢然頑乎其死によりて吾人の赦罪を得るを認め肯んぜずとせば、吾人は信ぜざるべからず、神は末日に於て

確かに吾人を認め肯んじ玉はざるべしと、且つやキリスト信徒と稱するもの傲慢頑固の情よりせず單に無識よりして、神の望み玉ふ如く、又神が定め玉へる如くキリストの血を敬はざることあらんか、此も亦確かに心盤上大に失ふところあるべきのみならず、實に心盤に取りて危險のことゝ謂はざるべからず、

是によりて觀れば、神がキリストの十字架の爲め人に對して其心意を宣言し玉へることは至大至重の事件にして、吾人は之に就て宜しく誤るべきにあらず、然らば神の宣言は何ぞ、曰く、キリストの死によりて其心人に對して和げりといふこと即ち是れなり、

讀者は注意せざるべからず、吾人の今特に論ずるところは、神の心意にのみ關することを、

夫れ反對せる二者の間に復和若くは合意の成るといふは、相互の間に心意の離反、反對ありて、兩者間の諧和的交通を難からしめ若しくは出來可からしめたりとの意を其中に含有す、今吾人が論ずる塲合に於て所謂相反對せるの心意は神と人との心意なり、此く相反せる心意即ち神の心意と人の心意とは復和せられざるべからざりしなり、しかして聖書はキリストの死が神人間の合意復和を遂げたりと言ふ、蓋しキリストの死の結果は人の心意を神に復和するといふこと是れ福音の重大なる部分にして、神の救濟の經綸中重大の部分として、其地位を占む、吾人は此結果に就て後に說くところあるべし、

然れども人の心意が福音の宣傳を受けて神に復和せられざるべからざるの故を以て、復和するを要する心意はたゞ背信離反せる神の被造者の心意のみなりと斷ずるは、吾人の權限外なりとす、試に思へ、二者の中他に對して正當に憤怒し得るは何れなりや、人果して神に對して怒り得べきか、はた正當に人に對して怒り得るは神なるか、如何、言迄もなく正當に吾人の罪過に對して怒り得るは神なり、しかして吾人が已に見たる如く、愛は正當に罪及罪人に對して憤怒の情を發し得るものにてあるなり、吾人は神の恩惠の人に回復せられんには神愛と雖も復和の方法を要せりといふ、しかして此くいふは、其意キリストの死が罪を赦さんとの神意の流出を妨げたる一種の障害物即ち神自身の心中に存せし障害物を除きたりといふに在り、吾人は此障害物の性質につきて充分曉得することを得ざるべし、然れども吾

人は充分の確信を以て言ひ得べし、此障害物たる神の他を赦すを欲し玉はざることにもあらず、又神の愛の足らざるとにもあらずと、何となれば死して己を献じ此障害物を除き、自ら苦痛を受け代價なくして罪を赦し、以て其愛を現はし玉へるものは、即ちキリストに在る神なりければなり、故に知る、所謂障害物の何物たるにせよ、そは神の罪を赦さんと欲し玉ふ仁意の外に存するものにして、神愛以外の或物の性質に關するものなることを、

キリスト死して人の罰を負ひ玉はずんば神の心意中に在りて其人を祝福せんとの聖意の妨となる或物神愛以外に之れ有らざるべからざること此の如し、しかして所謂或物の中一の必要事ありしならんか、何ぞや、曰く、神は其義を現はし、且其一切の睿智的及道義的被造者(其未だ墮落せざるものも、又既に墮落せしも尙回復の望あるものも)をして痛んで罪を恐れしめんが爲め、人をして罪に對する神罰を十分負はしめ、以て神が宇宙に於ける一切の罪を滅せんとの義の決心を見すの必要ありしならんといふこと、卽ち是れなり蓋し此罰の慘や限なく、極なし、されど神は此罰の慘を悉く無邊に嘗めしめんとはし玉はず、たゞ己が罪を惡むことを現はし得る迄の程度に於て之を嘗めしめんと欲し玉ふ、但し之と仝時に其恩惠を自由に施こし且つ(神自ら人として罰を負ひ)十分神愛を發揮し玉ふにてあるなり、

且つや神子、神と人との間に立ち仲保者となり、以て永生の賚及永生の賜與者なる靈の賚を人に施さんとすること是れ愛より出づる神の永遠の目的、經綸なりしが故に、神子は矢張り神と罪人との間に立ちて吾人の罪の赦免に對し仲保者とならざるべからず、夫れ人たとひ罪なかりしとするも尙且つ人となれる神子を通して初めて永生と神の宿在とを受くるを得、況んや人一度罪を犯せるに於てをや、其罪なき人よりも一層切に仲保者を要することを知るべき耳、罪の力は大にして、罪獨りにて克く人をして神と永生の賜とを失はしむるの力あり、しかして人は初に於ても惟り降生せる神子を通してのみ此賜を受くるを得たりしが故に、一旦生命を失へる曉にも、之を回復せんには、同一の仲保者卽ち人と爲れる神の子を通して復び之を受けざるべからず、吾人が神の生命と聖靈とを受くべき仲保者とキリストを考へながら吾人の罪の赦免を受くべき仲保者とキリストを認めざるは、是れ罪が吾人をして生命を受くるの權を失はしめしことを拒むに外ならず、何となればも

し吾人原と神子の降生なくして生命を受くること能はざりしならんに、今新たにキリストの特別なる仲保を俟たずして復び生命を受けんとするは、吾人が神より罪の赦免を受くるを要せずとの意を含むことなればなり、吾人は飽くまで主張すキリストは吾人と神との間に欠くべからざる者なりと、吾人にして苟くも神より受くる者ありとせば、そは惟りキリストを通してのみ之を受けざるべからず、故にもし罪人にして赦罪を要せりとせば、亦た是れキリストを通じて之を受けざるべからず、されば神の全經綸よりするに、神は人を愛し、其罪を赦さんと欲し玉ふには相違なきも、其赦罪を行ひ玉ふや、之をして直接に神自身に頼らしめずして、神のキリストの行ひ玉ふところ如何に頼らしめざるべからず、是によりて觀るに、かの萬事に於て長たる者(哥羅西書一〇十八)は左の一點に於ても亦た長たるを知る、曰く、人間は人となれる神子の行爲と干係なき神の愛によりて其赦罪を得ずして、此神子が人性を取りて行ひ玉ひしところあるが爲め之を得るといふこと、即ち是れなり、然らば神子人性を採りて特に何事を行ひ以て吾人の爲に赦罪を得玉ひしや、吾人は彼が人の爲めに罪の赦免を得玉ひしは、其完全なる生涯、其聖なる摸範による

と言ふべきか、主自らは如何に言ひ玉ふか、其使徒の言は如何、曰く「此杯は新約の我血にして爾等の爲に流すところのものなり」(馬太廿六〇廿八)と、曰く、キリストは「其血を信ずるものゝ挽回の祭物なり」(羅馬書三〇廿五)と、曰く、「其血によりて義とせらる」(羅馬五〇九)と、曰く、「吾等は其血によりて贖を得」(以弗所書一〇七)と、曰く「疵なく汚なき羔の如きキリストの寶血に由りて贖はる」(彼得前書一〇十九)と、曰く、「其血によりて吾等の罪より免さる」(默示錄一〇五)と、曰く、「其血を以て諸族、諸音、諸民諸國の人を贖ひて神に歸せしめ」(默示錄五〇九)と、彼の聖にして罪なき生涯は彼をして疵なき犧牲の羔たらしめたり、然れども吾人の性質を採れる神の子をして、人間の罪の赦免に對して神人間の仲保者たらしめたる特別定實の行爲は、其血を流せることなり、是れ實に聖書の言ふところなりとす、吾人は吾人の赦罪に對して之を彼に負ふ、しかして吾人は彼が死し玉ひしが故に之を彼に負ふなり、もし彼の血にして流されざりしならんには、吾人は尙罪に在りて罪の赦免を得ずしてあらん、然るに彼の血を流し玉へるにより、神は始終爲さんと切望し、しかも(キリストの死なくしては)爲し得ざりしことを、再言せば吾人の罪を赦すことを得玉ふに至れり、蓋し此死や

神の心意中に存せる障害物を除き以て吾人の救を來せるが爲め、使徒パウロ（羅馬書五〇十）はいへり、「吾人の未だ敵たりしとき、換言せば、吾人の心意未だ神に遠かり神に和がずしてありしとき神子の死によりて神に和ぐことを得たり」と、蓋し此處に「吾人は和ぐことを得たり」といふ其語は、人の心狀に關して言ふものにあらざるべし、何となれば果して然りとせば、聖徒パウロは命辭撞着の謬を免れざればなり、即ち是れ彼をして、吾人の心意は未だ和がずしてありたり、されど又既に和らぎてありたりといふ出來得べからざることを言はしむるものなればなり、されば「吾人は和ぐことを得たり」といふは吾人の心意の變化を指すものにあらずして（そはキリストの死玉ひしとき吾人は未だ敵にてありたればなり）、吾人の神に對する干係の變化を意味するものならざるべからず、所謂吾人の干係の變化とは、今吾人の神に對するは、恩惠を施し何時にても罪を赦さんと待構へ玉ふ神に對するに至れること是れなり、キリストの死は復和を來せり、此意味に於て有罪なる世界の人は神に和ぐことを得たり、再言せば、此死は定罪の罰の下より世界を救ひ出し、之れを赦免、平和の狀態に置きたるなり、若し所謂「和ぎたり」なる語にして必ず心狀の變化を指さゞるべからずとせば、其心意は神の心意を指さゞるべからず、神の心意先づ其子の死によりて吾人に對して和ぎたり、神の心意先づ和ぎて玆に初めて人の心意神に對して和ぐことを得べし、該使徒は右の語に加へて言へり、（羅馬書五〇十）「況て和を得たる今（再言せば情も心も神に歸り一體となりてキリストに合せられたる今）その生るに賴て救るゝことを得ざらんや」と、是れ豈に吾人に對する神の心意の變化に伴ふ吾人の心意の變化につきて言ふものにあらずや、

第十七　贖罪なる命辭を通常用うるとき、此命辭を以て切言せんとする敎義如何

曰く贖罪(アトーンメント)曰く復和(レコンシリエーション)曰く挽回(プロピシエーション)是れ皆キリストの死に關して用ゐらるゝ命辭なるが、悉く心狀の變化を表示するの語なりとす、是れかゝる命辭を適用する場合の心意若くは諸心意(複數)の態度に變化起りたるを意味するものにして、此かる變化を起したるものはキリストの死なりとす、さて贖罪とか、復和とか、挽回とかいふ命辭のキリストの死に就て使用せらるゝとき、吾人は之を解釋して、單に人の心狀の變化を指すものと爲すことを得べきか、否吾人にして愚昧迷盲の思想を遑ふし、創造者と被造者との干係を顛倒し、神自ら其手に挽回の祭物を携さへ、已に反きし被造者の甘心を得んとして來り玉ふと想像するに非ずんば、此かることを思ふ能はざるなり、吾人は神が自ら造れる人の怒を避けんと務むる要ありとの褻瀆極まる想像を抱くべきか、咄、是れ何等の怪想ぞ事實を按ずるに、挽回(希臘語ヒラモス)なる命辭は惟り神の心意につきて用うることを得べく、贖罪、復和の二命辭(希臘語の新約書に於てはカタラーゲなる一語を以て此二語を譯す)は神人兩者の心意に關して用ゐ、罪は兩者の心意を離反せしめたり、しかして兩者とも復び和合せざるべからず、キリストの死によりて遂げられたる復和を說く聖語を按ずるに、固よりキリストの死が神人兩者の心意に及ぼす影響を說くものなるが故、其人の心意に及ぼす所期の影響を說くものなることと言迄もなし、しかるに其此く人の心意の變化に關して說くものなるの故を以て、世には漫に此聖語の意味を壞り、之を以て、たゞ人のみ神に復和せられざるべからずして、神の人に復和せらるゝ要なしとの意を有すと爲さんとするものあり、是れ豈に偏曲にして不當の解釋にあらずや新約全書に於て復和なる語若くは同語を動詞に用ゐたる箇所は羅馬書五章十、十一兩節及び哥林多後書五章十八節より二十節に至るまでなり、同語は又哥林多前書七章十一節に用ゐらる、但し玆にはキリストの死の神と人との心意に及ぼす影響に關して用ゐずして、夫妻が復び相信賴し、相尊重する其從前の關係に立歸るとにつきて用ゐられたり、羅馬書五〇十、十一に於ては該語は神の吾人に對する態度の其子の死によりて變ぜられたることを示さんとて用ゐられたり、(第十六編の末を參看せよ」

哥林多後書五〇二十に於て聖徒パウロ曰く「我儕キリストに代りて爾曹が神に和がんことを爾曹に求ふ」と、是れ吾人の心意の神に和がざるべからざるをいふなり、然れども十八節に於て彼は人にあらずして神が貴りて以て和がれたる行爲を説けり、曰く「一切のもの神より出づかれキリストにより我儕をして己と和がしめたり、且その和がしむる職を我儕に授く」と、茲に「和がしめたり」とて過去の動詞を使用するは、所謂復和が既に成遂せる行爲なることを示す、則ち神の心意が一たび復和せられて永く變らざることを示すものなりとす、然れども復和の事業未だ全からざるもの在りて存す、勿論是れ神の心意の復和にはあらずそは此事たる既成の事なればなり、所謂未遂の事業とは人の心意の復和にぞある、さればこそ復和を説く職の要もあるなり、しかして心意を和がしむる事業とはキリストの死によりて事を處し以て彼によりて世界を和がしめ、且人の罪過を赦して其神に歸り以て救はれんことを求め玉ふ神の愛を人に示すことと即ち是れなり

右の解釋たる極めて明白のものなれども、復和なる命辭が疑もなく人の心意上に及ぼさるべき一個の作用を指すものなるの故を以て、世の之を解するもの、動もすればキリストの死が吾人の爲に罪の赦免を得たりとの眞理を曖昧ならしむるを見る、

蓋し神の心意の復和の必要あることと、再言せば神をして其示さんと望み玉ふ恩惠を示すこと能はざらしむる障害物を除去するの必要あることに至りては、何人も之を疑ふべき筈のものにあらず、然れども若し元始より吾人を愛し玉へる神の心意を吾人に知らしめざるべからざるの理由を了解し能はざるものありともせば如何、吾人は此く復和の必要と神の愛といふが如き廣大なる愛との兩立することを解するの困難に會ひて惑へる人に對し左の如く言ふことを得べからざるか、曰く吾人が信ずべき最要事はキリストが其死によりて吾人の享有し得べき一切の祝福を吾人の爲めに得玉へりといふことと是れなりと、贖罪といひ、復和といひ、皆心意に關する命辭なり、然れども吾人の該命辭を用うるや、惟り神の心意を特に指すのみにあらず、否何等の心意を特に指すが爲め用うるにあらざるなり、該命辭は神がキリストの死あるが爲め吾人を赦し玉ふといふ事實を言顯はさんが爲め用ゐらるゝものに外ならず、人或は己が何故に此理由あるが爲め、即ちキリスト死し玉

へりといふ理由あるが為め赦さるゝやを了解することを能はざることもあらん、人或は何故に神子の死は、神が吾人に恩恵生命を授くるに方り神に對して妨となる障害物を除くべきやの理由を毫も了知すること能はざることもあらん、されど人が右の事實を神より啓示せられたる通りに納れ、キリストの死に對して神を讃め、己が救濟の一切の希望をキリストの流血に歸するは尤も重要のことにてあるなり、贖罪若くは復和といふ語の新約全書中に使用せらるゝは其數極めて夥し、されば人此かる語に會ふ毎に之を誤解し、若くは誤釋するが如きこともあるべし、然れども聖書中明かにキリストの死が吾人をして生命を得せしめ且其他一切の福を得しむるものなることを言顯すの語少からずして、如何に之を曲解せんとするも到底左の意義の外に之を説くことを得ざるものありて存す、然らば其意義とは何ぞ、曰く永生は賜なり、キリストに於ける神は賜なり、神の靈は賜なり、聖靈の宿在は賜なり、然り而して此等一切のものはいかに其廣大無量なるにせよ、皆キリストの死の賜なり、神より出づる賜なるに相違なし、されど全くキリスト死し玉へりとの理由を以て與へらるゝ賜なりと、是れなり、吾人をして此かる聖書中の語の或者を考察せしめよ、

(一)吾人の生命はキリストが其生命を捐てゝ死し玉ひしによりて得らるゝことを言ふ文句聖書中に存す、

哥林多前書五〇七、「それわれらの逾越即ちキリストは既に宰られ玉へり」、

路加傳廿二〇十四ー廿一、「時至ければイエス食に就ぬ又使徒も共に食に就たりイエス彼等に曰けるは我(われ)苦難を受る先に爾曹と共に此逾越を食することを大に願へり………(イエス)パンをとり謝して擘(さき)かれらに予て曰けるは此は爾曹の為に予るわが身體なり、我を記ん為に此を行(なせ)また食してのち杯をとり曰けるは此杯は爾曹の為に流す我血にして立る所の新約なり」、

使徒等も主も共にキリストは、かの逾越節の初めて制定せらるゝときの豫表的行為中に描出せられたることを實際に成遂せるものと説く讀者請ふ出埃及記第十二章に於ける逾越節制定の紀事を參看せよ、それ聖徒パウロはいふキリストは吾人の為めに犧牲となり、吾人の為に逾越となれりと、しかして主は聖餐即ち主の晩餐を設け吾人に其肉を食ひ其血を飲むことを命じ玉へり、キリストは逾越の羔と

して吾人の生命となり玉ひたれば、吾人は彼を頷けて其糧となさゞるべからず、是れ猶イスラエル人が埃及に於て逾越の羔を食ひ、以て其生命を保ち又強健なるを得たるがごとし、扨茲に注意すべきことあり、イスラエル人が逾越の羔を食ひて以て保ちし生命は、其以前矢張此逾越の羔の血によりてイスラエル人に與へられたる生命なること是れなり、そは聖書に錄してかくいへばなり、曰く、(十三節)「その血汝等が居るところの家にありて汝等のために記號とならん我血を見るときなんぢらを逾越すべし又わがエヂプトの國を撃つ時災なんぢらに降りて滅ぼすことなかるべし」と、見るべし、羔先づ神がエヂプトの全地に下し玉へる罰よりイスラエル人を救ひ以て之に生命を與へんが爲め其血を流し、而して後其糧となれることを、此の如くキリストも先づ吾人の爲に血を流し吾人をして彼を食し得るの地位に立たしむるまでは、天より降れる吾人のパンたるを得ざるなり、成程キリストは吾人のパンたらんが爲め吾人の爲に犧牲となり玉ひしに相違なし、然れども之に先ちて、神吾人の罪を逾越し、吾人に加へらるべき死の神罰を除きて生命を授けんが爲め、吾人をして其血に濯がれしむることを爲し玉ひけり(彼得前書一〇二)、

約翰傳十〇十一及十五「我は善き牧羊者なり善き牧羊者は羊の爲に其生命を捐つ、われ羊の爲に生命を捐ん」、

蓋し主茲に狼の來りて羊を散らすことを説き玉ふや、其意狼來りて羊を殺さんとし、しかしてもし善き牧羊者其至誠よりして羊の爲に生命を擲ち以て狼に當るに非ずんば終に之を喰ふといふに在り、しかしてキリストが茲に自ら其生命を捐てゝ死するを説き玉ふものなることは、其直接前後の文によりて明かなりとす、曰く、(十七節)「われ再び生命を得んが爲に生命を損つ」と、主は實に其生命を擲ちて死に就き、此く生命を捐てたるが爲め其羊の生命を受け玉ひたり、吾人は其生命をキリストの死に負ふ、

約翰傳十五〇十三、「人その友の爲に己の命を捐るは此より大なる愛はなし」

約翰第壹書三〇十六、「主は我儕の爲に生を捐たまへり是に由て愛といふことを知たり」

哥林多後書五〇十五、「その衆の人に代りて死しは生者をしてこの後己が爲ならで己に代り死て甦りし者のために世を過さしめんとてなり」

以上三箇條の文は皆其以前揭げたる聖語と同一の思想を言表す、再言せば、吾人は吾人の爲め死するまでに吾人を愛し玉へる一友を有せるが爲め生くといふ思想を示すものなり、吾人の生命は彼の死の賜なり既に其賜なり、故に吾人の生命は彼に獻げて彼に忠事するに用ゐざるべからず、

約翰傳三〇十六「それ神は其生み給へる獨子を賜ふほどに世の人を愛し給へり此は凡て彼を信ずるものに亡ぶることとなくして永生を受じめんが爲なり」

吾人の生命たらしめんが爲め天よりして神の子を賜ふや、必ず之をして死に就かしめ以て之を賜はざるべからず、そはもし然らずんば、吾人は彼を受くるの地位に在らざるものなればなり、是れ逾越の羔神民の食物たらんには先づ殺されざるべからざると同一の理なりとす、然れども若し人此聖句のみを觀て考ふるときは、或は之を誤解し、信仰あればキリストは其死によらずとも其生のみを以て吾人を救ひ玉ふとの意に之を取らんも知れず、

羅馬書八〇卅二「己の子を惜まずして我儕衆の爲に之を付せる者は豈彼に倂て萬物をも我儕に賜ざらんや」

此聖句たる之を誤解して、吾人はかの其子をして吾人の爲めに生活せしむると仝時に之を死せしめ玉ふ愛によりて救はるとの意と爲さずたゞ之をして生活せしめ以て吾人を救ひ玉ふとの義を有するものと爲さんとするも到底得べからず、何となれば「我儕衆の爲に彼を付せる」なる語は明かに彼を死に就かしめたりとの意を含むものなればなり彼は吾人に賜はりたるに相違なし、されど先づ十字架の死に付せられて然る後に賜はりたるものにてあるなり、

(二)右と仝じく吾人の死より濟はるゝことを說く聖書の語もまた之をキリストの生活の勢力にのみ歸せずして、其死の勢力に之を歸す、

希伯來書二〇十四、十五「死をもて死の權威を有るもの即ち惡魔を滅ぼしかつ死を畏て生涯つながるゝものを放たん爲なり」

仝書二〇九、「其死たるは神の恩によりて衆の人に代り死を嘗へんが爲なり、キリストが惡魔を滅し玉ふは其生活にのみよらずして、其死によりて之を滅し玉ふなり、又彼が吾人を惡魔の縲絏より脫せしめ玉ふは其生活にのみよらず、吾人を其支配の下より免れしむるものは彼の死にてあるなり、彼は自ら死を嘗ひ、以て吾

人に之を嘗ふことなからしめ玉へり、彼は吾人が永へに死ざらん爲に死玉へり、」（三）彼の生活のみならずして彼の死は吾人を罪より救ふ、是れ吾人を死より救ひ生命を與ふといふに全じ、そは罪の代價は死なればなり、且つ肉の事を思ふは死なり、しかしてもし吾人肉に隨ひて生活するときは死すべければなり（羅馬書六〇廿三及八〇六、十三）

希伯來書九〇廿六「己を犧牲となして罪を除かんが爲今、世の季にひとたび顯現たり」

希伯來書九〇廿八「キリストも多の人の罪を負んが爲一たび犧牲とせらる」

希伯來書十〇十「イエス、キリストの一次おのが肉體を獻しに因」

全書十〇十二「此人は一次罪の爲に犧牲を獻て窮なく神の右に坐し」

彼が萬人のために一たび獻げ玉ひし犧牲、此唯一の祭物再び繰返すべからざる此痛苦は、彼が其死によりて遂げ玉ひし犧牲、祭物たらずんばあらず、彼の死は吾人の罪を除くなり、之と同一の思想左の文句に現はる、

以賽亞書五十三〇五「彼は我儕の愆のために傷けられ、われらの不義の爲に碎かれ、みづから懲罰をうけて我儕に平安を與ふ、そのうたれし痍によりて我儕は癒されたり」、

羅馬書五〇九「今其血によりて義とせられ」

默示錄一〇五「我儕を愛し其血を以て我儕の罪を洗潔め」

約翰第壹書一〇七「其子イエス、キリストの血凡の罪より我儕を潔む」

希伯來書十三〇十二「是故にイエスも己の血を以て民を潔めんが爲に門の外に苦を受しなり」

吾人が今直接に論じつゝある點よりして考ふるときは「義とせらる」なる語を解して、吾人の義として取扱はるゝことをいふとするも、換言せば、キリストの血の故を以て罪を赦さるとの意と爲すも、又は血によりて罪より潔めらるゝとは、赦罪の洗潔を指すか、はた聖血の功績によりて祈る其の祈禱に應じて新に賜ふ聖靈の宿在、保持を通して來る洗潔を意味するかの疑問は何れに決するにもせよ、其は論ぜずして可なり、何れにせよ、彼の死は萬事の基礎なり、之を神の赦罪とするも、キリストの死より出づ、之を聖靈の宿在によりて神能の吾人に及ぶことゝするも亦かの流

されし血あるが爲之を得るにてあるなり、

（四）右の外此理を一層明白に表示する文句あり、

哥林多前書六〇十九、二十「爾曹は爾曹の屬にあらずそは爾曹は代價を以て買はれたるものなればなり」

哥林多前書七〇廿三「爾曹は代價を以て買はれたり」

彼得後書二〇一「おのれを贖ふ主を主とせず」

使徒行傳二十〇廿八「主の己が血をもて買給ひしところの教會」

默示錄五〇九「なんぢ曾て殺され其血を以て諸族諸音諸民諸國の中より我儕を贖ひて神に歸せしめ」

以上擧げたる文句中に用ふる比喩は物を買ふことなりとす、蓋し買とは吾人が與ふる某の物の代に某の物を受くる事をいふ主イエスは吾人を受け、吾人外の人を受け、神の教會を受け玉へり、しかして彼が此等の者を受けんが爲め與へ玉ひしものは其血にてありしなり、

提摩太前二〇六、「人なるイエス、キリスト彼萬人に代り己を棄て贖となせり」

馬太廿〇廿八、「人の子の來るも…………おほくの人に代て生命を予へその贖とならんが爲なり」

贖（ランソム）とは人の朋友若くは其他の愛者敵の手に陷りたるとき、之を其手より回復せんが爲め拂ふものをいふ、しかして主は吾人を敵の手より回復し、吾人を其勢力より脱せしめんが爲め贖を拂ひ玉へり、しかして此贖は彼自身にてありしなり、再言せば吾人が敵の力より免かれ得んが爲め敵の手に付され、死して捐て玉ひし彼の生命即ち此贖なりしなり、

羅馬書三〇廿四、「キリスト、イエスに在る贖」

以弗所書一〇十七「我儕その血によりて贖を得」

哥羅西書一〇十四「我儕彼によりて贖を得」

希伯來書九〇十二「我儕の爲に永遠の贖を得玉へり」

默示錄十四〇三「贖はるゝ（買はるゝ）ことを得て地より來れるもの」

仝書十四〇四「彼等は人の中より贖出されたるものにて神と羔に獻し初の果なり」

加拉太書三〇十三「キリスト既に我儕の爲に詛はるゝものとなりて我儕を贖ひ律法の詛より脱しめ玉へり」

加拉太書四〇五「これ律法の下に在るものを贖ひ」

提多書二〇十四「キリスト我儕の爲に己の身を捨玉へり是れわれらを凡の罪より贖ひ出し」

彼得前書一〇十八、十九「蓋なんぢら贖はれて先祖より傳はりたる徒き行より離れしは銀や金の如き壞るものに由に非ず疵なく汚なき羔の如きキリストの寶血に由ことを知ばなり」

贖(リデムプシヨン)も亦代價を拂ひて或物を回復することなり、しかしてキリストは代價を拂ひて吾人を贖ひ玉へり、かく拂ひし代價とは實に死して其血を流し玉ひしことにてあるなり、

默示錄第五章を按ずるに、天の禮拜を表號的に記するを觀る、蓋し此禮拜や表號を以て描出せらるゝに相違なきも、吾人は表號は實體の元精と相合するものなるを信ぜざるべからず、然らば此天上の禮拜を受くる者を描寫するに於て、其主要の點は何れに在りやと問ふに、彼は宰られたる羔なりといふこと、是れ其主腦點なりとす、成程彼は今王位に坐するに相違なし然れども彼は自ら其禍なる苦痛と寶き死の紀念にてあるなり、人、榮光を受けたる彼を見るや、人の爲に死して之を贖ひたる贖主として之を見るなり、人は己が彼と共に榮光に在るは全く彼の己を贖ひ玉ひしによることを悅びて認め、一切の有智的世界は宰られたる羔に榮光を歸す、もし人を買ひ玉ひし主が、救を受けたるもの及び一切の聖潔なる存在者の全尊よりして最後に禮拜を受くるは、全く吾人の爲に其血を流し玉ひしによるとせば、苟くも此天の會衆の禮拜に列せんことを望むものは、彼が受くべき榮光を今よりして彼に歸するは尤も大切のことゝ謂はざるべからず、彼を贖主として榮めざるものは是れ彼に歸すべき一切の榮光を悉く彼に歸せざるものなり、贖罪なる語の原始、特殊の意味の何たりしにせよ、吾人が通常此語を使用するに方り、之れを以て切言せんと欲する教義は、キリストもし死せざりしならば吾人は(一旦罪を犯したる已上)到底永生を得ること能はずとの理、及キリストは單に摸範として、又は單に其愛を現はし以て神に反き、神を賴まざる吾人を此かる狀態より導き出さんとして死せ

しにあらず、吾人が罪の赦免を得んが爲め死せりとの理こそ、是れ其者にてあるなり吾人が完全の愛なる神の赦免を得るは彼の死のみにより、決して其他のものによらず、吾人もし彼の死の賜、即ち罪の赦免及び之に伴ふ善且完なる神の一切の賜に對して彼に感謝するにあらずんば、罪の赦免を受けたる人として吾人は未だ眞正に其死を感謝して記臆するものと謂ふべからざるなり、

第十八　降生即ち現に能力と榮光とを有し玉ふキリストを受くるは全く其死の賜なり

吾人は前編(第十七)の終に於て宰られたる羔と稱せらるゝキリストに榮光ある天の禮拜を獻ずることとに就て述ぶるところありたり(黙示錄五章)而して吾人は此かる榮光と名譽の彼に歸せらるゝは、全く其死によれることを暗示したり、吾人は今玆に此幻象の細節まで註釋せんと欲するものには更々あらず、されど何人と雖も、かの七の封印を有する書とは、地上に就て神が有し玉ふ經綸、目的を指すものなることとは必ず之を許容するなるべし、しかして此目的とは勿論愛と恩惠の目的なり、之は神は愛なればなり、然れども天に在るもの、地に在るもの、一として該書を繙き、其七の封印を脱し得るものなし、再言せば、何人も神の經綸、目的を宣言し得るものなし、たゞユダの族の獅子、ダビデの裔なる主イエス此書を繙き、其七個の封印を開く力を有し玉ひたり、然らば彼が該書を繙き、神の永遠の經綸を開示する力を有し、又之を爲すに足るものとなり玉ひしは如何、曰く、彼は(九節)宰られ、其血を以て世

界を買ひ玉ひしが故に、該書を繙き、其封印を脱するを得玉ひたるなり、吾人は第四編より第六編に至るまでに於て、降生は神の永遠の目的にして、神が宇宙に與へんと欲し玉へる一切の祝福は藏れて其中に存することを說き、又(キリストの死なくば)罪は此永遠の目的を妨げ、之を無に歸せしむるの力あることを論じたり、所謂七個の封印を以て密閉せられたる書なるものも、之と同一理を示すが如し、測るべからざる祝福の目的は載せて該書に在りしなり、然るに一人として該書に目を觸るゝことすら之を爲すに足るものなく、まして之を展くに足るものとては更々なきを以て聖徒ヨハネは太く泣歎せり、かくて神の子其死によりて贖罪を成し玉ふにあらずんば、此永遠の經綸は到底支へられて實際に行はれざるべしと雖も、主イエス其血を流し玉ひしが爲、彼は永遠より神の目的たりし其事を發達せしむるの能力を身に受け玉へり、且つ彼は此血によりて能力、富貴、智慧、權能、名譽、榮光及祝福を受け玉へり「宰られたる羔は(此等のものを)受くるに足れり」、願くは神と共に羔に祝福、名譽、榮光、權勢世々疆なく歸せんことを、夫れ羔として主イエスに此等のものを歸するを以て見れば、其之を彼に歸するは、是れ彼が宰られたる羔たるの故を以てにあらずや、主が父の位に坐し、其現有の能力、榮光を具へ玉ふは、是れ豈に其死し玉ひしことあるによるにあらずや。

果して然らば吾人がキリストの血によりて天を得る如く、キリストも亦此血によりて其位を得ざるべからざるが如し、是れ果して異なるか、もし異なりとせば、吾人は問はざるべからず、いかにして神の子たるもの其位を失ひ、一切被造者の長たり、支配者たる地位を失ひしやと、吾人は答て曰はんとす、所謂位とは、彼が人として、即ち吾人と同一の性質を有せる人として、吾人の長となり、吾人がよりて以て永生即ち生命、靈及び一切の祝福を神より受くべき媒介となり、以て占め玉ふ其位を指すものなりと、もし吾人の罪惡、背信神の人心に宿在するを妨げんか、神の子は人と爲ることを得玉ふまじ、彼は神の永遠の子として其位を占め玉ふべし、然れども彼は吾人の長たり、吾人の仲保者たり、又吾人の生命たることを能はざるべし、彼は背信者の長たることを能はざるが故に、罪は吾人をして彼を失はしめ、又彼をして吾人を失はしめたり、されば彼が吾人を贖ひて神に歸せしむるや、之によりて彼は罪によりて失はれたる一切のものを回復し玉ふ、彼は(其贖罪なくんば)失はれたるもの、即ち

吾人に神を現はし、且神の祝福の目的を成して吾人を祝福する自己の機會能力を回復し玉ふなり、

キリストの現有し玉ふ能力、榮光は主もに其神の子として有し玉ふ卓越の價値、品位による者にあらずして、其贖罪的死の力によるとは、是れ福音に示されたる貴重の眞理なり、夫れ罪の惨刻なる、惟り神の子其死を以てして能く之を贖ふとを得、しかして彼が神愛の至上の顯現として遂げ玉へる贖罪の貴重なる、彼は其榮光を以て其死の賜と爲すを恥ぢ玉はざるに至る、世或はキリストが其榮光を其死に負ふことを疑ふものあらん、然れども到底彼が之を其死に負ふことと異ならざるべからざるなり、

(甲)右の理たる眞ならざるべからず、そは吾人の贖の性質上よりして然り、もし罪吾人をして神を失はしめ、しかしてキリスト此かる罪の結果を除かんが爲死し玉ひしとせば、

(一)キリストの死は吾人をして神を得せしむるものなりと謂はざるべからず、吾人が今神の世嗣と爲ることを得るはキリストの死し玉ひしによれり、

(二)然れども吾人はキリストによるにあらざれば神を嗣業として受くること能はず、キリストの中に神の生命存す、キリストによりて吾人は生命の主にして賜與者なる聖靈を受く、キリストは吾人の性質を具へて吾人の間に生活し、以て吾人のものと爲さんが爲め與へられたる神にてあるなり、されば吾人もし吾人が神の世嗣となり、吾人のものとして神を受くるを得るは惟りキリストの死によることを信ぜんか、吾人は又此死によりてキリスト彼自身、即ち人と爲れる神の子を受くることをも信ぜざるべからず、

(三)故に(人一たび罪を犯したる已上)キリストの降生なるものゝ成立し得るは、彼が死して己を獻げ以て己を罪に對する犧牲と爲し玉ひしといふ此一理由あるが爲めなるとは、吾人の信ぜざるべからざるとゝなるなり、何となれば吾人が今論ぜし如く、若しキリスト死し玉はずんば神の吾人に與へらるゝことなしとせば、キリスト來りて死し玉ふに非んば、キリストも吾人に與へらるゝこと無かるべき譯なればなり、開闢の初めより宰られたる羔といふ一事の神の經綸中に存じたればこそ、たゞ此一事あるが爲めキリストは天より降りて人の間に生るゝことを得玉ひた

るなれ、

(四)扨又人の罪は(もし之に對する贖なきときは)己により神をして吾人の間に住はしむるてふ喜悦と榮光とをキリストより奪ひ去りたるものと謂はざるべからず、神の子自は神が造り玉ひし萬衆の中に神の生命と愛の入り、神萬衆に啓示せられ又萬衆によりて啓示せられんことを切望し玉へり、しかしてもし人の罪の爲に神の子(己のみ惟り遂げ能ふ贖罪なくば)降生することを得ず、隨て吾人が今言ふところの喜悦と榮光とを享くることを能はずとせば、其死はたゞ彼をして吾人の贖となるのみならずして、實に神人間に立ちて仲保者たる彼の地位を得せしむるものなりと謂はざるべからず、彼が人類の首となり、又神より人に與へ玉ふ靈の授與者となるは、一として其十字架と受苦とに因らぬはなし、

(乙)吾人が右の理を信ずるは、キリストが遂げ玉ひし贖の性質よりして然るものなれども、又聖書の明文に照らして之を信ずるにてあるなり、「彼みちのほとりの川より汲てのみ斯てかうべを擧ん」と詩百十篇の末節は言ふ、蓋し此詩たる徹頭徹尾キリストの高陞を預言せるものなり、但し其高陞たる爭闘を經ずしては得られざるの高陞なり、そは彼の統治に反抗せる敵あることを記するところ該詩中往々是れあればなり、吾人は今右の語を解してたゞ左の如くいふを以て足れりとすべし、曰く「道のほとりの川より汲てのみ」とは謙遜、卑下の狀を表すものにして、「その首を擧けん」とは其高陞を指すものなり、而して後者は前者の結果なりと、彼かれが如く飮みたり、故に彼は此統治と權勢とを得べし、彼己を卑くせり、故に彼は高く擧げらるべし、

預言者イザヤによりて語られたる語も亦右と同一の意を示す(以賽亞書五十三〇十一、十二)彼れ先づキリストが其心靈に受くべき煩勞を見て之を甘んじ、其知識によりて衆人を義とし、又自ら義人なるに關らず、他人の愆を負ふべきことを語り、而して後謂て曰く「われ彼をして大なるものと共に物をわかち取しめん、かれは強きものとゝもに掠物をわかちとるべし、彼はおのが靈魂をかたぶけて死にいたらしめ愆あるものと共に數へられたればなり」と、しかして、かく彼が靈魂死をかたぶけて死にいたらしめ、愆あるものと共に數へらるゝは、自己の罪によるものに非ずして、衆人の罪を身に負ひ、愆あるものゝ爲に代求を爲したるが爲めなることを、該預

言者は繰返し〳〵言ふ、彼死して吾人の罪を負ひ、吾人に代はりて懇求せしが爲め、換言せば、其犠牲的死の故を以て、神は彼をして大なる者と共に物をわかたしめ、之を匝けて其右に座せしむるに至れり、しかしてキリストは實に强き者とゝもに掠物をわかちとり玉へり、蓋し此語の意を按ずるにキリスト復活して惡魔と死の權勢に勝ち(哥羅西一〇十四、十五。希伯來二〇十四。默示錄一〇十八)、又其天に昇るや、己を三日間擒にせしもの卽ち死を擒にし、以て人の爲に賜を受け玉ふことに之を解し得べきものなり、「汝高處にのぼり虜者をとりこにしてひきゐ禮物を人のなかよりも叛逆者のなかよりも受けたまへりヤハの神こゝに住はんが爲なり」(詩六十八〇十八)、蓋し此禮物たる、彼が强者と共に頒つ掠物の一部分たるに相違なし、しかして此禮物たる神の人と偕に住み玉はんが爲め與へらるゝものなるを以て觀れば、此物たるキリストが昇天して受け玉へる靈の賜(使徒行傳二〇卅二)の外部に現はれたるものたらずんばあらず。彼は此靈によりて齎そゝがれたる人を起して公會の敎職とし、以て此靈を公會に授け玉ふなり(以弗所書四〇八ー十三)、

使徒パロウも亦た、キリストが十字架に死し玉ひしが故今主として崇めらるゝとを明言せり(腓立比書二〇五ー十一)、曰く「爾等キリストの意を以て意とすべし彼は神の體にて居しかども自ら其神と匹(ひとし)く在ところの事を棄難きことと意はず反て己を虚うし僕の貌をとりて人の如くなれり既に人の如き形狀にて現れ己を卑し死に至るまで順ひ十字架の死をさへ受るに至れり、是故に神は甚しく彼を崇て諸の名に越る名を之に予へ給へり、此は天に在もの地に在もの及び地の下に在ものをして悉くイエスの名に由て膝を屈しめ且つもろ〳〵の舌をして悉くイエス、キリストは主なりと稱揚して父なる神に榮を歸せしめん爲なり」と

聖徒パウロが以上拔萃せる語を爲せし直接の目的は、ピリピの信徒に勸めて、キリストが天の榮光を舍て、己を卑くして吾人の爲に十字架に死し以て示し玉ひし其愛と謙遜に倣はしめんとするに在り、而して彼は、主が今有し玉ふ高陞榮光は其謙遜順從、愛の報酬なることを示して以て其勸奬の意を切にせんと欲せり、彼は單に此かる謙遜と此かる從順との其高陞を受るに必要なることを言ふに止まる、是蓋し人の子が其高陞を受くるに對し、十字架の死を受くるまでに順ふの必要ありし理由を說明するは、該使徒の直接の目的に干係なかりしを以てなり、然れども吾人は、懇

書の啓示によりて其理由を知る、蓋し主が此く順ひ玉ひしは、其神と罪人との間に在りて仲保の任に當らんが爲め、其準備として必要なりしなり(希伯來書五〇七ー九)、且つ彼が將來自ら支配し、又祭司として斷へず代りて祈らんとする其人々の爲め罪の赦免を得るに對しても必要なりしなり、もし人にして罪を犯さゞりしならんには、吾人は信ず、神は罪なき人の間に生まるといふ處迄の程度に己を卑くし玉ふべしと、然れども一旦人罪によりて神を失ひ、神を失ふと共に其永生を失ひたる以上は、其生命を得るには神の十字架は必要欠くべからざる先行とはなるなり、さるからにもし子にして人が所有權を失ひたる生命を復び之に與へんと欲せば、右よりも一層己を卑うし玉はざるべからず、即ち彼は啻に人となるのみならずして、吾人の罪の重荷、恥辱、憂愁の下に死玉はざるべからず、此く考へ來れば、彼の十字架は吾人の生命に必要に、神の元始、永遠の目的の發達に必要に、彼自身の降生に必要に、しかして又降生せる人として彼が有し玉ふべき榮光に對し必要欠くべからざるものを觀る、されば知るべし、彼の榮光を受け玉ひしは愆ある者に代りて懇求せん爲め、其靈をかたふけて死に至らしめ玉ひしが爲なることを(以賽亞書五三〇十二)

吾人が此干係に於て拔萃せんとする最後の聖語は、我等の有福なる主が語り玉ひしものに關はる、曰く「我が父我を愛す蓋われ再び命を得んが爲に命を捐るが故なり」(約翰傳十〇十七)と、

蓋し主は死すべき地に屬する吾人の如き狀態に於て人として死し玉へり、是れ天の人として復活し、之を信ずる凡の者に生命を與ふる靈として甦らんが爲なりしなり(哥林多前書十五〇四十五)、彼が此かる復活を望みて死に就き玉へるは是れ父の彼を愛し玉ふ所以なりと、かく主は吾人に告げ玉ふ、是れ豈に驚異すべき語にあらずや、吾人は今之を詳解せんと企つるものにあらず、吾人は唯言はんとす、主イエスは人として無限に父の愛を受くるに足ると雖も、彼が人として、加々恩を受け、其受けし苦難によりて順從を學び、其順從によりて完くなりたるが爲め、彼が死して復び甦り玉へるの後に至りて、父の愛彼に對して始めて圓滿の喜悅と滿足とを感ずるを得たりと、蓋し此喜悅、滿足たる、彼が其生を捐て復び之を得るまでは父の感じ得玉はざりしものなりとす、思ふに主の死して復び甦り玉ひしことは少くとも

三點に於て父が人として彼を悦び玉ふ其喜悦を増加したり、

(一)吾人の神は恩惠の神と稱せらる、諸靈の父として神は自ら其子たらしめんとて造り玉ひし人に恩惠を施さんと希ふ父情を有し玉ふ、然るに人の叛逆犯罪により永へに之を其面前より驅逐せざるべからざるに至れり、然り而して主の死は壅塞して通ぜざりし神愛の潮流を通すべき出路を神に與へたり、されば神が全世界の人に對して有し玉ふ一切の愛は、其子に對して有し玉ふ愛に加はりて之を高め之を強めざるべからず、是れ子の死は父をして人を赦し、之に示すに神の恩愛の絶大を以てするを得せしむるものなればなり、

(二)キリストの死と復活とは罪の赦免を受たる人に聖靈の降臨を與ふ、蓋し此聖靈たる完全なる子、主イエスの靈にして此子の靈を受くるものは彼と共にアバ父と呼ぶことを得るなり、父なる神の此く回復せられたる子を喜び玉ふことは猶ほかの譬喩に於ける父の(路加傳十五章)死して復た生き、失ひてまた發見せられたる子を喜ぶが如し、人が孝順の精神を以て再び神の子たるの地位に立歸るを得るは、たゞ主死して復た甦り玉ひしによれり、子として吾人は全く神に對しては亡はれたるものなりき、然るに主イエスは吾人を携へ歸り玉へり、彼はかく神の最も貴重し玉ふものを回復せしが爲め、父の愛と感謝とを受け玉ふなり、

(三)主が吾人の罪の罰を受けて死し玉へるは適に其愛の完全なるを證するものなり、彼の靈其父の聖顏の光を失ひ、心靈的荒凉の情を閲して將に死せんとするや、悚然として回避し、もし此苦杯にして飲まずして止むを得べきものならば、之を飲むを免し玉へと父に切願したりき、然れども彼は之を飲まずして止むを得ざりき、しかして吾人は之が爲に贖はれたり、かくて愛は捷てり、捷ちたるが爲め愛は完くせられたり、彼は此杯より飲めり、彼は父の意を成せり、彼の愛は永へに完くせられたり、神は完全の愛なり、故に人なるイエス、キリストの愛の此く完成せるを喜び玉へり、蓋し此完成たるキリストの贖罪的死なくんば行はるべからざりしなり、抑もし主イエスの愛の完成せられたることにして、吾人の贖主として彼が死し玉ひしにより、又父が子に對して有し玉ふ喜悦と愛との充分なる滿足にして其死によるとせば、父が彼に對して有し玉ふ此完全の愛の外面に現はさるゝことも亦た之と同一の原因に由ると爲さゞるべからず、もしキリスト、イ

エスに對する神愛の理由なりとせば、此死は又父が其愛を外面上に現はし、人の子をして己と共に其位に坐せしめ、之に其統治の權を授け之を萬物の首となし、殊に其公會に對して萬物の首となし、しかして吾人に神より出づる一切の祝福を與へんが爲め之をして神人間の仲保者たらしむる理由たらざるべからず、

吾人が神に對し、其子の贖罪的死の爲め尤も深く感謝すべきは實に此點に在り、吾人は此死によりて單に永遠の滅亡より救はるゝのみにあらず、實に之によりてキリストを有するを得、既にキリストを得故に神を得、キリストは神なるが故なり、神彼に在し彼吾人に在す、アヽ是れ吾人の召の榮なり、吾人は其神によりて此榮を失ひ、彼の死によりて實に復び之を得るにてあるなり、

第十九 未だ悔改めて神に歸せざる人の心意上に及ぼすべきキリストの死の所期の結果

吾人は既に人の罪が神と人との心意中に離反を起したることと、キリストが獻げ玉ふ犠牲なるものなかりせば罪は吾人をしてたゞ神の震怒定罪に觸れしむるものなることと、神は惠あり愛ありと雖も又義にして其義は其人の罪を赦すに方りて頗る大且眞實なる困難なることと、しかして其困難たる神の心意中に存するものにして、神は其義なる品格を維持表明せざるべからず、且此困難を除くべきもの如何といふ問題に對して之を決定するもの、再言せば、神をして人の罪を赦すことを得しめ(神は固より人を赦さんと望み玉ふ)、しかも其義と撞着せざる理由を以て之を赦すことを得しむるもの如何を決定するものはたゞ神のみなることと、キリストの死は神の心意中に存する此困難を除去せることと故にキリストの死は正當の意味に於て復和といふを得べきことと、しかして此復和とは神の愛と惠とを得せしむるてふ意味に於て神の心意を復和するものにあらず、それはキリストを與へて死せしめ

たるは神の愛と恵とによればなり、されば復和とは、キリストの死が神をして其怒を去り、價なくして吾人の罪を赦すを得せしむてふ意味に於て神を復和することなりとのことを論じたり、且つ贖罪若くは復和なる語は、神がキリストの死を以て人の心意を感化し、之をして神と和がしめ、神に頼らしめ、信じて彼を愛せしめんと欲し玉ふ此人心に及ぼさるべき結果をも指すものなることを說きたり、

故に人の心意は神に和ぐことを要するものなり、しかしてキリストが設け玉ひし敎役は復和の敎役なり、然れども其敎役や、神を和がしむる爲めの敎役にあらず、そはキリスト死して之を遂げ玉ひたればなり、故に是れ全く人を和がしめんが爲めの敎役なりとす、蓋し人をして神に和がしむるは是れ一大事業なり、然らば如何にして之を爲し得べきか、(甲)人もしキリストの死の、神を離れたる人の、心意上に其相當の結果を生ぜんことを願はゞ、先づ罪が人心に如何なる結果を生ぜしかを考へざるべからず、夫れ罪は幾多の形狀を具へて現はる、或は神に對する冷淡となり、又頑然として神を忘るゝこととなり、或は全く彼を拒み、終には其存在をさへ非拒することとなり、尤も屡々行爲上其誡に反くこととなりて現はる、しかして此悖戾と共に人は必ず此悖戾其自身を輕視し、及其倫理上の咎の大にして神の罰を受くるに足るものなることをも深く思はざるに至るものなり、罪の顯現や實に此の如く幾多の形狀を有し、甚しきは悖戾の結果を顧みざることを行爲に現はして覭然たるに至る、然れども此かる現象の下に伏在して一個のものゝ存ずるあり神の愛を疑ふこと即ち是れなり、人既に自ら神を離る、是に於て又神も己を離れたりと思ふ、人或は神の冷淡若くは寛恕よりして現世に於て幸福を受け、又未來に於て罰を免るゝよを得べしと信ずることもあらん、然れども如何程此く信ずればとて、人は神が其全心を傾けて己に忠事することを願ひ、己が造りし靈の悉く己を愛する其愛を受くるを悅び、又は之を受けんと望み、又は之を受けんと求め玉ふべしとは中々容易に信せざるなり、又人は自ら神を離れて愛せざるがゆへに神の人を愛し玉ふことも容易に信せざるなり、人或は神は人の道義上の心情品格を問はずして兎に角に人を幸福ならしめんと欲する慈愛の勢力なりと信ずることもあらん、然れども人は神の愛を全く信任し、全く之に順ひ、全世界を捨てゝ之を取るといふ程迄に神愛を信ずることをせざるなり、之を約言するに罪の顯現は如何程夥多なるにせよ、其根

本を原ぬれば、全く神の愛を疑ふことに外ならずとす、

(乙)是を以て世界をして己の愛を確信せしめんとするは、是れ神の目的にてあるなり、全世界の人、其義なるものも、不義なるものも神愛を納れ之を悅ふものも、之を謝絕するものも神旨之をして一事を確信せしめざるを得ず、卽ち之をして神愛を確信せしめざるべからず、されば復和を人に說くものゝ職はキリストに於ける眞理を人に說示し、人をして巳を擧て神の愛に一任し、信じ順ひて神に歸せしむるか、不ざれば人をして己が罪せらるゝは愛によりて罪せらるゝものにして理の當然なりとのとを承認せしむるか、此二途の中其一に出づる樣務めざるべからず、キリストの死を以て收めんとする結果は、人をして神の愛を十分信ぜしめ、之を回復して神に歸せしむること是れなり、もし其死にして人を回復して神に歸せしむること能はざりしとせば、人は神の己を愛し玉ひしとを承認し、又神の愛は人をして口を緘ぐところなからしめたるとを白狀せざるべからず、神に復歸するにもせよ、最後に永へに神を謝絕するにもせよ、人は到底神の愛を認めざるを得ざるなり、

(丁)吾人は今世人に說きて神の愛を信ぜしめ、之をして神に歸せしめんことを望むものなり、而して吾人は前已に說き來りたる眞理を世人に示して之に神愛を信ぜしめざるべからず、卽ち

(イ)吾人の創造主なる神は人を造り、之に賦するに一種の能力幹能を以てし、しかしてたゞ神のみ其靈魂を滿足する樣之を造り玉へり、

(ロ)されば神の人を造り玉ふや、他の被造者の得能はざる充分の交通を人に與へて自已を人に賜ひ、人を以て己の聖なる住居となさんとすること、是れ其目的なりしなり、

(ハ)罪は神に背き、神に逆ふことの根原なり、かゝる性質のものなるが故に、自個の力にて、神の人を創造するに方り有し玉へる目的を空ふするの傾向を有す、再言せば、神をして人に其宿在の賜を授くること能はざらしむるの傾向を具ふ、畢竟罪は自個の力にて、人の永生たるものを奪ひ且破壞するものにてあるなり、

(ニ)然るにもし神依然人を祝福せんとの當初の目的を繼續し得るの道ありとせんか、かく人か罪を犯し、神に背きしに係らず、神をして何よく人の中に宿ることを得せしめんが爲め何等の方法を立つべきやの問題を決定すべきものは神なりとす」

(ホ)而して神は、己をして依然人を祝福せんとの當初の目的即ち自己を人に與へんとの目的を繼續せしめ得るものは其子の死なることを啓示し玉へり、

(ヘ)然り而して神の子は死して己を犧牲とし、しかも其死に於て幾分か第二の死の慘を嘗めて迄、此要求を充たし玉へり、

(ト)故に人は罪を犯したりと雖、キリストの死によりて墮落せざる人の有し得べき一切のものを有するに至れり、換言せば、人は神を永遠己の有となすてふ賜を取捨するの機を與へらるゝなり、パラダイスに於ける人と雖も此外の希望若くは此より大なる希望を有することを能はず、

(チ)果して然らば吾人は如何で神の愛を疑ふを得べき、もし神其被造者の各自、各個人に宇宙を與へんとの意を告げ玉ふとせんか、是れ既に廣大にして想像し難き貴重の賜にあらずや、况んや右の賜たる之に比して測り難き迄に大なるをや、成程此賜たる萬物を與ふることとなるに相違なし、然れども是れ萬物を造りし造主を通して萬物を賜ふことにてあるなり、神は其造り玉ひし一切の物を合したるよりも大なり、しかして神の造り玉ひし人間各自に賜はんとし玉ふものは實に無限に大にして榮光ある神自己にてあるなり、

且つや吾人は此世に於て往々際會する悲苦痛慘を觀て罪の愛を疑ふべきにあらず、何となれば眞實にして一時のものならざる愁苦は一として罪に基せざるはなく、しかして罪は人の所爲にして神の所行にあらざればなり、况んや神自ら苦痛混亂に滿ちたる世界に生れ玉ひ、而して聖書は彼を稱して、悲哀の人にして憂愁を知るの人と謂ふに於てをや、

將た又吾人顧みて過去の罪科を念ひて、神の愛を疑ひ、悔改信順の情を以て神に復歸するに躊躇すべきにあらず、そは神罪に對する罰を自ら負ひ以て之を悉く除き玉ひたればなり、吾人の罪科は一切代りて贖はれたるなり、神は喜んで吾人の罪科を其記憶の書より抹殺し去り、永へに再び之を吾人に云々せざらんことを欲し玉ふなり、されば神の方に於ては、吾人の救を妨くべき障害物毫も存することなし、もし障害物ありたりとせば、そは既に全く除去せられたるなり、神は和がれたり、彼は其腕を伸べて吾人に向ひ、吾人が其恩惠を受けんことを懇求し玉ふなり夫れ吾人はかく神の愛を宣へ、又キリストの死は神を吾人に和がしめ、以て人の靈魂に神を

與ふでふ賜を來すものなることを說けり、是れ聖徒パウロが所謂(哥林多後書五〇二十)「我儕召れてキリストの使者となれり即ち神われらに託なんぢらを勸給ふが如し」といふに庶幾からんか、吾人は世人の爲に死玉ひしキリストに代りて世人が神に和がんことを懇請して止まざるなり、

(二)之と仝時に人は、愛に對して犯せる罪ほど大なる罪なきことを認めざらんとするも得ざるなり、もし人十字架の教を眞正、忠實に傳へられたるにも關らず、尙神に對し頑然罪を犯して顧ざるときは、其罪たる單に背信なるのみならず、又單に叛逆なるのみならず、はた又單に背恩なるのみならず、實に愛を謝絕するものなり、是れ畢竟愛に於て神に背るものとせらるゝことを謝絕するものたるに外ならず、

然り而してもし人最後に愛を謝絕し、一定不變の品格を形くり、しかして其品格には愛の跡方もなく、又愛する能力も一切消失し去りたりとせば如何、もし人最後に神を謝絕せるが爲め、神は愛を以て自己を人に與ふること能はずとせば如何、

少くとも神は義とせられ玉ふべし、しかしてよく神人を罰して永遠之を自己の許より驅逐し玉ふとも、萬人皆彼の榮光、卽ち愛として有し玉ふ其道義的及靈性的の榮光を承認すべし。何となれば彼は實に自己を人に與へ玉ひたるのみならず、人もし受けたらんには自己を與へ玉ひたるべければなり、神は萬福を合したるものにして、萬惠の源なり、神もし自己を與へて以て萬物を人に與へ玉ふとせば、豈に之に勝る物を與へ玉ふことを得んや、もし神キリストに在りて死し以て自己を與ふるの賜を再び人に惠投し玉ひしとせば、世豈に之に勝りて深き愛あらんや、否々決して之れ有らざるなり、人もし頑然不動己を硬くして愛に逆はんか、否人を贖ふの愛に逆はんか、是れ實に神を捨て、其救拯の方法に於て神を詮方なき者とならしむ、しかして彼は自ら、愛は神の愛を以てすら爲し得べき丈けのことを爲したることを認めざるを得ざるべし人神の許より驅逐せられたりと雖、尙神を義とし、神の責むべきところなきことを告白せざるを得ざるべきなり、

第二十　信者の心意上に及ぼすキリストの死の所期の結果　(甲)信者の神に容れらるゝ基礎となること

若し夫れ既に悔改めて神に歸し、信じて洗禮を受け、かくて水と靈とによりて生れ、キリストの肢、神の子、天國の後嗣とせられたるものに至りては、其未來の福祉を望む其希望の基礎は如何、神は何時しか萬人を審判し玉ふべし、しかして我は神の定罪を免れ、光に在る聖徒と共に嗣業を受けんことを望む、我が斯く望む理由は如何、我は果して何の基礎の上に此希望を据うるか、再言せんに、もし我此希望を斷然無効に歸することなく、神も認めて搖かすべからざるものと爲し玉ふ基礎の上に置かんと欲せば、其基礎とは果して何物ぞ、

吾人は單に神の恩惠にのみ吾人の希望を寘すること能はざるなり、神は恩惠あり且恩惠を施すを悦び玉ふに相違なし、然れども其恩惠は條件附の恩惠なり、所謂條件とは神をして恩惠を示すことを得せしむべき條件のことをいふ、然らば則ち其條件は何ぞ、我果して此條件を全ふせしか如何、我神の恩惠を受けんとの希望は果して充分の理由あるか如何、

且つや吾人は神の誡律を守りたりと謂ひて自己の義を恃むこと能はざるなりキリストも使徒も、預言者も徹頭徹尾此かる希望の根據なきことを證言す彼等は皆言へり、もし吾人自己の義の行爲の故を以て神に容れらるゝことを得たらんには、キリストは死するの要あらざりしなり、此かる思想はキリストの受苦を無益の業とするものなりと、

吾人は新に生れたるものにしてキリストの中に在りて新生命を有することを自認し又自己の中に聖靈の働作あることを自認することすら其自認のみが吾人の神に容れられたりとの希望の基礎と爲すことを得ざるなり、かゝる生命は吾人が神に容られたるの結果なりかゝる生命ありたるが爲めに神に容られたるにあらず、然らば問はん以上三個の基礎悉く成立せずとせば、其確固不可動の基礎は果して如何、

夫れ神は悔改と信仰とを以て彼に來れる吾人を悉く容れ、吾人が死を去りて生に

入れることを吾人に告げ(約翰傳五〇二四)しかして吾人は末日の審判に於て此かる所以のものは、吾人が新に生れたるが爲にあらず、吾人が聖靈を受けたるが故にもあらず、はた又吾人が靈の果を多く結びたるが爲にもあらずして、全く他の理由あるによる、彼が今吾人を容れ、末日に其吾人を容るゝことを明にし玉ふは、一としてキリストの死し、其死するや血を流し玉ひしに是れ由らぬはなし、」

此事實を斷へず記臆するは信者の心の平和と、其靈生の正當なる發達に對して極めて重要なることとなり、吾人もし吾人キリスト信徒たるものが戰ふ戰爭の性質如何を考へなば、此事の重要なるを悟り得ん、

(一)蓋し悔改と信仰とを以て主イエスに來り洗禮を受けたるものゝ其罪を洗はれ、其罪を赦されたることとは固より眞にして疑なきこととなり、

(二)然れども吾人が洗禮後に犯せる罪につきては如何、夫れ神に取りて能はざることはなし、しかして吾人を守りて墮落せしめざるものは神の力なり、然り而して吾人が此力の祐助を得るの大小は吾人の信仰の大小による、されば主は信ずるものには何事も能はざるところなしと語り玉ひき、是故に吾人信仰を以て主の力を信

じ、主が吾人を護りて墮落せしめざる力を有し玉ふを信ずるの大小及此く護られんが爲吾人が常に主に在るの如何によりて、罪に陷ることより禦がるゝの大小もあることとなり、然れども若し吾人の信仰弱きか、或は吾人がキリストに在ることの不完全にして不忠實を免れざるか、或は吾人の知識若くは意志の足らざるよりして、主其力を揮ひて吾人を護り、吾人をして罪に陷らざらしむることと能はずとせば如何、此かる塲合には、吾人よしキリストの肢たり且一たび滌はれたりと雖、失敗と罪との苦き實驗を經ざるを得ざるべし、吾人執拗にして罪を犯し爲に眞心の咎を受くるか如きこと或は尠かるべしと雖も、自ら省みて、神が吾人に求め玉ふ愛の欠けたるを覺り、神を榮めざるべからざるに之を爲すに於て足らざるを感じ、幾多の事に於て聖靈を惱め且憂へしめ奉りたることを認め悲んで之を懺悔せざるを得ざるべきなり、一たび此かることを覺らんか、吾人の心は苦悶して安を得ること能はざるべし、是に至り、主によりて吾人に新なる平和、喜樂を與ふものは何ぞや、曰く、神の愛し玉ふ獨子が吾人の爲に流し玉ひし血の績を神の前に新に陳べて神に哀求すると卽ち是れなり、之を舍て他に其ものあらずとす、吾人は一切の失敗、一切の

罪、一切の懈怠、一切の無礙を神の前に懺悔し、キリスト吾人の爲に死玉ひしことを理由として其赦免を乞はざるべからざるなり、吾人は初めてキリストに來りしときの如く今も亦吾人の罪を懺悔し、キリストによりて流されたる血の爲に神吾人を赦し玉ふことを信ぜざるべからず、已にかく懺悔し、かく望まんか、茲に吾人は神罪を赦し玉へりとの意味に於て神の平和を享くるを得べきなり、

(三)然らば則ちキリスト信徒其神に忠實なるの情に於て、其行爲の聖潔なるに於て著しく進歩し、キリストの血の績を陳べ、之を理由として神に容れられんとを願ふの要なく、他の理由によりて神に容れられんことを望むの時期果して現生中に來るべきや如何、人或は曰はん、聖書は吾人が神に容れらるべき他の基礎を說くものゝ如しと、しかして此かる人は聖徒パウロが(羅馬書八〇十四)「凡そ神の靈に導かるゝものは是卽ち神の子なり」と言へるを引證せん、もし此言の如くならば、我自ら省み、己が神の靈に導かれたる證據を發見せば、我は靈に導かれたるが爲め子と爲るを得たりと信ずべきか、將たもし我自ら靈の感動に應ずるとの不完全なるを發見せば、之が爲め我が神の子たることを疑ふべきか聖徒パウロ又言へり(十六節)「聖靈自ら我儕の靈と共に我儕が神の兒曹たることを證す」と、しかして聖徒ヨハネも言へり、(約壹四〇十三)「彼已に其靈を以て我儕に賜ふ是によりて我儕の彼に居彼の我儕に居ことを知」と、又曰く、(約壹三〇十四)「われら兄弟を愛するによりすでに死を出で生に入しことを自らしる」と、我もし自ら省みて聖靈我靈と共に我神の子たることを證し玉ふことを感ぜんか、我は果して聖靈の證を信任すべきにてあるか、我キリストの前に立ちて審判を受けざるべからずと思ひて我念惱むとき、我は我心中を省み、しかしてもし靈の證此處に存せりとせば、我は果して我聖靈の證を有するが故にキリスト確かに我を容れ玉ふべしと謂ふべきか、將た我自ら兄弟を愛すと信せば、我愛によりて神我を容れ玉ふべしと考ふべきか、之に反して我もし明白強大なりし聖靈の證時に模糊たるを感じ、若くは我兄弟を愛するの太く不完全なるを認めんか、我は神の前もしくはキリストの前に立つべき基礎なきものと信すべきものなるか如何、以上數多の疑問に對して吾人はたゞ一個の答辨を有す、曰く、キリスト信徒は如何に聖に進むとも、其神に容れらるべき唯一の基礎としてキリストの血によりて乞ふの要なきまでに達すること斷して是れ無しと、是れなり、其初

に於てキリスト信徒の希望は惟りキリストの死に在りたり、しかして其終に於ても亦實に然るなり、されば以上引用せし聖書の語の如きも、吾人をして此他のものに希望を寓せしむる樣の解釋を之に附すべきにあらず、

(四)然らば吾人以上の聖語を如何に解釋すべきか、

(イ)以上の聖語中に示されたること、卽ち吾人が聖靈に導かるゝこと、吾人の心裡に靈の臨在を感ずること、吾人が神を愛し人を愛することなどは、吾人がキリストに合したる結果なり、故に其標號なり、吾人が彼の生命を享有するの證據なり、吾人が接がれたる木の果なり、「爾曹其果によりて之を知るべし」と主は曰ひ玉へり、而して吾人が果實を結ぶは他人に對して、吾人がキリストに居るの標號たる如く、又之を吾人自身に對しても幾分か標號となさんとするは是れキリストの意なりとす、以上揭げたる聖語は、忠實にキリストに居るべきことを吾人に警告するものなり、しかして人屢自ら省みて己がキリストに居るや否やを察するは必要にして又正當のことにてあるなり、そは若し吾人彼に居らずば凋れて枯たる枝となるべく、其終は「人之を集めて燃くべければなり(約十五〇六)、曰く聖靈及び其證、曰く聖靈の導、曰く吾人の愛是れ皆吾人が倘キリストに居るの證據にして、吾人が倘神惠によりて己が立脚地より落ちず、又吾人の唯一の希望を棄却せさる證據なりとす、然れども此等のものよし生命の證據なるにせよ、其は吾人が神より生命を請求すべき基礎にはあらず、且つ吾人は以上のものを所有すればとて、之を以て吾人が神に容れらるゝの基礎ともせざるなり、

(ロ)聖靈吾人の心裡に在りて吾人の子たることを證し玉ふことも、吾人が新なる神的生命を有するを意識するも、是れ皆神が恩惠を以て、業に已に存在してある一個の信仰を證定し玉ふに外ならず、蓋し此信仰たる此かる證、此かる意識の外に基礎を有するものにして、神キリストの死の爲に吾人を容れ玉ふてふ事實より產れ、しかして此く之を產み出せる眞理によりて養はるゝものなりとす、吾人の信仰は何時しか變じて對面明視と爲るべし、是に於て吾人が神に對して有する信賴も、吾人が明かに神を視るを得るによりて其信賴の空しからざるを知るに至るべし、吾人は先づ信じ、後知る、是れ吾人靈生の進步につき神の定め玉へる順序なり、然り而して吾人は現生に於ても此進步を少からず實驗するの特權を與へらるゝ、信仰により

て吾人の心靈は實驗上神につける豐富の知識を得ることを得るなり、故に聖徒パウロは曰く「疑を懷かざる全き穎悟の富を得かつ父なる神とキリストの奧義を知て安慰を得んことを欲するなり、智慧と知識の蓄積は一切キリストに藏れある也」(哥羅西書二〇二)と、かく吾人其信するところの彼を知らんか(提後一〇十二)吾人は是迄信仰上の事件たりしことも之を知るに至ることを信じ得べし、即ち吾人は毫末の疑なく吾人の罪の赦さるゝことを知り、吾人が神の愛者に在りて容れらるゝことを知り、吾人は神の子にしてキリストと一になり、死を出でゝ生に入れることを知るべし、吾人の信仰は吾人の心裡に輝く神光の愈々明なるに隨ひていよいよ確定せらる、然れども吾人の信仰を確定する知識其物は吾人の信仰の基礎にはあらず、吾人は神光を意識して喜ぶべし、然れども吾人は此意識を以て吾人の希望の基礎とすべきにあらざるなり、

蓋し吾人の心裡に(かく言ふは吾人が云々する心内の證も意識も吾人の心裡に存するが故なり)吾人の神に容れらるべき基礎を發見せんとの企圖は、是れ實に惡魔の機權に外ならず、成程巧なる機權なるに相違なし、しかし到底機權たるを免れず、

しかして信仰の生涯に進歩したるものも此機權には陷らざるを保せず、吾人は己が果して神に養はれて子となりしや否やを知らんが爲め心内の證據を求む、しかして此は決して不當の事にはあらず、然れども吾人は餘り此事計りに心を奪はるべからず、況んや之を以て吾人の恃とするに於てをや、そは深く愼まざるべからざるなり、世のキリストを信ずるものゝ不正當にも心内の證を恃み、變轉不確なる意識を以て、其神に容れらるゝや否やを量るの尺度となし、爲に其進歩を妨げ、其平和を害せしもの、其數勝て算ふべからず、夫れ神は人をして斷へずキリストを仰がしめ、榮光に榮光いや增してキリストの像に合せしめんと欲し玉ふ(哥後三十七、十八)然るに人右の如き證と意識を恃とせるが爲め、キリストを視ることをせずして己を視るに過ぎたりき、是れ其進歩を妨げし所以なり、しかして此證と意識とが人の平和を害せしは、十字架の血のみ惟り吾人の平和なるに、此を恃まずして彼を恃みしが故なりとす、

第廿一　信者の心意上に及ぼすキリストの死の所期の結果　(乙)神の一切の約束の撤回せられざることを人に擔保すること

苟くも神の約束たるもの若くは一切の神の約束なるものは果して撤回せられて到底人之を受くるの望なきに至るが如きことあるべきものなりや、然り、もし此約束を受くるに必要なる條件にして果されざるあるか、若くは約束を遂べき時機過去るときは、人之を受くるの望なきに至るべし、神は今救拯の申出及び約束を萬人に與へ玉ふ、神は己がキリストに在りて世界を己に和がしめ、人を赦して之に其罪を負はしめざらんと欲し玉ふことを人に宣言し玉へり(哥後五〇十九)、故に吾人救拯を說くに方り、いかなる惡人と雖も之を贖はれたる人、罪の爵のキリストに於て除かれたる人として、之に說かざるべからず、然れども吾人は又人に悔改めて、來らんとする震怒より逃るべきことをも勸めざるべからず、そは吾人は凡て贖はれたるに相違なけれども、使徒パウロの言ふところによれば(提多書二〇十四)、吾人が一切の慾より贖はれたるは神己の爲に一の人民を聖め善行は行ふに熱心ならしめ以て之を己の所有と爲さんとし玉ふが爲なればなり、されば人もし慾を棄つるを肯んぜざらんか、是れ主が之を贖ひ玉ひし其贖を無効ならしむるものにして、もし彼悔改ずして終に至らんか、是れ神の約束を有せざるものなりとす、彼既に一たび授けんとの申出ありし恩惠を拒絶せりとせば、其恩惠は彼の救拯に對して益なきのみならず、却て其慾を增すのみなり、且つ聖書を讀むに、既に神を信ずる人に對して、其一旦得たるものを失はざる様警言するもの到る處に之れ有り(約翰第二書八)、聖書は信者が其信仰を失ふことあるべきよ、又信者が初の狀態に愈りて一層惡き境界に陷ることあるべきことを、言迄もなきことゝするを見る、例へば聖徒ペテロの語の如き是なり、曰く、(彼得後書二〇二十、二十一)「彼等もし救主イエス、キリストを識によりて世の汚を脫れ復これに累れて勝るゝ時は其後の狀態は前に愈りて更に惡かるべし、かれら義の道を識て倚その傳られしところの聖命を棄てんよりは寧ろ義の道を識ざるを美とすべし」と、又馬太傳十三〇十八－二十。約翰傳十五〇六。希伯來書六〇四－六。馬太傳廿五〇一－十三。仝廿六－三十を參看せよ、蓋し信仰を失ひ

たる信徒卽ち馬太傳廿四章四十八節より五十一節迄に錄されたる惡僕は主の約束を無効に歸せしむるものにして、彼は斬殺されて其報を僞善者と同ふし、其處にて哀哭切歯するの罰を受くる外なきなり、

然れども若し信徒かの人の靈魂を滅亡の淵に沈淪せしむる世と肉の慾を過ふする惡僕たらずして、衷心より好機會の時日を空ふせず、キリストに在る約束を握らんと切望せんか、神は信實にして恩惠あるが故此かる信者に對して己が與へ玉ひし約束を撤回せざることを擔保せんと切望し玉ふなり、

若し夫れ神が忠實にして信仰ある者に此かる擔保を與ふるの要あることに至りては言ふ迄もなきことなりとす、そは何故ぞといふに、キリストに於ける神の約束は啻に甚だ貴重なるのみならずして非常に大なるが故に(彼後一〇四)、信徒たるもの其心中に惑ひ、神が與へんと申出で玉ふ此かる恩惠、榮光は果して己の如き價値なき者の實際受け得るものなりや否やを疑ふヿあるべきは、自然の理なればなり、斯る約束は果して我の享け得べきものなるやとは、信徒が動もすれば誘はれて叫ばんとするところなり、殊に其精神の鬱屈せるとき、羸弱なるとき、失敗せるときの

如く、自己の不足、罪、懈怠を太く感ずるときに方りては、我一たび約束を受けたるに相違なきも、或は今之を有するの權を失ひ、最早其約束は我有にあらざるなきかとの疑を抱かんとするは、彼に取りて殆ど免れ難き誘惑なりとす、尤も忠實正直なる神の僕にして其性質上キリストに於ける希望に就て失望し、己が神の約束を享くるの權あるを疑はんとするの誘惑に陷るもの動もすれば之れ有り、苟くも信徒たらんか、全く此誘惑を免るゝものは尠し、

神は頑として悔改めず信仰せざるものに其約束を撤回し玉ふに相違なし、然れども、キリストに合し、謙りて熱心に彼に居んことを希ふものにして、神が與へ玉へる約束を苟くも疑ふあらんことは、是決して神の意にあらざるなり、衷心より救主に賴る人を救主より離れしむるの力なるものは世に之れあらず、「之を我手より奪ふものなし」と主は曰ひ玉へり、全能の父は一切の暗黑の權威勢力を合せるものよりも強し、故に主は附言し玉へり、曰く、「我に彼等を賜ひし我父は萬有よりも大なり又わが父の手より之を奪ひうるものなし」(約翰傳十〇廿九)と、人キリストに居るを悅び且居らんと欲するうちは安全にして危きことなし、且一旦頑然邪惡を選ふしキ

リストの手の外に己を投棄したるものと雖も、もし(其罪愆を犯したるに關らず)神の約束を得たしとの希望を有せば、神は彼が倚約束を受くるを得べきこと、彼もし約束を受けんと請はゞ之を聽すべきこと、神は其約束を決して撤回したることなく又必ず撤回することなかるべきことを彼に擔保するを悦び玉ふなり、苟くもキリストに居らんと欲する信徒に對しては、神の約束は其性質上撤回すべからざるものにてあるなり、そは神信徒と共に契約を結び玉ひたればなり、蓋し此契約たるキリストに在る凡の人と結びたまへるものにして、神はキリストの血を以て此契約に捺印し玉へり、しかして此血たる神に取りては其契約の撤回せられざることの擔保にして、一旦罪を犯したるも悔改めたる人に對しては、此契約の効力恒に絶うることなきの擔保なりとす、吾人をして且く此契約の性質を考察せしめよ、

夫れ古來キリスト教會が成文的神語として受容したる聖書は二大部分に區別せらる、稱して舊約（オールドテスタメント）、新約（ニウテスタメント）と謂ふ、聖書の用法に據るときは、テスタメントなる語は其中に契約（コヴェナント）の意を含む、否契約こそ、希伯來希臘の原語の意義を一層充分精確に反譯するものなり、日本語聖書の飜譯に「約」なる語を用ひしは其當を得たるものなりとす、

扨舊約書とは、之を約言せんに、神が往昔其民と結び玉ひし契約の記錄にして、新約書とは、神が結び玉へる新なる契約の記錄なり、此二個の契約たる、共に血を以て捺印せられたるものにして、舊約は犧牲の爲め宰られたる動物の血を以て印せられ、新約は十字架に死して己を獻げ以て流し玉ひしキリストの血を以て印せられたり、

血を以て舊約に印せしことの顚末は載せて出埃及記二十四章三節より八節迄の處に在り、第五節は犧牲として主に獻ぐる動物の事を記し、第六節よりして左の如く記す、曰く「モーゼ其時血の半をとりて鉢に盛り又其血の半を壇の上に灌けり、而して契約の書をとりて民に聽きかせたるに彼等應（こた）へて言ふエホバの宣ふところは皆われら此を爲て遵ふべしと、モーゼ即ちその血をとりて民に灑て言ふ是すなはちエホバが此諸の言につきて汝等と結びたまへる契約の血なり」と、若し夫れ新約の血を以て捺印せることに至りては、馬太傳二十六章二十六節より廿九節迄の紀事の如きは其一例なり、主先づ己が祝福せしパンの其體なるとを宣へて後、「杯をとり謝して後之を彼等に與へて言たまひけるは、汝曹皆これを飮め此は契約の我

血にして罪を赦さんが爲め衆人の爲に流すところのものなり」と、蓋し主が以上の語を發し玉ひしとき彼の血は實際未だ流されざりき、其血の流されしは其翌日主の苦痛去り、主の靈其肉體を離れ、一人の兵卒鋒にて其脇を刺し、其處よりして血と水と流れ出でたるときに在りき(約翰傳十九〇三一—三九參看)以上馬太傳より引用せる語は實際血の流されたる前一日に主の語り玉へるに相違なしと雖、此語によりて觀るときは、主が己を死に付し玉ふや其意、己の血を以て結ばるべき、換言せば己の血を以て捺印せりと謂ふて不可なき新(路加傳廿二〇二十)約を神と人との間に結ばしめんとするに在りしや明なり、

舊約も新約も共に血を以て印せられたること此の如し、吾人は次に血を以て契約に捺印するの何の意義たるかを究めんとす、蓋し一言以て之を掩はゞ、血を以て契約を印するは、結ばれたる一個若くは數個の約束の變せざることを意味するものなりとす、上古に在りては、契約を結ぶ兩班共に可成强切なる箇條を以て互に其の結べる契約を守りて渝らざるべきことを擔保せんと望みたり、さて人間の想像し得る限に於て他人が己に對して約束を立て其約束を渝へずとの擔保として己が受け得べき最も强切なるものは何ものなりやといふに、此約束を立てたるものが之を立てたる後直に死すべしといふことほど强切なる擔保はあらじ、其人の死は其誓ひしことの一切撤回せられざることを保證するものなりとす、死は實に其人の口を封じて永へに緘默せしむるものにてあるなり、此に於て彼は一たび約して復其言を食むことを得ず、一旦立てたる誓約を撤回すること決して之れなかるべし、其人既に墓に入りて永く緘默し、しかして其發せし語は永久渝ることあるべからず、實際上古代右の如く契約を結べる者は通常自ら死することはなかりき然れども一種の死ありて存したるには相違なし、即ち彼等動物を宰りて其血を流したるなり、此動物の死と其血を流すことゝは、立てたる約束の渝らざることの標號とはなれり、蓋し兩班共にしか認了せしにてあるなり、甲は乙に對し、乙は甲に對し、我一たび約束を立てたる已上は、之を渝へざること猶ほ我自ら墓に入りて窮なく默して語を發せざるがごとし、然り而して此血は我誓約の渝らざるを擔保するものなりと言ふものゝ如く然り、約言せんに、血を以て契約に捺印するとは此かる意を有するものなりとす、

然らば則ち神が吾人と結び玉ひし新約に捺し玉ひし印につきて、吾人は如何に言ふべきか、夫れ神はキリストを吾人に與へ、キリストによりて吾人が要し若くは願ふ一切の祝福を與へ玉ふ、かの父の家に於ける幾多の邸第を有するの天、換言せば基礎の上に立てられて神の住居たる都府存し、生命の水は流れ、生命の樹は秀で、禍惡も來らず、誘惑もなく泣號の聲聞へず、悲苦去りて跡なく、人は無垢潔白といふ白衣を著し、しかして明かに神を視奉るを得る有福の境は是れ實に吾人の嗣業にてあるなり、神の獨生子なるキリストは天より降り來り、父の旨に合し、父に代り父の權威を以て事を處し、しかして彼は吾人に右の如き嗣業を與へんと約し玉へり、降生せる道(ことば)、父の惟一永遠の子として彼は之を約する充分の權威を有し玉ひしなり、しかして彼が約せしところは是れ亦父の約し玉へるところなり、然り而して主は此く約束の語を發して後死し玉へり、既に死して彼は其血を以て此約束に印を附し玉ひたり、蓋し此束約たる、之をキリストが其死によりて與へ玉ふ嗣業の期として視るときは遺言(テスタメント)と稱するを得べく、之を單に約束として廣く考ふるときは契約(コヴェナント)と稱せらる、何れの命辭を用うるも差支なし、希伯來書第九章に此點を論ずるとき、

右の兩命辭を相通用するを見る、遺言にせよ、契約にせよ、何れにもせよ、キリストの死によりて流されたる血を以て捺印せられたることに至りては即ち一なりとすされば吾人は此嗣業を吾人の有と考へ、しかして此嗣業は到底撤回せられざるものなりと思惟することを得るなり、夫れ神約束を立て玉ひ、一個の死ありて神と人との間に介し、しかして此死や我死にあらずして神の獨子の死なり、神豈に之に勝りて一層嚴肅なる批准を其約束に附するを得んや、昔は神品位も價値も少き動物の死を以て其約束に捺印し玉へり、然るに今は言悉し難き迄己に親近なる者の死、即ち神の子にして、萬類より父と同一の尊敬を受くべき者の血を以て其約束に捺印し玉へり、然り而して父果して子を尊敬せざるべきか、父果して其血を以て至貴至重のものと爲さざるべきか、父果して其聖なる批准を犯し得べきか、父果して此く量るべからざる代價の印を壞り得べきか、父果してキリストの血を以て約束せるものを撤回若くは變化し得べきか、吾人は如何にしても父がしかすることを得玉ふべしとは思惟し能はざるなり、神は右の如くして立て玉へる契約を變化若くは撤回するを得玉ふことなし(もし吾人キリストに居らば)、吾人にしてキリストに

居らんか、一切の約束は皆吾人の有にてあるなり、是れ豈にして疑ふべくもあらず」、

聖徒ヨハネ曰く(彼は一たび赦され、一たび滌はれたる信徒に語りつゝあることと明なり)「もし人罪を犯さば我等の爲に父の前に保惠師あり即ち義なるイエスキリスト彼は我等の罪の挽回の祭物なり單に我儕の爲のみならず偏く世の爲の挽回の祭物なり」(約壹二〇一、二)、キリストは其血を流して全世界の罪の挽回を成し玉へり、

吾人が初め罪の赦免を得んが爲めキリストに來るや、全く彼が成し玉ひし挽回の故を以て敢て之に近き、而して赦免と洗滌とを得たり、然り而してもし吾人洗禮を受けし後再び罪に陷りたりとせんか、彼が其血を以て成し玉ひし挽回の故を以て、吾人は依然として、其望を持することを得るなり、吾人が初に彼の血を信じて神に來りたるが如く、もし吾人にして迷ひて神を離れたらんには、又此血を信じて復歸せざるべからず、吾人は惣の赦免を得べき唯一の理由として、彼の死、彼の血を流し玉ひしとを其前に陳べて以て哀求せざるべからず、しかして主キリストは吾人の保惠師として父の前に立ち、我等に爲せと敎へ玉ひし哀訴を自ら爲し玉ふ、即ち彼は己が死して獻げ玉ひし犧牲の故を以て、吾人の赦免を乞ひ、吾人の神の恩惠に回復せられんことを請ひ玉ふなり、彼は永へに生きて吾人の爲めに代求を爲し玉ふ、しかして其代求は彼が獻げ玉ひし犧牲あるが爲め必ず聽かるべきものにてあるなり、希伯來書の語(第九章)を以て曰はんに、彼は其血を攜へて父の前に到れるなり、換言せば、彼は其死を以て吾人の罪の爲に完全なる犧牲、贖、祭物を獻げたる者として父の前に立ち玉ふなり、彼か死より甦り、父の前に立ち玉ふは、是れ全く其犧牲の父に容れられたるによる、且つや彼自身は彼の死の紀念にてあるなり、一たび甦りて父の前に立ち玉ひし後は、永へに生ける者なるに相違なしと雖、彼は凡の者に一たび死せし者と認識せられ玉ふ、父は子を視て子が獻げ玉ひし犧牲を、記臆し、而して此く記臆することを喜び玉ふ、そは子復び其生命を得んが爲め之を捐て玉ひしが故父は子を愛し玉へばなり(約翰傳十〇十七)、されば吾人は父の容れ玉へる保惠師を有せるものなりとす、彼は父の喜び且樂み玉ふもの即ち彼が死して以て獻げ玉ひし犧牲を陳べて哀求し玉ふ、吾人は罪を犯したりと雖も、吾人の哀求は彼の哀求と一にして、彼の哀求は吾人の哀求と一なり、しかして此哀求や必ず聽かるべきものなり、否既に聽き容れられたるの哀求なり、蓋し契約は彼の血を以て始まれり、

しかして契約の繼續も亦彼の血によれり、我は果じて始終失敗し始終愆を犯すが故に、契約の無効に歸せんことを恐るべきか否、我もし罪と鬪ひ、神を信じつゝあらんか、決して此かる恐を懷くべきにあらず、彼の契約は絕へず新にせられてあるなり、そは彼は其死の絕へざる紀念にてあればなり、彼の生き玉ふこと彼の父の前に立ち玉ふこと其自身は我爲めに哀求するものなり、我罪と失誤とは或は數ふべからざるがことときこともあらん、然れども彼の我爲に哀求し玉ふことも亦一瞬時と雖も止むときなし、彼は永へに生きて吾人の爲に代求し玉ふ、彼の契約は繼續してあるなり、

第廿二　キリストの死と降生との干係を正當に了解せば、彼の死は神が人に就て有し玉ふ意志に信徒が必ず到達すべきことを保證せんが爲のものに外ならず

吾人が本論を草するや、神學上の公理、基督敎徒の生活の原理として自定せるものあり、曰く、人を創造し、人に存在を與へ玉ひし神は、人が神の恩惠と能力とによりて如何なるものと爲し得べきか、人は如何に其生涯を整理すべきか「神が豫め備へ玉へる善工(以弗所書二〇十)にして人の行ふべきものは如何、神が其永遠榮光の國に於て人をして占めしめんと欲し、人の到達せんことを望み玉ふ地位如何につきて、自己の聖念を具へ玉ふといふこと即ち是れなり、加之吾人は又、萬人に關する此神念の絕大絕高のものなること、及び神の恩惠によりて此神念に到達せるものは人に尤も適合せる地位に到達し、創造のとき人に與へられたる能力幹能は最も充分に最も和合して發達し、隨て人の受け得べき至上の福祉に到達せるものなること

をも自定せり、蓋し人に關して有し玉ふ此神念、此神意こそ聖徒パウロが所謂全く且善にして悦び玉ふ(羅馬書十二〇二)ものなりといふこと、是れ吾人の自定なり、此觀念こそ萬人齊しく自己の觀念とすべきものにして、其必ず達せんと決意すべきものにてあるなり、

之と仝時に此神念が萬人に對して一人も漏るゝとなく實行さるべからざることも亦自ら明かなり、もし人末日に於て神前より驅逐せられ、外部の暗黒に投ぜられざるを得ざるあらんか、此かる暗黒界に人の投ぜらるゝといふこと果して神念にてあるべきか、是れ果して完全なる愛が人に對して望み、人に授けんとし玉ふ賜なるべきか、何ぞそれ然らん、神の人に對して有し玉ふ思想願望は全く此外に存せり、神は人の正當の生涯、人の最後の報酬に就て全く之と異れる觀念を有し玉へり、然らば、吾人此かる塲合に於ては何と謂ふべきものなるか、言ふ迄もなく、人、神の觀念、願望、意志及び其福祉に關する思想に到達せざりしと謂はんのみ、神の人に對する意志は善くして全く且つ悦ぶべきものなりし、然るに人之を受くることをせざりしのみ、

然らば吾人最終に救はれたる人は、人に就て神の有し玉ふ觀念の頂點に達せしものと自定すべきか、否、キリスト及其使徒はしか言はざるなり、好き地に蒔かれたる種子(馬可傳四〇廿)皆悉く同一に實を結ぶにはあらず、そは或者は百倍の實を結べるも、或ものは六十倍又は三十倍の實を結ぶに過ぎざればなり、路加傳十九章十一節より廿八節迄の譬喩に於て觀るに、主は其僕に各同じく一斤の金を授け玉ひしに、或僕は此一斤を以て十斤の利を得、他の僕はたゞ五斤を得たり、是に於て乎、報賞の差生じ來れり、甲僕は十市を領して、乙僕は五市を支配するに止る、是れ全く來世に於て報賞の差あることを意味するものなりとす、聖徒パウロの言ふところによれば(哥前三〇十二ー十五)、人キリストの名によりて業を行ひ、しかして其業や主の審判の火によりて試驗せられ、其試驗に堪へず、隨て其業や燒盡され、損するところ大なることあるべし、但し其損するといふも、其人の救拯を危ふする迄には至らず、彼は救はるべしと雖も、到底困難を經ずしては救はれじ、使徒の語を以て言はんに「火より脱出る如く」にして辛ふじて救はれんのみ、彼は天國に入り得るに相違なしと雖も聖徒ペテロが其後書一章十一節に於て勸むるが如く豐かに天國に入るも

のにはあらざるなり、聖徒ヨハネの語を以て言はゞ(約翰第貳書八節)、此かる人は其爲めに勤勞せし所の事を虚ふするものなりとす、彼よし幾千かの報賞を得るとするも、充分の報賞を領くること能はざるべし、神が授けんと望み玉ふ冕を受くるものに至ては彼に勝りて神に忠實なる者のことなり(默示錄三〇十一)

蓋し神は吾人に啓示せられたるが如く完全圓滿の愛にましませば苟くも世に生れたる人は悉く之を救はんと望み玉ふ(提摩太前書二〇四)、果して然らんにはもし人自己の最後の救拯を失ひたりとするも、其咎は勿論神に在らず、もし人救はれずとせば、そは全く人救はるゝを欲せざるによる、神の欲し玉ふところは人の救はれんことなりき、然るに人の欲するところは否ざりしなり、然らば神に悦ばれ、神に救されたる神の兒曹に對し、神の之に望み玉ふところは果して如何、神は果して此等の人の何れにもせよ、之に對して完全圓滿といふに達せざる願望を有し玉ふべきか、彼は果して其各人に對して最上といひ難き福祉を願ひ玉ふべきか、しかしてもし神の各人に對して抱き玉ふ意志は、各人が神念の頂點に達し之に伴ふ尤も充分なる福祉を領くるに在りて、しかも人もし末日に於て之を領くるに足らず、神が與へんと欲し玉へるに劣れる恩惠榮光を受くるに足るばかりなりとせんか、吾人は神が人に對して抱き玉へる愛の願望を實行するの力を欠き玉へりと想ふべきか、決して然らず、神に於ては其愛も力も共に欠けたるところなし、もし人神が彼につきて有し玉ふ完全なる意志に達するに及ばざりしとせんか、かく人の失敗したる理由は神の意志に存せずして、人の意志に存するものならざるべからず、神は完全なる願望を人に向て抱き玉へり、しかるに人は之を欲せざりき、是れ猶ほ此外の事に於ても然るがごとし、人充分完全に祝福せられんとの意志を欠きたり、是れぞ彼がしか祝福せられざる唯一の説明にてあるなり、

何となれば吾人の主にして救主なるイエスキリストの福音の恩惠榮光は安に在るやといふに、人もし各人に關して有し玉ふ神念の成遂を望まば此福音は實際之を成遂することを得しむるに在りて存すればなり、神は人に就て有し玉ふ自己の完全なる意志を各人の心裡に現實し、其永遠の國に於て、開闢の前より人に與へんと願ひ玉ひし地位を之に授けんと申出で玉ふなり、扨是に於て信徒たるもの各自ら問はざるべからず、曰く、我は我に就て有し玉ふ神の完全なる意志に達すべきか

或は又神が授けんと望み玉ふところに劣れるものを以て自ら足れりとすべきか、我は果して神が我をして占めしめんと欲し玉ふ地位に到達せんことを求むべきか、將た如何なる地位にても我淺薄なる願望を滿足せば其れにて可なりとすべきか、もし我天に達することありとせば、そは皆神の恩惠によれり、我果して其恩惠を自ら領け、其恩惠の力の豐富なることを他人に示し、之をして神恩を嘆美せしむべきか、主は我爲に死して我を贖ひ玉へり、我は果して彼が、父の意志を充分我に實現し、隨て充分の喜樂に入り、以て其受苦に對する充分の報賞を受け玉はんことを切望して措かざるか、將た我は主が我によりて受け玉ふべき喜樂の事を毫も考へざるか、父が有し玉ふ愛の意志の充分我に實現せられ又我によりて實現せらるゝを見るは、是れ即ち主に取りて完全なる喜樂にして又其充分なる報賞なり、我は果して主がかの日に於て受け玉ふべき充分の喜樂のことを思はずして、主も我に永へに神の羊牢の內に在りて安全なるの喜悅のことをのみ考へたるか如何、吾人は皆各かく自ら問はざるべからず、

蓋し神の意志は其自身に考ふるときは成遂せらるべき價値あるものなり、もし吾

人神を愛せんと思はゞ全く之を愛すべき譯ならずや、もし吾人神意を成さんことを欲する者の羣に列せんことを願はんか、神意の完全に行はれんことを欲せざる筈なし、神もし吾人に其思想を示し玉ふとせば、誰か敢て知りつゝ甘じて他の思想を取りて神の思想を捨つるものあらんや、よし少々にもせよ兎に角に神を憂へしめ奉るべきことを頑固にも執ることを誰か敢てするものぞ、よし贖主をして其購ひ玉ひし貴重なる靈魂を失はしむるまでに至らずとも、兎に角に誰か彼の望を空ふせんと欲するものあらん、然り而して人もし聖徒パウロの如く(腓立比書三〇十二ー十六)神が己に對して有し玉ふ思想の頂點迄到達したしと自ら願はざるときは其父なる神を憂へしめ奉るのみならず、又分幾か其救主なるキリストをも失望せしめ奉るものにてあるなり、もし神恩惠を以てキリストにより神の完全なる意志に到達し得べき力を吾人に與へ玉ひしに非んば此かることもなかるべしと雖も、神既にしかなし玉ひし以上は、もし吾人にして神の思想を以て思想とせず、吾人の救主なる神に專心思を寄せざらんか、實に是れ吾人は口を藉くところなきものなりとす、

然らば我もし我に關する神の完全なる意志に到達せんと欲する意志さへ有せば、果して必ず之に到達し得べきものなりや、此到達の賜たる眞實に我に申出でられたるものにして、我もし欲せば之を受け得べきものなりや、しかして此賜たる、もし我最後に之を失ひしとせば、それは全く我が之を得んと欲せざりし過なりといふが如き性質のものなりや、曰く、然り、此賜たる、此かる關係に於て吾人の力の範圍內に置かれたるものなり、しかしてもし福音の全幅を正當に了解し、殊にキリストの死と降生との干係を正當に了解するときは、此賜の此かる干係に於て吾人の力の範圍內に置かれたるものなることを明なるに至るべし、

吾人請ふ以上論ぜし點につきて福音の原理如何を左に約述せん、

(一)父より來り吾人の爲に死して復甦りたるキリストは、其原と出で來りたる父に復び歸り、父によりて一切の權勢能力の首となされ玉へり、さればキリストの今有し玉ふ能力は父の能力と同じく無限なりとす、但し此くいふはキリストが全能力を使用し得玉ふこと、父が其意志を爲さしめんが爲め全能力をキリストに授け玉へりとの意なりと知るべし、キリストは父の意志を爲さんと願ひ玉ふの外あるべからず、しかして之を爲さんが爲め彼は父の有し玉ふ一切の能力を具へ玉ふなり、

(二)かく全能力を有し玉ふキリストは其體即ち公會の首なり、彼は其靈を以て公會の中に宿り、又其靈を以て其體の各肢の中に宿り玉ふ、

(三)彼がかく宿在し玉ふ所以のもの何れも其目的を全ふす、彼は公會と公會の各肢をして各種の罪惡を脫し、不完全を免れしめ、神の道義的及靈性的像に合し、全く其用に堪へたる器として、瑕疵なく之を神に獻げんが爲の、其現有の能力を得玉へり、吾人先づ彼を公會の各肢に宿在するものとして說かん、

(四)前項に述べたる目的を達せんには神人共に力を戮せざるべからず、果して然らば兩者が各働くべき範圍は如何、吾人は此業を一個の全體と見做し、神は其中の幾部分を成し、人は其殘れる部分を成すものと考ふべきものなるか、惟ふに此く考ふるよりも、一層眞正なる思想は、一切の事を爲し玉ふものは神なりと認めて人神と力を戮せ働くと思ふに在り、一切の人の事業は神に在りて爲さると認むるに在り、換言せば、人の意志をして寸時と雖も衷心より悅んで神の意志に服屬せしめ、其心情も又絕へず神に獻じて其照鑒默示を受け、一思一想之をキリストに順はしめ、心

身に具はれる一切の能力幹能をして、神の意志のみを成さんと確然定めたる意志に服從せしむることとなり、人の自由を害せず、却て神の獨生子の有し玉ふが如き神の子たるもの丶自由を之に與へて神は人の中に宿り、之を照らし、之を皷吹し、之を强め、之れによりて其善と智と能力とを現はし玉ふべし、神のキリストに在りて吾人に宿り玉ふは其人なるキリスト、イエスに宿り玉ふと其類を同ふす、吾人にしてもし悅び甘んじて己を神の器械と爲すときは、神は主イエスの中に働き、主イエスによりて働き玉ひし如く、吾人の中に又吾人によりて働き玉ふべし、蓋し人として觀るに、主イエスに於ては人間の意志及人性一切の能力幹能悉く其至上至完の自由に達せり、然かも尙彼は言ひ玉へり、「我のうちに宿り玉ふ父此等の工を爲すなり」（約十四〇十）と、再言せば主イエスは全く其意志を父の意志に合し、斷へず喜び順ひて父に賴りて立ち玉ひたるが爲め、自己の至上の自由によりて事を爲せしに相違なきも、到底父之を爲し玉ひしものとなるなり、しかして父が之を爲し玉ひしものとなる所以は、父其全體を擧げて子に宿り、神光を以て彼を照し、彼をして父の意を知らしめ、且之を行ふ力を彼等に與ふることを許され玉ひしによる、（主イエスが人として有し玉へる順從信仰の完全なる實に此に至れり、）此れ豈に人なるイエス、キリストの事業は悉く神に在りて行はれ、しかして父は（主は子としての完全なる自由を失はずして彼の行ひし事を行ひ玉ひしものにあらずや、故にもし吾人其生涯を吾人の主の人間生涯の如くならしめんと欲せば、神に信賴することと彼の如くならざるべからず、即ち其喜樂に於ても其順從の精神に於ても彼の如き信賴心を有せざるべからず、（第八篇を參看せよ、）

（五）されば吾人に對して尤も完全なる人間の生涯は全く神に信賴するの生涯なり、喜びて深くキリストに居るの生涯なり、吾人の意志及其他一切の幹能を全くキリストに献げ、神をしてキリストに在り聖靈によりて之を一切所有せしめ、以て之を神の恩惠事業の器械となさしめ奉ることとなり、

信仰の戰爭とは此くキリストに居るの生涯を實習することに外ならず、吾人に對する不斷の誘惑は、神に賴らずして立たんとすることに在り、是れぞ萬罪の根なりける、吾人の擧ぐべき大事業は、神を離れて立たんとするの精神を全く撲滅し、自己の事業に賴るを止め、神に賴りて安んじ、神をして吾人の中に働き、吾人を通じて働

かじめ準るに在り、もし吾人にして此くキリストに居ることを全く實習し、全然キリストに居り、キリストをして其能力を以て吾人の全性を支配せしむるに至らんか、吾人は茲に於て全く靈性上の敵に勝つことを得るなり、「彼に居るものは罪を犯すことなし」と聖徒ヨハネは言へり(約壹三〇六)、眞なる哉語や、吾人は決して之に言外の解釋を施すの要あらず、もし吾人全く彼に居らんか、彼は充分吾人を所有し、吾人を支持することを得べし、しかして彼は罪を犯すこと能はざるが故に、人彼をして其一切の能力幹能を充分所有せしむる間は罪を犯すこと能はず、吾人が罪を犯すは何故ぞといふに、誘惑に遭ひて彼に居ることを爲さず、絶へず愼みて信仰を以て己を彼の力に附し、彼をして吾人の中にありて吾人の爲に惡魔に勝たしむることをせざるによる、信仰の生涯とは、吾人が自己の力を全く舍て、以てかの吾人をして全く神の意志に合はしめんと願ひ、又(人キリストに其欲し玉ふ如く己の中に又己によりて働くの自由を與へんか)其願ふところを實行し得べき充分の力を有するキリストに全く信頼することを言ふにぞある、

(六八)されば吾人の救拯といふ業に於て吾人が神と戮力する最良法は、吾人が其生來有する人力を全く舍て、信じて神に頼り、己を神の力に一任することを尤も十分に學ぶことに在り、もし吾人の救拯の全業を成すは神なりとせば、何者か能く其能力を制限せんや、「神に於て爲し能はざる事なし」と主は言ひ玉へり(馬太十九〇廿六)、然り、神は全能力を有し玉ふ、しかれども神は人を救ふに方りて人と戮力し玉ふが故、人にして信仰を欠くときは、再言せば、人、かの聖靈を通じキリストによりて人のうちに居らんと求め玉ふ神に其全性を全然獻ぐることを欲せざるときは、神の力も或は妨げられ、限られ、終には空ふせらるゝこともあるべし、されば全然たる不信仰は人の救拯に對して神の全能力を全然無効ならしめ、幾分かの不信仰は(幾分にてある間は)神の全能力を唯幾分か効力あらしむ、之に反して完了せる信仰あらば神の能力は妨なくして充分に發揮せらるべし、しかるに神に取りては何事も能はざるところなく、且信仰とは神の力に頼り之を充分發揮せしむるものにてあるが故に、「神に於て爲し能はざる事なし」と言ひ玉ひし吾人の救主は又「信ずるものに於て爲し能はざる事なし」(馬可九〇廿三)とは言ひ玉ひけり、故に神の完全なる觀念の人の心裡に實現せられんことを願ふ程の信仰と、此觀念

をして成遂せしむる爲め恒に全くキリストに在りて神に賴ることとの二つは、是れ實に人をして此觀念に到達せしめざるべからざるものなりとす、人が果して充分己に關して有し玉ふ神念に達するや否やは、全く其信仰の充分にして强切なるや否やによりて決す、但し信仰とは人絕へず神に依賴し、飽まで己を神の力に一任することをいふ、もし萬事人の信仰によりて決すとせば、其人に關する神念に到達するの道は其信仰を活かし、其信仰を照らし又之を强むるに在ること固より言迄もなく明かなり、信仰によりて人は其完全なる救拯を得ざるべからず

(七)人に關する神の完全なる意志に人の到達するは唯其眼前に置かれたる褒賞を握る信仰によるものなることと此の如し、是に於て乎キリストの死と降生との干係を正當に了解する非常絕大の重要は生じ來るなり、夫れ降生といふ敎義は、キリストに於て神の充溢せる德、體を成して其中に宿り、しかして此く神の能力を充分具へたる彼は其靈によりて其體卽公會の肢たる吾人の中に宿り玉ふことを擔保するものなり、キリストの死によりて吾人は充分の能力を有し玉ふキリストを心に受領することを得而してキリストは其死によりて己の能力を充分に發揮し以て

其降生の目的を果すことを得玉ふ、換言せば、彼は之によりて充分吾人の中に宿り、且つ(旣に吾人の心裡に働きて一切の慾より吾人を贖ひ了したるにより)終に其の父の榮光の聖前に瑕疵なく、吾人を獻することを得玉ふなり、蓋し降生に關する眞正の敎義は必要なり、そは之によりて吾人の眼は照され、以て神の右に坐し、吾人の爲めに使用せんが爲め全能力を具へ玉ふ人性を有するキリストを覩得べければなり、キリストの死に就ての眞理も亦必要なり、そは是によりて神が降生により吾人に受けしめんと欲し玉へる利益を充分領すべき信仰を有し得べければなり、然り、而して榮光を受け玉へるキリストを信ずる信仰がキリストの死を基礎とすること、蓋し左の如しとす、

(甲)キリストは一般罪人の爲に其血を流し玉へり、故に彼は我の爲に其血を流し玉へるものなり、

(乙)加之キリストの血を流し玉へるは贖即ち購買の性質を帶ぶるものなることと是れ聖書中數へられぬほど種々の方法を以て定言せらるゝところなり、キリストはその生を捐て、死に就き玉へり、彼は其生を捐て、此く其生を捐てたるが爲め廣大

無量の利益を領け玉へり、彼が其生を捐つるや己の爲にあらずして我の爲にてありしなり、此の如く彼が利益を受け玉ひしも亦吾人の爲に受け玉ひしものに外ならず、然らば彼は吾人の爲め何の利益を領け玉ひしか、

(イ)彼は我爲に我一切の罪の赦免を得玉へり我既にキリストが其生命を捐て玉ひし所以のものゝ何たるを知り、又かく生命を捐てゝ受け玉ひしものゝ何たるを知る、是に於て我神に我罪を赦し玉はんことを請ふ、キリストの死赦免を我有となせしが故に赦罪は我有となれり、彼の血の購買によりて赦罪は我有となりたり、

(ロ)彼は我爲に我聖化を領け玉へり、我罪の力より脱することは、罪の科に對する神罰の除かるゝことゝ均しく贖罪の一部分なり、我はキリストの死により我有に歸せるものとして、罪より潔めらるゝことを神に求め之を神より受くることを得べし、

(ハ)我聖化即ち我罪より潔めらるゝことは彼の遂げ玉へる贖の中に含まれ、隨て聖化を神よりして我爲に得玉へりとせば、彼の死は又其買玉ひし聖化を實行すべき力をも、我爲に得玉へり、然らば我性質に固着せる罪より我を實際脱れしむべき力とは何ぞや、曰く、神は即ち此力なり、神こそは我を罪より救ふ救主なり、キリストは此大事業を果すべき神の力なり、キリストは其靈によりて我に宿らんが爲め神の力を充分具へ玉ふ、しかして彼は實に神が吾人の聖化者として與へ、之をして罪より我を潔めしめ、我を聖潔のものとなし、我中に父の聖志を悉く成遂せしめんと欲し玉ふものにてさるなり、

然らば知るべし、人を聖化する充分の能力を有し玉へるキリストなるものは、畢竟彼の死によりて吾人に與へられたるものなることを、彼は(父の右に舉けられたる後)我中に宿らんが爲め吾人の爲に死し玉へり、彼は其血を流して天の能力を以て吾人の中に宿る所の彼自身を得玉ひたり、故に我はキリストが能力を以て吾人の中に宿り玉ふ其宿在をば吾人の有せるものとして神に諵ひ、以て神よりキリストを受くることを得べし、しかしてキリストが此く我有となるは全く其血を流し玉ひしによる、彼自身は彼の死の貴重なる賜にてあるなり、

(ニ)キリストは單に我聖化者たるのみならず、彼は實に神が我を愛して抱き玉ふ思想中に合蓄せられたる此他一切のものにてあるなり受嗇者なるキリストは我に

賚そゝぐものなり、彼は我光なり、我苟くも神の事物を知るの明を要するあるか、又は神が豫め我爲めに備へ玉へる事業を爲すべき恩惠と力とを要するあるか、其は皆キリストの中に存し、しかも其キリストは我有なりとす、各人皆キリストの體に於て神の定め玉へる特別の地位を有し、しかして此地位たる我に賦與せられたる能力幹能に相當し、又神が我を愛して有し玉ふ豫知の目的に適應せるものなり、然り而してキリストの充分なる力は我に必要なる知識と恩惠と力とを供給して餘ありとす、神が果して何者とならしめ又何事を爲さしめんとし玉ふやを詳細の點迄知らんことは、是れ吾人の今焦心するを要せざるところなり、そは神は完全なる愛として我に啓示さるゝが故に、我は神の我に關する意志の完全なるを信じて安ずることを得ればなり、果して然らんか、願くは我は、恩惠と榮光との頂點に達する神の完全なる意志を擇びて之を取らん、願くは我は、此點に於て我意志を全く神の意志と同一ならしめん、願くは我意志繰返し〳〵幾多の撰擇をなす毎に、其執るところのもの必ず神が我につきて有し玉ふ完全圓滿の意志以下のものならざらん」、然りと雖も、父の完全圓滿の意志といふが如き非常に廣大にして榮光あることが

我の如き罪人に就きて實現せらるべしと冀ひ又は望むは、中々に僭越の業にはあらざるか、曰く、キリストもし死せざりしならばそは實に僭越の事なるべし、然れどもキリストは既に死し、其死によりて己を我に與へ、天の生命、能力、榮光に充ちたる自己を我有となし玉へり、それキリストの意志は父の意志を爲すに在り、しかして之を爲さんが爲彼は父の能力を悉く有し王ふ、父の意志を爲さんとの意志能力がキリストに在るを以て、もし我其死の賜としてキリストを領くべきものとせば、此賜の中に既に包括せられたるものとして、父が我につきて抱き玉ふ完全の意志其中に存すべし、如何に我に關する父の意志の廣大なるにもせよ、もし我之を得んと欲するの意志さへあらば、我有とはなるなり、我は此意志をば其一切の恩惠榮光を具へて父より之を受くることを得べし、そは此れ我有なればなり、何が故に我有なる、キリストの死によりて我爲めに得られたるものなればなり、キリスト其血を流し玉ひ、かく血を流して我爲に一切の利益の總計なる廣大無量の利益を得玉へり、即ち完全なる愛に基ける父の意志我爲に實行せらるゝ利益を得玉へり、我神が我爲に又我と共に此完全なる意志を實行し玉はんことを神に請ひ

我は此完全なる意志を受けて我有とす、我は神の前に我擇ぶ所を明言するなり、我意志の擇ぶ所のものを把持する其撰擇の作用は、他の者の視ると能はざる者なれども神の眼には視ゆる所、我此心内の行爲をば信仰の祈禱を以て神に明示するなり、惟ふに神我に就きて抱き玉ふ願望の頂點といふが如き絕大絕貴のものを獲んと企つるは、我に取りて固より大胆極まるとなるに相違なしと雖も、我かく大胆なるには相當の基礎あり相當の申譯あるとなりとす、我はたゞ我有にてあるものを獲んと企つるに外ならず、蓋し神が我に關して有し玉ふ其完全なる意志は畢竟我有に歸するものなり、そはキリスト之を我有となし玉ひたればなり彼は我之を得ん爲に死し玉へり、もし彼血を流して之を我有となし玉ひしとせば、我キリストの死玉ひし目的を知るが故に、大膽に神の前に出でゝ之を受け我有となすべきのみ、

(丙)此の如く考へ來らば、聖書及び聖公會が始終キリストの死につきて宣言せるところ、即ちキリストの死は人に對して贖若くは購買の性質を有すとの眞理は、人の信仰を活かし、之をして其眼前に置かれたる報賞を把持せしむるに莫大の影響を有することは言はずして明なるところなりとす、蓋し人其完全なる救拯を得んには二個の必要事あり、第一は、彼其信仰の目的物の何たること、其報賞として信仰の前に置かれたる物の何たることを知ることにして、第二は彼の信仰の活力其目的物の大なると權衡を失はざることとなりとす、抑降生の眞正なる教義は榮光を受たるキリストは一切の能力を有して吾人の中に宿り玉ふものとして彼を啓示す、されど降生のみを知るは未だ不充分なるを免れず、何故ぞといふに、他の理由を且く措きて言はずとするも、吾人の救はるゝは信仰によるといふ道理あるが爲め不完全なりとす、神は信仰なくば吾人を救ひ玉はず、我もしキリスト何の目的ありて死し玉ひしを知らずんば、いかで降生の利益を把持すべき信仰を起すことを得んや、我罪を犯して何物をも神に求むるの價値を失ひたり、然れども若しキリスト我罪の爲に犧牲を供し、我彼の血によりて彼の我中に宿り玉ふの賜を受くべしとせば、我は全く此流血を基礎として我望も信仰も之を抱くに至るべし、我もし彼の血が我爲に此廣大無量の利益を得たりと知らんか、玆に初めて我は此利益を我有とせんとの信仰を起し來らん、我自ら省みて價値なきを感ずるとも、そは少しも憂ふるに足らず、何となれば我望は自己の中に存せざればなり、我は神に聽かるべき懸求

の理由を有す、否、神實に之れを我に賜ひたるなり、そは神キリストを我に與へ玉ひたればなり、贖主もし死し玉はずんば、我は永へに失ひたるものありしなり、然るに彼は我をして之を得せしめんが爲め實に死し玉へり、故に我もしキリストの成し玉ひし贖即ち完全なる贖を我有として神に對するときは、是れ全く神の意に合したるものにして、神の喜び玉ふところなりとす、吾人もしキリストの死につきて知るところなからんか、其神に求むるに方り果して聽かるべきや否やを多少疑ふを免れざるべし、然り而して吾人が神に求むるものは自己のものを求むるものなりとの充分なる確信を以て赦罪及之に伴ふ利益を神に願ふの信仰を吾人に與ふるものとては、如何に考ふるもキリストの血の外之れあるべしとも思はれず、主嘗て約して曰ひ玉へり「凡そ祈禱のときその求ふ所のものは必ず得べしと信せば必ず得べし」（馬可傳十一〇廿四）と、右の利益につきて此條件を滿足するものは、キリストの血に基ける信仰を舍て他に是れあることなし、かゝる基礎を有する信仰は其求むるものを得ざることなかるべし、

以上論じ來りて尚一點の究むべきものありて存す、吾人は（三）と記したる章に於て、キリストか其靈によりて天より再び降り其體なる公會に宿り玉ふことを說き、而して彼が公會全體に宿り玉ふことを論ずるを止めて、其一個〳〵の信徒に宿り玉ふことに說き及びたり、扨て此に於て一個の正當なる疑問起り來るべし、曰く、各個信徒は全體の聖化を離れて聖化せらるべきか如何と、是れなり、吾人が洗禮を受けたるとき、之を受けてキリストに入れられたり、しかしてキリストに入れたるが故に其體即ち公會に入れられたり、吾人が聖靈を受くるや、之によりて單にキリストの肢とせられたるのみならず、彼此聯絡を有する諸肢とせられたるなり（以弗所書四〇廿五）、使徒パウロの言ふところによれば、一體の諸肢は彼此互に相待つものにして、もし一肢苦を受くるときは他肢亦た之と共に苦を受くと（哥前十二〇廿一―廿六）、もし全體にして心靈的に羸弱なるか若くは病に罹れりとせんか、其中の一肢獨り心靈的に强壯なることを得べきか、それ神は吾人を公會の肢となし玉へり、聖書も、聖語の宣傳も、聖奠の施行も皆之を公會に委ね玉へり、且つ神は公會に敎職を立て、之に忠實を以て其民を牧養敎育するの任を授け玉ひたり、然らば吾人が現時の公會に對する干係は如何、吾人は受洗せる神民の間に幾多敎派の別あることを知る、

しかして吾人は此諸教派が何れも全く同じく忠實に充分に明かに且純粹に眞理を傳ふるものと思ふに難んず、しかれども救主は祈りて曰ひ玉へり「汝の眞理を以て彼等を聖め玉へ汝の言は眞理なり」（約十七〇十七）と、聖徒パウロも亦曰へり「爾等の德を建てかつ凡の聖められしものゝ中に於て業を爾等に與ふる能力ある神及び其恩惠の語に今われ汝等を委ぬ」（使徒行傳廿〇卅二）と、人は果して語即ち其聞くところの福音を離れて聖化せられ得べきものなるか、試に、人充分若くは純粹の福音を聞くことを得ざる人民の中に在るか、若くは其聞くところの語、人の傳說にて埋沒せられ又は唯理不信の說を教ふるの徒に亂破曲解せられたりとせば如何、彼果して眞理を知ることなくして聖化せらるべきか、或は又もし人の教へられて學び得たるところ幾分の眞理を有し、人之を知りて信仰を起し、其救に預るには相違なきも、畢竟其知りたる眞理は神の全經綸の一部分を說けるものにして不完全なるを免れずとせんか、之に伴ふ聖化も亦單に一部分にして甚だ不完全なるを免れざるべきか如何、或は又もし聖奠を執行するに於て之を亂るか、又は教職も信徒も之を忽にし若くは輕視するが如きことありとせんか、苟にも主が制定し玉ひし聖奠の用否若くは弛廢は毫も其聖化に干係なかるべきか、或は又もし主其民の爲めに教職を立て、之に其心靈上の保護監督の任を授け玉ひたりとせば、其民の聖化せらるゝことは、教職が其相當の職を盡すや否やに何の干係もなきか、教職の任に當るものが忠實なるや否やに毫も關係なきか信徒が教職に對して正當の干係を有するや若くは全く之に順ふを拒むやの問題と痛痒相感ずることなきか、吾人は此かる疑問及び之に類する疑問に如何に答ふべきか、

吾人は果して人が神の眞理の全體を聞くも將た其一部分を聞くも格別の差あるものにあらずと謂ひ得べきか、もし人眞理を聞き、之が爲め滅亡をさへ免れ得ば、其餘の事は心配するに及ばずと謂ふべきか、人が聖奠を用ふるも用ひざるもそは大なる干係あることにあらずと謂ふべきか、人が公會の教職に對する干係は其恩惠に進むに於て、若くは己に關する神の完全なる意志に到達するに於て何の得失もなしと謂ひ得べきか、

否、一般公會の狀態即ち其教職も其聖奠も其傳ふる福音も人民の聖化に對して極めて密切なる干係を有すること疑を容るべきにあらず、本論の記者は此等のもの

が利害得失するところ小なりと謂ふものにあらず、又神の經綸は全體に屬する諸肢をして彼此互に相獨立せしめ、隨て全體の中に幾多の分派起るも又たは平和といふ綫の中に靈の統一を保つも、キリストの教職が其任を盡すも盡さゝるも、異端不道德其中に充つるも充ちざるも、眞理の全體を知るも其一部分を知るも、其受くる福音は純粹の福音を充分受くるなるも、又は其中に人意に出づる說を混へ若くは不信を以て之を亂せるものなるも、毫も干係なく、各個信徒の聖化は全く行はるべしと謂ふものにもあらず、然らば吾人如何に謂ふべきか、もし全世界に於ける神の受洗民の狀態、各個信徒の聖化に干係を有すとせば、或者は神が其民に對して有し玉ふ完全の意志に到達するに頗る不利益なる地位に立つあるは明白の事實なり、夫れ神は其民の聖化を冀ひ玉ふ、然れども其民は眞理を以て、信仰を以て聖化せられざるべからず、かし彼等眞理を知らざるか、若くは信仰にして燃發せられざるか或は方向を失することあらんか、誰か敢て神の完全なる意志彼等の中に成遂せらるべきことを之に保證することを得んや、然らば吾人が主の民の何れの派に屬する人たるを問はず、兎に角に各人の眼前に置くべき望は何ぞ、吾人は先づ人にキリストの降生につき又降生とキリストの死との干係につきて說かざるべからず、既に其人理會の眼を開き、キリストの血の流されたるは吾人の需要を滿たさんが爲め吾人の信仰の度に率ひて其能力を與へんが爲めなることを悟りたらんには、其人に向ひ、神が其人に就て有し玉へる完全なる意志の成遂を神に求め又之を期望すべきことを說き、且つ分裂、異端、迷信、不信、弱信、冷愛其他一般公會を襲へる諸種の邪惡あるに關らず、斷然之を神に求め又之を期望すべきことを勸めざるべからず、しかして吾人は彼に(其眼一たび明を受けし已上は)說きて十分の信仰を以て之を求め之を期望せしめざるべからず、何故此く十分の信仰を以てしかすることを得るやと問はゞ、そは彼の聖化が公會と干係なくして、語の宣傳なきも、公會の教育、懲誡、教職、聖奠なきもよく之を成遂し得るといふが爲にあらずして、神はキリストの血によりて與へ玉へる約束に制限を附し玉ふことなく、其救はんとして伸べ玉ふ聖手は決して縮めらるゝことなく、人はいかにするも全く神の支配を脫し又神が信仰を以て祈るものに聽き之に應ずることと能はざる塲所に陷ることを得ざるが爲なるを之に教へざるべからず、神の約束にして或は我のみ惟り之を受くるこ

と能はず、全體として公會に與へられ、全體が一團として受くべく、且つ全體が一團として動くにあらざれば受くること能はざるものあり、例へば公會が一となりて立つべしとの約束の如し、此約束たる黨與致派の別ある公會に與へられたるものにあらざれば、固より黨與致派の受くべきものにあらず、神の意志は天に行はるゝ如く何時しか地にも行はるゝことあるべし、されどもそは地上に在る人々相共に心を協せて神の意志を成さんと欲するにあらずんば叶はじ、全體として公會に與へられたる約束は一個人として我に與へられたる約束にあらざるを以て、一個の信者の信仰の爲め之を受くること能はざることもあるべし、公會は無數の人の意志を以て組織するものなれば、神が之れを一切悉く所有せんには、其各意志皆充分飽く迄神に献げられざるべからず、公會中に在る各個人の意志充分神に献げられんか、神の榮光は其受洗者によりて充分現はさるべしと雖も、各個の意志の斯く神に献ぜらるゝに至るまでは此く神の榮光の現はさるゝことなかるべし、神は此上倘力を振ひて全公會を聖め、終に公會(及其各肢)を神の榮光の聖前に瑕瑾なく献げ玉ふべし、然り而して神は此榮光の一部を各人に與へんと申出で玉ふなり、彼果して之を悅び受くべきか、福音を聞く人皆之を信ずべきか、一旦神に召されたる者にして其信仰を棄却することはなかるべきか、麥の中に稗子はあらざるべきか、一たび葡萄樹に連りしも今は枯れて唯だ燃かるべき枝はなかるべきか、我は願ふ、苟くも神に召されたる人は悉く其召の頂點に達せんことを、然れども人の意志が全く吾人の統轄の外に存することは明なり、人の意志は我之を神に献ずるの權を有せず、又之を献ぐること能はざるなり、人は各自ら己の意志を神に献ぜざるべからず神すら倘人の意志を献ぐること能はず、まして我をや、いかで他人の意を献ぐるを得ん、然らばもし他人の意志神に献げられざらんか、神は之が爲め我を責め玉ふべきか、何ぞ夫れ然らん、神は他人の意志を支配するの權を我に授け玉ひしことなし、我他人の心靈を管轄するの權を有せず、固より他人が其自由を用ひて爲せし撰擇に對して責任を有すべき筈なし、然れども世自ら一個の領土ありて全く我有に屬す、しかして全宇宙の間たゞ我獨り我嚴肅なる意志の自由を以て此領土を支配す、所謂領土とは我自己即ち是れなり、我を造り玉ひし神は我永遠の福祉と他人の祝福との爲に我を所有せんと欲し玉ふ、我創造主、贖主、聖化者として彼は我に對して

一切の權利を有し、しかして父と子と聖靈の愛と祝福とを以て我と共に居らんが爲め我うちに來らんことを求め玉ふ、然れども我己を献げて神の宿在を求めて初めて神我うちに來り玉ふを得べきのみ、我他人の意志を神に献ぐること能はざる如く、他人も亦我意志を神に献ぐること能はず、之を爲し得るはたゞ我あるのみなり、

果して然らば、我もし我を献げば如何、我もし神を我撰ぶところのものとせば如何、我もし神の意志を以て我意志とせば如何、我もし之を我喜とし我樂とせば如何、もし我意志の撰ぶところ此世に於ても永遠の世に於ても神意の我うちに實行せらるゝことなりとせば如何、もし我意志此の如くならば果して其如く實現せらるべきか、是れ疑問なり、讀者請ふ記臆せよ、我は自己を神に献げつゝあるとを、即ち我己の自由を以て支配し、且つもし我自由よりして神に献げんには神之を所有し玉ふべき領土を神に献げつゝあることを、抑も神自ら稱して我自身と謂ふ此領土は神の創造し玉ひしところなり、一旦神此領土を失ふや、彼は其愛子の血を惜まずして之を贖ひ玉へり、彼は人の思慮に超へたる愛を以て我を愛し、たゞ我を祝福するのみの爲め我を所有せんと望み玉ふ、故にもし惟り此く我を献げ得べき我にして己を神に献げんか、もし我神が己の嗣業の爲め造り、自己の爲に贖ひ玉ひし我を神に献げんか、誰か克く神を妨ぐるものあらんや、且もし我神をして我全性を支配せしめ奉り、神が自己のもの即ち彼が造り且贖ひ玉ひし此靈魂を以て其聖旨に合ふことを爲し玉ふを時々刻々の我所願となさんか、何人か敢て神に對して否の一言を發することを得んや、もし我降生せる神としてキリストを知り、其血に賴るの信仰を抱き、父が我に就て有し玉へる完全の意志を成遂せん爲めキリストに居らんか、何人か父の有し玉へる全愛の經綸より我を離れしむることを得ん、異端、分裂、惡魔若くは惡魔の工業果して我を離れしむべきか、使徒の語を以て言はんに、洗禮を受けたる神の民として吾人の罪如何に高きも、吾人の墮落如何に深きも其罪其墮落は、苟くも信仰を以て神に賴り、キリストによりて神の約束の充分成らんことを求むる靈魂を、神愛より離れしめ若くは神力の外に投ずることと能はず、

吾人は實に以上の如き希望を各人の眼前に掲げざるべからず、其人の何教派に屬するや否やは問ふところにあらずとす、神民一般に禍厄に陷らんか、各個人も亦其

時弊の害を受けざるべからず、然れども人もし全く神に忠實ならんか、神も亦た人に忠實なるべし、彼は終に人をして到達せしめんと欲し玉ふ地位に人を達せしめ玉ふべし、人或は今心靈上の損失すらも之を受くるが如きことあるべしと雖、其損失たるやたゞ暫時のものに過ぎずして決して永遠に續くものにはあらずとす、

第廿三　以上論ずるところを約説す。

吾人が已上の諸編に論ずるところを約述せば左の如し、

(一)既に神其恩愛よりして、降生とキリストの死といふことを人の爲め預め準備し玉ひたる以上は、吾人は左の如き疑問を發するの權を有するのみならず、實に勢ひ之を發せざるを得ず、曰く、神の思想の順序に於て此二事實の相互の干係は如何、キリストの降生と其死と何れか神に取りて第一にして根本的なる經綸なりやと卽ち是れなり、蓋し此預定的事實の啓示せらるゝや其歷史上の順序に於て固より降生はキリストの死に先てり、然れども神の決定し玉へる事を時間に現はし玉ふ、其順序は、必しも神の思想の順序にはあらず、何となれば降生はキリストの死といふ思想に附屬せるものと思念し得らるべきものにして、キリストの死にして必要ならんには降生も必要となり、キリストにして死し玉ふの要なしとせば、降生の要もなきものと考へ得られざるものにあらざればなり、熟々世の信徒の思想を察するに、實際降生を此の如きものと思惟するもの少からず、彼等は始終降生とは人の罪

惡墮落に對する神の救治なりと考ふ、其意に謂ふ、吾人の罪は贖の必要を生せり、しかも其贖は惟り神子の死によりて遂げらるべきものなり、加之罪一たび人性に入りたる已上は、肉體を採りて現はれ其靈を以て人の衷に宿在し玉ふ神こそ、吾人の衷に宿れる罪を驅逐し得る唯一の力なれ、吾人の罪は此の如く其尤に對する贖の必要を生じ、又罪の力を破壞せんが爲め神の人の心裡に宿在し玉ふの必要を起せり、此故にキリストは天より降り、死して復活し玉へりと、是れ此種の信徒が降生の神の經綸中に存する所以の理由として考ふるところなりとす。

若し右の如き思想にして正當のものなりとせば、降生は神に取りて偶然の想思なりと謂はざるべからず、即ち人の創造後其行爲の如何によりて左右せらるゝ偶然思想なりとす、換言せば、果して神子が人に與へられ、人の形を採りて形はれ以て人の間に宿り玉ふべきや否やは、全く人の行ふところの如何によりて決することゝなるべし、もし人正道を守りて曲らず、其試錬の中に在りて始終神に對して忠信の念を渝へずしてあらんには、降生といふことこれなかるべく、神吾人の性を採りて吾人の間に宿り玉ふことなく、人として現はれ玉ふことなかるべしと雖もし人に

して神に順はず、神に背かんには、神子茲に於て初て人となり、死して復び甦り、以て人を導きて其背信の境より之を濟ひ出し玉ふ次第となるべし、此の如くんば降生は、神の人を造り玉ふとき、其經營の中に存せる第一、根本の元素と見做すことを得ざるものにして、單に其經營中偶然の性質を有する第二流の元素たりしものならざるべからず、即ちもし人罪を犯さば實在すべく、もし人神を愛し神に順ひて渝らざらんには實在せざるべき者とならざるを得ず。

吾人は第五編に於て、降生が神に取りて第一、根本の經綸なることを信ずるの理由を説明したれば、今更再び茲に之を論ずるの要なし、之れを約するに、反對説に對する吾人の非難は、其人間の生命及神の愛につきて相當なる思想を有せずといふに在り、それ神は品位（パーソン）を一にして人なるキリトス、イエスの中に宿り玉ふ、而して聖靈の賜により吾人は此人、即ち其中に神宿り玉ひ、而して其品位よりいふときは自ら神にてある此人と一となることを得るなり（約十七〇廿一、廿三）、此くて神は一人のうちに宿り、吾人は此人のうちに居りて、言ひ難き迄近く神に接し、神と親しみ神を知り、神の榮光を視ることを得、此れ即ち吾人の眞正の生命にして（約十七〇三）、眞正

の生命此方法によるの外得らるべしとも思はれず、然るに此生命若くは此生命に伴ふ言悉し難き福祉を得んには、神に背きて初めて克く之を遂くべしといふべきか、もし人神に背かざりしならんには或他の生命を得たるか、若くは右の生命を享ること寔に少かりしならんとはいふべきか、かつ神が有罪、背信の者を愛し玉ふは其從順忠信の者を愛するに勝り、其獨生子を背信者に與ふるあるも、其他の者に與ふることとなく、よし人、神の與へ玉ひし性質を保ちて神を慕ひ、しかしてよし又よく神に從ひ、忠愛の念終始絕ゆることなく以て神に事へ奉りたりとするも、之に其獨生子を與へ玉ふことなしといふは、是れ果して神の道なるべきか、言はずして明かなり、

(二)吾人は降生が神に取りて第一、根本の經綸なることと、哲理上の必然よりして、此思想は他の人を造らんとの思想に先んずるものなることとを熱切に主張したり、然れども吾人は又、人間の罪と背信なる歷史上の事實ありて以來、降生はキリストの死に對して附屬の地位を占むるに至れることをも同じく熱切に主張したり、吾人は降生は人の罪によりて左右せらるべき神の思想にあらざることを論示せんと務めたり、然れどもキリストの死は人の罪に左右せらるゝ思想なり、そは人もし罪と犯さゞりしならんにはキリスト死し玉ふの要なければなり、さてもし降生にして當初吾人の墮落によりて立つものにあらずして神の愛より出づる第一、永遠の目的なりしとせば而して吾人降生は後に至りてキリストの死に賴りて立つものとなりたりと謂ふとせば、其意義は果して如何、答へて曰く、先づ第一、吾人は罪により て降生を失ひたりとの意味を含むものなりと、何となれば。

(三)吾人は罪と背信とは其れ自個に吾人をして神を失はしむるの力あることを信ずればなり、罪の元精は神に背くことに在り、罪とは神を離れて立たんとし、神を信ぜず、神に反するの原理なり、然らば罪一たび人の性質に入り、人神に離れ背きたる曉、人は果して何物を失ひたりや、曰く、人は神を失ひたりや、曰く、人は神を失ひたり、其失ひたるところ之に過ぎず、然れども是れ取も直さず萬物を失ひたるものなり、そは人の領け得べき一切の福祉は神より人に來るべき者なればなり、吾人は神が墮落せざる人の爲に其子を賜ひて人と爲らしめんとの目的を有し玉へりと想像せざる論者が果して神が如何なる福祉を人に授けんと欲し玉へりと思惟するか

を知らず、然れども其福祉の何たるにせよ、人一旦罪を犯すや、凡て之を失ひたるな
り、神は忠實に己に事へて變らざる人に大に自己を賜はんと欲し玉ひたり、然るに
人罪により其の心情に於て神を離れ、其意志に於て神に反せしが爲め、此大なる賚
を失ひたり、而してもし神の愛に基ける原始の目的にして、其獨子を人に與へ、人と
爲れる神子によりて以て神、人に宿り、人神に宿ることを得んとするに在りたりと
せば、是れぞ即ち人が罪によりて祟りたる損失を算すべき尺度にてあるなり、人は
聖靈を通じ、子によりて人の中に宿らんとし玉ふ神を失へり、もし吾人罪が兎も角
も神を失はしむる力を有することを假定せんか、吾人は罪の祟らしむる損害を計
算するに方り、神の愛を尺度とせざるべからず、若し神の初志にして、其自己を人に
賜ふこと、天使(例せば)に賜ふよりも劣らしむるに在りとせば、吾人が失ふところの
福祉も亦天使が今有する福祉に劣れるものなるべく、もし神が吾人に己を授けん
と欲し玉ふの度、其天使に己を賜はんとし玉ふの度と相及ぐとせば、吾人は天使の
福祉に均しき福祉を失ひたるものとなるべし然れども若し神の初志にして、一切
他の被造者が有し得べき榮光に遙か優れる榮光、即ち同一の人性を具ふるよりし

て神子も合せられ、又神の殿及び住所と爲さるゝの榮光を吾人に與へんとし玉ふ
に在りたりとせば、此榮光即ち神子の降生によりて吾人の領くべかりし榮光こそ
吾人が罪を犯し、神に乖けるが爲め受けし損失を計るべき尺度たらずんばあらず、
故に吾人は罪の實に吾人をして神を失はしむる力を有するとを假定し、而して其
祟らしめたる毀害を計算せんと欲するに方り、神が人間に對して抱き玉へる愛の
目的如何を尋ねざるを得ず、若し神愛の頂點にして、其獨生子を吾人に與へて人と
爲らしめ、賚りて以て自ら吾人々間の裏に宿らんとし玉ふに在りとせんか、かくも
人の知識に超へたる愛の經綸に照らして、吾人は實に罪の祟らしめたる慘害の甚
大なるを視ざるを得ざるなり、吾人は聖書に徵して神旨如何を知りしかして神愛
の頂點は元初よりして以上の如くなるを信ず、故に吾人は罪が自個の力を以て祟
らしめたる毀害の實に莫大なることを信ずるものなり
以上の約論たる、全く人が其罪によりて失ひたる甚大の福祉を回復せんには一個
の贖の必要ありといふことを吾人と共に認むる人に對して爲したるものなり、吾

人は此かる人に向つて第一、罪は吾人をして聖靈をとほし神子によりて吾人のうちに宿らんと欲し玉ふ神の宿在を失はしむるものなるが故、其吾人に蒙らしむる損失の大なることを示し第二キリストが遂げ玉ひし贖の大なることを示さんと務めたり、論者は思ふ、降生とは人の背信の結果を除かんが爲め神の設け玉へる救治なりと、吾人は主張す、吾人が罪によりて神を失ふや、神を賜ふて言悉し難き賚、即ち神子を與へて人と爲らしむてふ賜を失ひたるものにしてキリストが死して以て復び神を吾人の有となし玉ふや、是れ全く神が資りて以て充分に吾人のうちに宿り玉ふを得べき神子を復び吾人に賜ふことを得べからしめたまへるに外ならずと、他語以て之を言へば、吾人は降生を以てキリストが血を流して以て購ひ玉ひし至貴至寶のもの、否其購ひ玉ひし一切のもの、總計綱要と爲すものにして、論者と意見を異にするところ實に此に在りとす、論者は降生を神の直接の賜と考へ、吾人は降生を神より受くるに相違なきも、キリストの死をとほし、キリストの十字架の下に於て之を受くるものと思ふ。

(四)吾人は以上掲げたる論者の説が、罪の蒙らしめたる毀害を輕覷し、キリストの死

の利益を充分重んぜざるを以て、之を欠點あるものと認む然れども之を以て夫の一種の論卽ち吾人の神に對する干係に就きては、人の罪は毫も損害を之に及ぼすものにあらずとの説に比するときは、其誤謬の輕重大小同日の論にあらざるなり、蓋し此説たる、罪を以て神を疑ひ、神に乖くの原理となすに相違なし、然れども人の罪が神の人に對する態度を變易せしことに至ては、全く之を拒むものなり、其意に謂らく、神の心意は未だ嘗て人の罪の爲に人に乖きたることなし、故に再び人に復和せられんが爲め贖を要することもなし、神が種々の事を行ひ玉ふや、其目的たゞ其被造者の乖離せる心意を復和して神に歸せしめんと欲し玉ふに外ならず、而して十字架なるものは、其目的主に之によりて神の愛を人に表示し、以て不信反逆の念を去てゝ神に歸せしめんとするに在り、人の罪は其自個よりしては神が人に就て有し玉ふ目的を變更するの力を有することなし、而して神の目的は人をして生命と福祉とを享けしめんが爲め自己を之に賜ふに在るが故に、此目的たる依然として變することなし、人は神に背きたり、然れども神は尚ほ其中に宿らんと志し玉ふ、固より人の背信中はしかなし難きを以て、其の背信の境より之を回復し、之をし

て信仰と從順とに立歸らしめざるべからず、而して神は此目的を果さんが爲め、其愛を以て人を勸誘し玉ふべく、かくて終に聖靈をとほし、聖子によりて人のうちに宿り玉ふべしと、是れ其大意なり、さればキリストの十字架は吾人の上には其正當の影響を及ぼすと雖も、神よりして吾人の爲めに何の得るところあるなし、何となれば人罪を犯したる後と雖も神の心意、神の目的神の經綸依然として變るところなければなり、神は人より何の剝き去るところなし、神の經綸、神の願望、神の目的の點より見るときは、人は罪を犯したる後も其前も少しの異なるところなきなり、人の心意に對しては大なる事業を行はざるべからずと雖も、神の心意に對しては何事を爲すの必要なし、人の罪は神が降生若くは他の方法によりて自己を人に賜はんとの目的の上に何等の影響をも及ぼせしことなし、

蓋し以上の講究たる神の心意を中心とするものなり、さて苟くも信徒たるものは何人と雖も信仰と從順となくして救はれ得べしと思ひ或は人の心意に對する神の働の極めて必要なることを信ぜざるものなかるべし、然れども神の心意、神の目的と吾人の福祉とは如何なる干係を有するやと尋ぬるに、事物の性質上よりして

絕大の干係を有するものなることを言を俟たず、吾人の永生は吾人が神と合するに是れ由る、然るにもし神自己を賜ふにあらずんば吾人は神を領くることも永生を得ることも能はざるべきなり、もし吾人の罪にして自己を人に與へんとの神の目的に對して何の影響をも及ぼすことなしとせば、誠に仕合せなり、人は其罪によりて幾多の困難危害に陷りたり、然れども若し人何ほ神を有すとせば、彼は萬物を有するなり、彼れは何の失ひたるところなし、然りと雖も若し罪を純然罪として考へ、キリストが之に對して遂げ玉ふべき贖を度外に舍きて之を考へ、さて其にして神の心意上にして一種の影響を及ぼし、神は罪の爲め人の衷に宿らんとの目的を變し玉はざるを得ざるが如きことありとせば、吾人の期望は玆に全く一變するものと謂ふべし、吾人の眼前に、神は吾人の永生として又吾人一切の希望の目的者として揭げられたり、而してもし人の罪にして神を妨げて自己を賜はしむること能はずとせば、もし罪吾人をして神を失はしむとせば、吾人の損失は實に償ひ難く又言悉し難きことなり、然らば實際上吾人の狀態は如何、人は果して其罪によりて何物か失ひたりや否、罪は其自個にて此く吾人の希望を毀害破壞するの力を有するや

否、罪は吾人をして神を失はしむるの力を有するや否、罪は其自個にて神の素志たる宿在を妨ぐるや、又は此かる目的に對して一切影響するところなきや、惟ふに此かる問題は永遠の福祉に關する人の期望に對して容易ならざる干係を有するものなるが、此等の問題たる、取も直さず人の罪に關して神の心意如何といふ問題に外ならずとす、既に神の心意に關する問題なり、故に吾人は言ふ、神をして之に答へしめよと、吾人は憐むべき墮落背信せる被造人の見解に殊更注意するの要あらず、神の恩惠信實により人幾分の權利を有せしには相違なきも、其は罪と叛逆の爲め今は人皆之を失ひたり、人の罪につきて人の考ふるところ如何といふことは重要事にあらずして、神の考へ玉ふところ如何といふこと是れ實に重大の事にてあるなり、然らば神は罪に關して有し玉ふ心意を何處に啓示し玉ひしや、もし吾人神の思想如何を尋ねんと欲せば果して何處に行くべきか、此問に對する答辨の唯一なるべきは疑もなし、神は其獨生子を遣はし之によりて又聖靈を降し、以て罪に關する其心意を吾人に啓示し玉へり、誰か神意を啓示するに於て、其權威ある又神意を宣言するに於て、其正確なる、神の子及び神の子の靈に及くものあらんや、然り而して神子が其肉を採りて吾人の間に寄宿せる時に方りて語り玉ひしことも、神子が其昇天後父より遣はせる靈によりて語り、又其使徒等によりて敎へ玉へることも、共に載せて聖經に在り、而して當初より今日に至るまで公會は之を保存寶藏したり、公會は人の罪が未來の福祉につきて人の懐ける期望に及ぼす影響に關して與へ玉へるキリスト及び使徒等の證言を訂正改竄することなく以て吾人に傳へたり。

(五)キリスト及其使徒が吾人に與ふる證言は卽ち神が罪につきて有し王ふ心意を啓示し玉ふものに外ならず、此證言たる、吾人が神意如何につきて發する疑問に對する答辨なりとす、然らば其答辨は果して如何曰く、人は一たび罪を犯したるが爲め、神に對して一種特別の位置を有するに至り、罪に對する犧牲としての神子の死によるにあらずんば、神より何物をも領くること能はずと、卽ち是れなり、人罪を犯したるが爲めに神の位置に根本的の變化を起したり、吾人は今神より約束を領くべきものなるか、然り、然れども其約束は血卽ち神子の血を以て印せられたる契約によりて立つものなりとす、吾人は倘ほ天を望み得べきか然り、天は依然として吾

人の嗣業なり、然れども其は主が其死によりて吾人に遺し玉へる嗣業にてあるなり、此かる遺業にてあるが故に、之を主の血に於ける新約といふ、吾人にして生命を有するか、そは主先づ其生を捐てゝ死に就き玉ひたればなり、彼の死は吾人の爲に死の力を滅すものなり、彼其生を捐て玉ひしが爲め吾人は墓より購はるべし、吾人は信仰を以て、流されし彼の血を飲めるが故末日に方りて復び甦るべし、彼れは自己を死に付し、以て吾人を一切の邪惡より贖ひ玉へり、吾人が道義上の聖潔に達するの希望は全く彼の血に基く、そは吾人を一切の罪より淨むるものは彼の血なればなり、要言せば、吾人にして果して今神のものにして、神又吾人のものなりとせば、其は神代價を拂ひて、即ち主の血を以て購ひ玉ひしによるものとす、吾人個々、公會及人類は權利上神のものなり、神は之を購ひ玉ひしが故に權利を有し玉ふ、神は吾人が神の有となり、永へに彼を有せんが爲め吾人を贖ひ玉へり、然り、神は今も尙ほ吾人の有なり、然れども神が吾人の有たるは全くキリスト其血を流し玉ひしによる(吾人請ふ深く此點に注意せん、そは聖書は徹頭徹尾此く言へばなり)、吾人は尙ほ嗣業として神を領くるの期望を有す然り而して吾人はキリストが十字架上にて遂げ玉ひし贖の故を以て此く神を望むことを得るにてあるなり。

以上述ぶところを要するに、罪なるものをキリストの死と干係なくして只其れ自個につきて考ふるときは、吾人をして神を失はしむるものなりといふに在り、人と倶に住み、人の衷に住まんが爲め自己を與へんとは、是れ神の涯なき愛より出づる經綸なり、もし罪のみ存するときは罪は此經綸を妨げ之を無に歸せしむ、然るにキリストは其死により之を回復して吾人の有とならしめ玉ふ、吾人は福祉の希望を懷くことと犯罪の前と異るところなし、然れども吾人は今キリストの賜として之を領くるなり、吾人は罪によりて一切を失ひ、キリストの死によりて一切を回復せるなり。

(六)吾人が今神より何物を領くるにせよ、そは悉くキリストの死の賜なりとの眞理は、キリスト及使徒等の充分明白に證言するところにして、もし之と意見を異にするものあらば、此かる人は基督教を天啓として容るゝものと稱するの相當ならざるを見る、但し此言若し吾人の贖罪說を容れざるが故にかく言ふとせばそは獨斷の譏を免れざるべしと雖へども決して然らざるなり。

世人或は曰く、我は贖の事實を容るゝも、世に行はるゝ贖の理論を一も容るゝこと能はずと、此くいふもの其人尠からず、論者の說可なり、論者願くは贖の事實を充分に容れよ、もし此事實にして充分容れられなば吾人は其れにて足れりとすべし、然れ共吾人は問はざるべからず、贖の事實を容るゝとは何の事なりやと、是れ果してキリストの十字架に磔けられ玉へることを認むるの謂なりや、果して然らば吾人は問はざるべからず、曰く、何人か曾てキリストの十字架に死し玉ひしことを拒みしかと、一人も之れなきにあらずや、然らば兎も角もキリストの死が吾人を補助せしことを信ずるの謂なる乎、然れども何人を問はず、苟くも死して愛と信實を表明せし善人は皆吾人を補助するものにあらずや、此かることを認むるは決して贖の事實を容るゝ所以にあらざるなり、抑も神がキリストの口によりて證言し、聖靈が預言者及使徒等によりて證明し玉ふ贖の事實なるものは、キリストの死が吾人の享くべき一切の利益を吾人の爲めに得たりといふこと、即ち是れなり、苟くも神よりして永生を領くることを信ずる者に取りて至要至切の疑問は、我は永生を神の賜として、即ち神子の死の仲保によりて我に授けられたる賜として之を領くるか、又は我は此の如き仲保なくして之を領くと信ずるか如何と問ふことに在り、キリストは我爲に十字架上に其生を捐て、以て我爲に罪に對する神罰の免除を得、罰の免除と共に聖靈及び其他の福祉の約束を我爲に得玉ひしか、又は我は免除せらるべき罰もなければ咀もなしと信じ、キリストの死によりて神の恩愛を領くるにあらずして、たゞ我悔改によりて之を得ると思惟する乎、蓋し人此疑問に對して與ふる答辨如何によりて贖の事實を棄絶するものともなり、又之を認容するものともなるなり、キリストの血の賜として萬物を神より受るもの是れぞ誠に贖の事實を容るゝものにして、其他の者は決して此事實を容るゝ者とは言ひ難し、然り而して吾人が熱心に主張辨護せんとするところは實に此事實にてあるなり、第十七編を參照せよ。

(七)キリストの死の重要なることの充分了解せられんが爲め吾人が贖の事實に對して熱心主張するは、今更其何の故なるかを說明するの要なかるべし。若し神實に吾人の贖主たらんか、吾人が贖主として神を認むるの重要なるは言迄もなきとなり、もし神キリストに在りて其血を流し玉ふにあらずんば、吾人は永へ

に神の前に亡びたる者と爲りたらんに、此祭物の献げられたるが爲め、吾人は復び神に立歸らさるゝを得たり、然らば吾人は當に讃を神に歸すべき筈なり、豈にたゞ是のみならんや吾人は當にキリストがかく遂げ玉ひし贖を措きては全く亡ひたるものなること、即ち吾人は神に取りて失はれたるもの、神は吾人に對して失はれたるものなることを認むべきことなり、果して吾人が此の如く亡びたるものなりとの事にして眞なりとせんか、吾人が此く亡びたりといふことを拒むは神に對して輕からざる無禮にあらずや、もし吾人は亡びたるものにしてキリストの血吾人を贖ひたりとせば、此血の贖たることを拒むは、取も直さず人が淪亡の境に在ることを拒むに外ならず、然り而してもし血實に吾人を贖ひたりとせば、吾人がかく永遠の淪亡の境に在りじことを拒むは、血の流されたることを無用の事と見做すものにあらずや、もし吾人が以上說く如き贖ありとせば、神はキリストの血に一切の効力を歸し玉ふなり、然るにもし吾人此かる贖ありしことを拒まば、固より此血の必要をも拒むものなり、借問す、神子死して以て吾人を贖ひ玉ふの要ありや否やといふことに就き、もし神人間に議論ありとせば、何れの意見に重を置くべきか、蓋し

此議論たる、罪人が永生を得る所以の根據に關するものにてあるなり、左れば苟くも罪人たるものは、傲然敢て自ら神に反對せんとするが如きことあるべからざるに非ずや、罪人たるもの須らく此くも重大なる事件につき誤るべからざるにあらずや、もし神、人を贖ふ血を以て、罪人の立ち得べく、又其一切の希望を寘すべき唯一の根據と爲し玉ひたらんには、罪人たるもの何爲れぞ他に根據を求めんとはする、假りに罪人敢て他に根據を求むとせんに、彼は果して何を以て救拯を得んと望むか、之を要するにキリストの死もし眞に吾人を贖ふものなりとせば、吾人が自ら救はれん爲に此の眞理を拒絶せずして恭しく信受するは尤も重要のことにてあるなり。

吾人が右の眞理を信ずるは、キリストの血に歸すべき効力につきて神と意見を同ふせしめ、神に反對するといふ危險極まる位地に吾人を立たしめざるが故に重要なるのみならず、此く信ずるは此眞理を信受する人の心に及ぼす影響の故を以て重要なり。

聖徒パウロ羅馬書五章九節に於て信徒に語るや、之を稱して「其血によりて義とせ

られたる者」といふ、吾人は「義とせられたる」なる命辭を如何に解釋すべきか、吾人は之を解釋して、單に吾人が實際未だ完全なる義に到達せず、罪と相爭ふ現世に在る間、義を吾人に歸することを指すと爲すべきか、よし「義とせられたる」といふ語の意味にして單に義を歸することのみに限られたりと爲すも、尚且つ吾人はキリストの流し玉ひし血の故を以て、數へ難き吾人の罪は吾人に歸せられず、反てキリストの義吾人に歸せらるゝことを知りて喜ふべき筈ならずや、もし神吾人の愆を算へ罪を吾人に歸し玉はんには、吾人の望は果して安に在るや。羅馬書三章廿五節に於て該使徒はキリストが「其血を信ずるものゝ挽回の祭物」として立てられたることを言ふ、さて「挽回の祭物」なる語は憤怒若くは罰を避くることを意味するものなるを以て、之を人の心意に適用するは全く褻瀆の語を發するに外ならず、是れ神は已が造り玉ひし者の怒を避くるの要ありと謂ふものなればなり、(第十七編を看よ)左れば該語は固より之を神の心意に適用せざるべからず、故にキリストは人に對して挽回の務を爲し玉はず、神に對して挽回の祭物たるなり、然らば彼は如何にして此祭物となり玉ふか、曰く、其血によりてなり、彼その血を流し玉ひしによりて吾人

は神の恩惠を得たり、然らば人此神の恩惠を領けんには如何にすべきか、曰く、「信仰によりて」なり、曰く、何物に於ける信仰なりや、曰く、神が立て玉ひしキリストに於ける信仰なり、さて吾人は玆に止むべきか、吾人はキリストに於ける信仰といふことにて該使徒が意味するところを悉したりと謂ふべきか、もし吾人該使徒は右に述ぶるが如き挽回の祭物としてキリストを信ずることを意味すと謂はんに、そは果して正鵠を失したるものなるべきか、他語以て之を言はゞ、克くキリストを領收し以て、キリストを人の實際上の挽回の祭物となすの信仰は、全く挽回の祭物としてキリストを領くるの信仰なりと謂はんに、大に誤れるものなるべきか、もし挽回者としてキリストの利益を受くべき信仰の力につきて該使徒の素志此の如しとせば、人に取りて此挽回の利益を破壞するの道は挽回を信ずるの信仰を失ふことに在りと結論すべきにてはあらざるか、勿論吾人はキリストの獻け玉ひし犧牲は、知らざるよりしてキリストの死が吾人の罪の救免に對する犧牲なることを拒む者の爲めに救拯の用を爲さんことを望むものなりと雖も、かゝる犧牲としてキリストの死を正當に信ずるは、人の心意上に偉大の影響を及ぼし、之に平和を與へ、又之

をして、罪に勝たしむるものなりと信せざるを得ず、曰く、「其子イエス、キリストの血凡ての罪より我儕を潔む」（約壹一〇七）、曰く、彼は「其血によりて、我儕を罪より脱せしめたり」（默示錄一〇六）、曰く「彼等其衣を滌ひ羔の血によりて之を白くせり」（默七〇十四）、是れ聖語なり、然れども若し人罪の尤と力より免るゝ權利の基のキリストの血に存することを知らず、若しくはかく敎へらるゝも信じ肯んせずとせば、彼は如何で潔めらるゝを得んや、如何で其罪を脫することを得んや、此く潔められ、此く脫せんには神人共に力を戮せざるべからず、神は羔の血の泉を備へ玉へり、然れども注意せよ、救はれたる者は泉中に其衣を洗ひ以て之を潔白にせることを、もし彼等此泉の湧出づることを知らず、若くは泉あるを聞くも之を使用し肯んぜざりしとせば、泉水果して其用を爲すべきや如何、彼等の衣泉水を以て滌かずとも果して克く潔白なるを得べきや、之を約言せんに、もし血吾人の聖化に對して制定せられたるものなりとせば、吾人果して血を信せずしてしかも聖化せらるることを得べきか。言迄もなく、單にキリストを信ずるの重要なるのみならず、其血を信ずることとも亦重要の事なりとす。

（八）且つや吾人キリストの血を信ずるに方り、不完全にして誤謬ある信仰を有せず、充分明皦なる信仰を有するの重要なるを考ふ、キリストの血吾人を贖ふものなりとの信仰は正當なる信仰に相違なし、然れども若し其信仰にして血の購ふたる一切を悟了し、之を有するの權利を主張せずんば未だ纔に不完全の了解を具ふるものと謂はざるべからず、蓋し血が吾人の爲に購ひ得たるものは吾人の有たると疑ひなし、然らば血は吾人の爲に單に赦罪を得たるに過ぎざるか、否赦罪は量り難き代價を有し、且一切希望の端緖なりと雖も血の得たる處は此に止らざるなり、抑も吾人は神を嗣業として有せしなり、然るに吾人の罪を犯すや、キリストもし罪の爲に贖を行ひ以て吾人の損失を補ひ玉ひしに非んば、永へに神を失ひたるなるべし、然るにキリストの贖は復び神を吾人に還附して吾人の生命となし、永へに吾人の永生となすものなり、左ればキリストの流血によりて吾人は復び神を得、復び吾人の嗣業として神を頒けたり、もしキリストの贖の故を以て神吾人の有なりとせば、吾人をして神愛の無限なるを信じて充分之を領受せしめよ、神はキリストにより吾人のうちに宿り玉ふべし、此かる宿在は吾人の一切の願望を滿足するものなり、

キリスト吾人のうちに在さば、彼は吾人の生命、吾人の聖化、吾人の沃膏なり、キリストは神の全公會又は各個の信徒が要する一切のものなり、而してもし吾人の信仰充分神の召し玉ふ處迄上達し、キリスト吾人のうちに宿り、吾人も亦キリストのうちに宿るてふ境に到るにあらずんば、神は充分吾人のうちに宿り玉ふことなかるべく、又充分吾人に對し且吾人によりて其榮光を現はし玉ふことなかるべし、嗚呼誰かキリストが己を全く其有とし玉ふを欲する者ぞ、誰かキリスト己の衷に又己の爲に父の完全なる旨を成遂し玉ふを望むものぞ、人もし之を欲せば、此望を遂することもあるべし、そはキリストは其人の有なればなり、再言せば愛の榮光を具へ父の完旨を充分行はんとの熱心の榮光を具へしかして父の完旨を實行するの能力の榮光を具へたるキリストは其人の有なればなり、既に然らば人は神が彼に與へて其有と爲し玉ひしものを權利上望まんかな、人はキリストの血に基ける信仰によりキリストに在る神の嗣業を充分求め且領けんかな。

明治三十年五月十一日印刷
仝　年五月十四日發行

發行者　京橋區銀座四丁目二番地　堀田達治
印刷者　京橋區西紺屋町廿六七番地　高田乙三
發行所　京橋區銀座四丁目二番地　敎文館
印刷所　京橋區西紺屋町廿六七番地　株式會社秀英舍

741
150

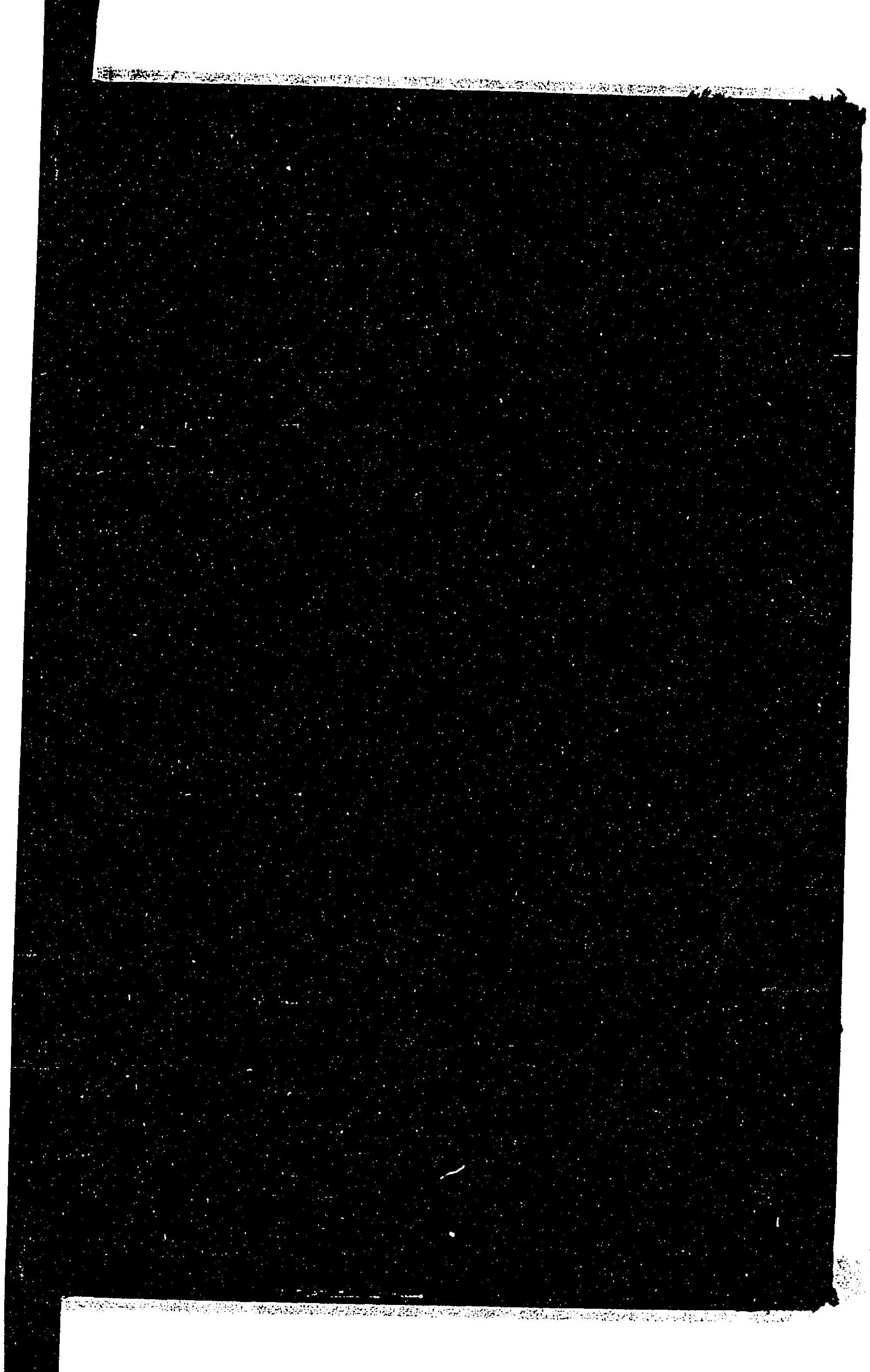

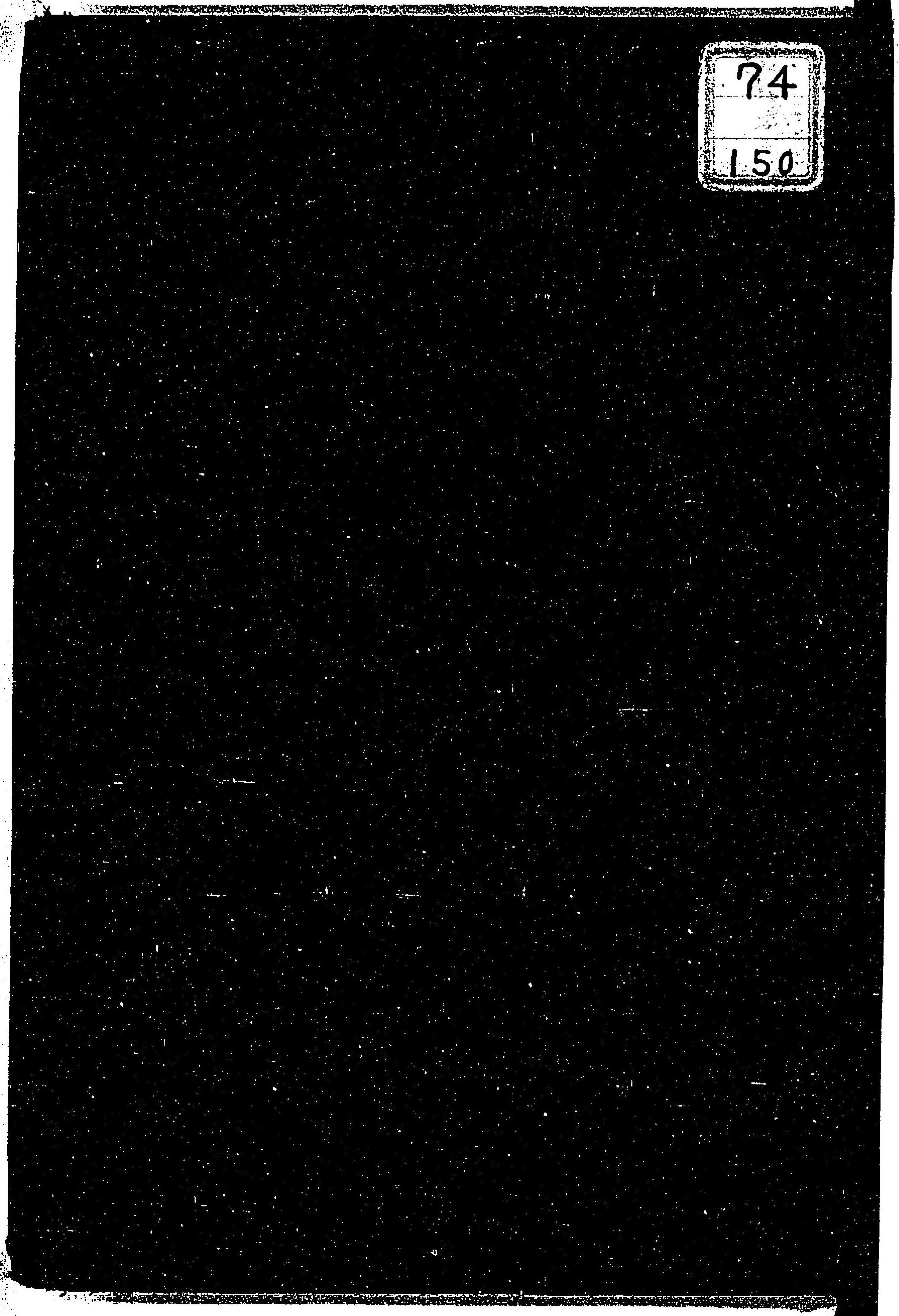

020258−000−7

74−150

降生とキリストの死との関係

堀田　達治／著

M30

ABI−0063